

○古村政府委員 給食部の主たる事務所は、旧日本学校給食会の事務所でございす。
○田中(克)委員 私どもこの事務所の実態もかつて調査をいたしましたけれども、今答弁にありましますように、法人としては統合をされましたけれども、実質的には学校健康会の主たる事務所は旧安全会の事務所である虎ノ門一五の十二であり、また、給食会の事務所でありましたものがそのまま給食部の主たる事務所として虎ノ門二の八の十六にある、こういう実態にあるわけであります。したがって、この法案の審議の際に、昭和五十五年の二月十八日の第九十一国会以来、九十三、九十四、九十五、そして九十六国会に至りまして初めて衆議院で可決をされて成立を見る、この経過が示しておりますものは、どう考えてみましてもこの二つの法人が本来持っている目的や性格の上から統合することに大変無理があり矛盾がある、こういう点が議論の対象として浮かび上がったことであるからだと私も認識をいたしております。

例えば、この際の統合を目的といたしております国立競技場につきましても、政府の提案趣旨の説明によりましますと、「日本学校健康会は、学校安全及び学校給食に関する業務をそれぞれ行っており、その業務の対象に国民一般と児童生徒等との違いはありますが、広く国民の体力の向上や健康の保持増進の面で密接な関係を有するものであることにかんがみ、」云々、こういう説明になっております。この学校給食会と安全会の統合そのものがこのような矛盾や無理の上に推し進められております上に、さらに今回は、この提案趣旨からも認めておいでになりますように、「その業務の対象に国民一般と児童生徒等との違いはありますが、」と、政府自体もこのことの矛盾は一面では肯定をされているわけでありす。これはもちろん行革の、臨調の答申に基づいての措置だ、こうは言われるものの、私ども、この統合のあり方について大変矛盾を指摘せざるを得ないわけす。

そこで、改めてこの提案趣旨にかんがみまして、大臣のこの提案についての考え方をもう一度お伺いをしておきたい。
○松永国務大臣 先生もよく御承知のとおり、国立競技場、日本学校健康会、いずれも体育、スポーツの振興、あるいは児童生徒の体力の向上、そしてまた、日本学校健康会の方であります、そちらの方は災害の共済給付、学校給食、こういうふうな事業をやっております、大変重要な役割を果たしてきておられるわけであります。今先生御指摘のように、その対象が、国立競技場の方は国民一般、そして日本学校健康会の方は児童生徒というふうになっておりますが、いずれにせよ、国民の体力の向上、健康の保持増進という面では密接な関係を持っておられるわけでありす。ねらいとするところが違っている方向じゃないのでありまして、やはり同じ方向の、国民の体力の増進、向上、健康の維持、こういうことで極めて密接な関係を有する業務であることには間違いないというふうに思っております。

○田中(克)委員 非常に広義な意味で国民全体の体力の向上、体力の増進、こういう立場に立てば、関連性はないとは私は申しません。しかし、それが密接にかかわっているということになりますと、法人としての組織的な運営の上でそれほど密接にかかわるものかどうかという点については、今の答弁ではどうしても納得がいかないわけす。
例えば、国立競技場の第一条には、「国立競技場は、その設置する体育施設を適切かつ効率的に運営し、体育の普及振興を図り、もつて国民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。」こういうふうに競技場の管理運営、体育の普及振興、こういうことにその目的を持ち、その目的を達成するために十八条では、「その設置する体育施設及び附属施設を運営すること。」「体育に関する内外の資料を収集し、整理し、保存し、及び一般の利用に供すること。」「その他その設置する体育施設及び附属施設を利用して、体育の普及振興のため必要な業務を行うこと。」と、この国立競技

場法は、国立競技場の本来持っている目的を極めて明確に示し、また、その持っている施設が果たさなければならぬ役割というものを十八条によつて明確に示しているわけで、したがってそのことと、今政府が提案趣旨の中で述べている問題と極めて密接にかかわっている学校給食会あるいは学校安全会、これを統合した学校健康会の業務とかかわっている、これはどうしても私どもは得心がいかない、納得がいかないです。
さらに、私ちょっと伺いますけれども、統合しようとしている国立競技場が運営管理に当たっている施設というのは、どこどこにどんな施設がありますか。

○古村政府委員 主な施設で申し上げますと、霞ヶ丘に陸上競技場を主体とした施設、それから代々木にプールを主体とした施設、それから北区の西が丘でございす、こちらにサッカー場を主体とした施設というふうに三つに分かれております。
○田中(克)委員 霞ヶ丘の競技場、代々木の競技場、西が丘の競技場、戸田の競艇の倉庫、それから大倉山のジャンプ競技場、こうなりますと、この体育に関する施設を管理運営するということだけでもきちっとした体制がありませんと、またそれに対する人員がきちっと確保されておりました、この国立競技場は、さっき申し上げましたような本来の目的に沿って、その施設を非常に適正に運営管理をして、その目的のために施設が生成して使われていく、こういうことにはならないのじゃないかと私は思うのです。

そこで、こういうような性格を持っている国立競技場が、さっき文部大臣が言われるように、広義な意味で体育の振興に、国民一般と児童の違いはあるけれども、そういう役割を果たしているものであるから統一すべきだ、こういう考え方になっておりますけれども、一体、そういうことで正常な運営管理が今後継続できるという確信に立つて文部省はこの提案を考えておいででしょうか。
○古村政府委員 確かにとおっしゃるとおり、今あ

ります日本学校健康会と国立競技場が合併をする、そこで、御指摘のように競技場の施設が数ヶ所に分かれていくという現状でございす、その辺の管理体制につきましましては、十分組織整備をいたしまして合理化を図って、それが円滑に運営できるような組織体制を組み上げられるというふうに思っております。
○田中(克)委員 私どもは、この二つの法人を統合することに大変矛盾を感じているわけでありすけれども、この二つの法人を統合することによって、一体どういうメリットが期待できるのか、その点を具体的に示してください。
○古村政府委員 御指摘のメリットと申し上げますと、この統合の直接のきっかけは臨時行政調査会の答申からきたわけでございまして、統合をして一つの法人になるという答申があつて、私たちが検討したわけでございす、メリットといたしましては、現在の常勤役員が、両方の法人では九人おりますが、これを七人にすることによって二人、それから、非常勤の役員が五人おりますが、それを四人にするということ、計常勤二人、非常勤一人の役員が減る。それによります経費の節減は、平年度化にいたしますと、一年間で大体三千三百万円ぐらいの経費が節約されるというふうに思っております。

○田中(克)委員 行政改革というのは、いわばむだな経費を省いて国民が必要とする行政に重点を置く、そのことが行政改革だと私も思っております。したがって、その臨調の答申があつたから行革をやるんだという発想は、私は基本が間違っていると思う。というのは、答申がある以上やらざるを得ないという前提に立つてお考えになつていくように響くからです。そうではなくて、その臨調の答申で行革をやると、その一環としてこの二法人の統合をやるとすれば、その統合をやることによってどのような行政改革が行われ、どのようなむだがかかれ、いざばどのような行政としての効率的な運用がそこに期待されるのか。今示されましたものは、いわば役員の報酬等に関

する経費の節減、具体的に示されましたのはそのことだけであります。私どもが考えているのは、要するに、さつき文部大臣が肯定をされておりますように、国民全体あるいはここで考えている法人というのは児童生徒まで含めて国民全体の健康増進のために、いわばスポーツ振興や普及を通じて国民の体位の向上、体力の増進、この日本体育・学校健康センターをもしくつくりたい、そのセンターがこういう役割を果たしていくという点がメリットとして浮かび上がったことなれば、統合する意味がないと思うのです。

そこで、今役員の問題が出ましたが、今競技場におります理事長一人、健康会におります理事長一人。統合しますと理事長は当然一人になります。理事は現在競技場に二人おられますが、一人は欠員です。健康会に三人おられます。これを統合して理事は五人になります。そうすると今の陣容より一人ふえる計算になります。非常勤理事は今健康会に二人おられますが、統合されることによって三人になります。それから監事につきましては、競技場、健康会にそれぞれ二人おられますが、一人ずつ欠員で監事は二名になりますが、これはそのまま横滑りでありまして、実際、計算上はこの役員の定数が要ることによってはじかれた今の計算だと私は思うわけでありまして、今の実態からすれば、役員がそのことによって削減されたり、そのために経費の節減ができたという点にはならぬとあります。その点はどうか。

○古村政府委員 御指摘のことは、実態の運営において理事、役員が全部はまっていけない、欠員があるということの比較においておっしゃっておられると思いますが、私たちが申し上げておられるのは、それぞれ組織として、定数として従来置いておられます常勤の役員の数と今度置きます常勤の役員の数あるいは非常勤の役員間の数を比較して、こういった行政改革としてのむだを省くということをやっていきたいということを考えているわけでございます。

○田中(元)委員 文部大臣、今指摘をしたとおりなんです。大臣はこのことについてどうお考えになりますか。

○松永国務大臣 機構、組織の問題として言えば、定員を比較してそして合理化がされれば、それはメリットであると評価すべきものだと私は思います。

○田中(元)委員 現実に現員で運営は行われているわけですね。それが統合を前提にして考えられているということからすれば、政府の方は本来ならこれは去年に法案を出しているわけでありまして、六十年にはもうスタートをしているつもりであつたわけですね。おかしいやありませんか。

今申し上げるように、定員があれば定員で計算をして、統合してこれだけ節減ができる、こう言ってみると、実態が既にそうになっているのに、統合することによって役員は逆に言えはる。私が行政改革の具体的なメリットを示してほしいとお伺いしたら、唯一の具体的な理由としてそのことを体育局長はお挙げになったけれども、それがこういう実態にあるということになれば何をか言わんやです。私は、今の答弁ではどうしても納得いきません。

○古村政府委員 運用の問題において確かに役員の中で欠員を抱えておりますが、これは、いろいろな状況を見てこういった統合案を出さざるを得ない、そのときには役員の縮減をどうしてもやっていたかざるを得ないということを見越して、こういった役員の欠員のままで運営をしてまいったという実情はございます。

○田中(元)委員 私どもが納得がいくような答弁が全然得られないので、非常に残念に思います。しかし、まだ山積の問題がありますので、この問題については保留させていただいて、時間がありませんから先に進めます。

ちよっとお伺いしますが、全国学校給食会連合会という組織がありますね。これはどういう構成になっておりますか。

○古村政府委員 全国学校給食会連合会というのは、都道府県の学校給食会の集合した任意組織の団体であると理解いたしております。

○田中(元)委員 一つ違ひのですね。確かに都道府県の学校給食会が連合して全国学校給食会連合会になります。ところが、「及び日本学校健康会を会員として組織されている」ということになっています。大事なところを落とされている。

これを見てわかりますように、もし学校給食会と学校健康会が一緒になってそれが学校健康会であるとしたら、給食会連合会に都道府県の給食会と日本学校健康会を会員としているというのはおかしいやありませんか。この実態は、さきに私が指摘しましたように、既に健康会法によってスタートはしているけれども、給食会と安全会の統合というものの矛盾を端的に示しているものだと私は思う。そうでしょう。実態として給食会というものは各都道府県にも確かにあります。運営はそこできかなり実質的にも行われるような体制になつていて、安全会は各学校に組織があり、県に組織があり、その組織がまとまって全国学校安全会になりました。この方が組織的なんですね。都道府県の給食会が一緒に集まって連合会(給食)はだれが常識で考えてもわかりません。この中に日本学校健康会が会員として入っているのですよ。そこに問題があります。したがってこのことは、私に言わせれば、依然として学校安全会と給食会は法人として名実ともに組織的に一つになっていない、そのことのあらわれだと思いませんか。

○古村政府委員 安全会と給食会が統合いたしましたときも、旧安全会と旧給食会の業務をそのまま引き継いで新しい日本学校健康会をつくるというところでまいったわけでございます。先ほど私ちよっと落としてしまつた失礼いたしました。都道府県学校給食会と昔は日本学校給食会とが一緒になつておりました全国学校給食会連合会というものが組織としてあるわけですね。そこで、その組織の中に、今度日本学校給食会から日本学校健康会に変わりましたときに、健康会そのものも給食の仕事をするわけでございますから、当然従来の仕

事を引き継ぐということで全国学校給食会連合会の中に日本学校健康会が入ったということでございます。安全会の仕組みというのは、従来から日本学校安全会が都道府県支部を直接持っているという系列でございます。これは日本学校健康会に行きまして日本学校健康会の支部として安全部の仕事をするというのが都道府県の支部であるという二本立ての組織になっているということとは御承知のとおりでございます。

○田中(元)委員 今の答弁も大変矛盾に満ちていて、それならなぜ学校健康会として給食会と安全会を統合して一つの法人にしたのか。そして一方、全国学校給食会連合会の中へ都道府県の給食会と日本学校健康会を会員として組織するなどのことが実際運営上行われているということになれば、かえってそれは混乱ですよ。混乱であるか、そうでなければ実態として体をなしていない。運営は全然組織とは別の形で行われておると見なければならぬものであろう、こういうふうには私に指摘をいたしておきます。こんなことで時間をとつてもしょうがありませんから、質問を前へ進めさせていただきます。

そこで、今指摘をしましたように、さまざまな矛盾を持ちながらこの統合というものが学校安全会のともしも進められてきたし、今回も同じ轍で進められようとしております。したがって、前回この健康会が誕生した際に、衆参両院で附帯決議がつけられております。これは衆議院でも参議院でも趣旨はそれほど変わってませんが、この六項目にわたる附帯決議が行われましてから既に三年たつておりますので、この附帯決議がその後のようにに生かされてきたのかということについて具体的に示していただきたい。

○古村政府委員 各項目について御説明いたしますと、第一項目は、「日本学校健康会の業務の総合的かつ効率的運営に努めるとともに、運営審議会の委員の選任に当たっては広く関係者の意見が反映されるよう」にしろという決議でございますが、それにつきましては、日本学校健康会の諸施

策をより総合的かつ効率的に推進するために、健康保持増進事業総合的調査研究を実施いたしました。児童生徒等の健康保持増進のための事業について長期的観点から調査研究を行っているところでございます。

また、運営審議会の委員につきましては、学校の設置者、学校及び教職員などの代表あるいは学識経験者というふうな、広く関係者の意見が反映されるような人的構成を持ったわけでございます。

第二点の、「学校の施設・設備の安全性、環境衛生の維持向上及び学校給食の普及充実を図るとともに、養護教諭、学校栄養職員等の適正配置に努めること」でございますが、施設設備の安全性の向上につきましては、学校安全あるいは学校環境衛生に関する講習会の開催、安全指導の手引等の作成等によりまして、施設設備の安全点検あるいは学校環境衛生の維持改善の一層の推進を図っているところでございます。学校給食の普及充実につきましては、物資の適正円滑な供給、研修会の開催等によりまして、その充実を図っております。

また、養護教諭、学校栄養職員の配置につきましては、昭和五十五年度から発足いたしました教職員定数改善計画という御承知のとおり計画によりまして、十二年計画でその配置率の改善を図っていることに相なっております。

第三項目の、「災害共済給付については、とくに重度障害者に対する給付及び不服審査の処理を含めて改善充実を図ること」の御意見でございますが、これにつきましては、災害共済給付の充実については、昭和五十九年度において重度障害に重点を置いた障害見舞金の改定を行いました。

不服審査の処理の改善につきましては、各都道府県支部及び本部審査会の給付金決定、本部審査会の再審査などの機能の充実を図っているところでございます。

第四項目は、「学校食堂を含む給食施設・設備の整備を一層進め、とくに中学校、養護学校等に

おける給食の普及に努めるとともに、共同調理場については学校及び地域の実情を踏まえて適切に対処すること」という内容でございますが、これにつきましては、中学校等におきまして給食の普及については、学校給食用施設設備に係る国庫補助の事業量の確保に努めるとともに、中学校及び養護学校において学校給食を実施するよう強く指導いたしております。

共同調理場の設置運営につきましては、学校及び地域の実情等を踏まえて適切に対処するよう指導いたしております。

第五項目の、「学校給食用物資に対する国庫補助の適正化、食品、食器等の検査の徹底及び関係者に対する必要な情報の提供、研修の充実を努めること」についてでございますが、米あるいは牛乳等の学校給食用物資に対する国庫補助の適正化につきましては、農林水産省とも連絡をとりながら対処をいたしておるところでございます。検査の徹底につきましては、食品衛生行政として実施される検査のほか、健康会に独自に実施する検査施設におきまして、都道府県の学校給食会の検査施設との連携のもとに、学校給食サイドに立った自主的な検査を行っているところであります。

また、情報の提供や研修の充実ということにつきましては、健康会取扱物資についてパンフレットを作成して、学校や共同調理場におきます物資の選定に資することといたしておるわけでございます。

第六項目の、「日本学校健康会の統合・発足に当たっては、職員の雇用及び処遇について、従前の労使間の慣行を尊重し、労働条件が低下しないよう十分配慮すること」についてでございますが、健康会の発足に当たりまして、旧給食会及び安全会の職員は健康会の職員として引き継がれました。そのときに労働条件については職員にとつて従来より不利にならないよう十分な調整を行ったというところでございます。

○田中(克)委員 この附帯決議を見まして、今まで文教委員会の中でいろいろな議論が行われてき

た問題だけを考えてみましたが、この附帯決議は残念ながら全然生かされていない、こういうふうな私どもは言わざるを得ないと思います。

特に二項の「養護教諭、学校栄養職員等の適正配置に努めること」の問題につきましては、今局長からも答弁がございましたが、この問題につきましては私は例の補助金一括削減の連合審査の際にも申し上げたわけでございますけれども、養護につきましても小中で五百二十四名、十二年計画でふやすというところで決められておりますが、ふやされてきているのは年々百五十という数字であって、今まで七百五十名ふえた。そういうにしてもまだ四千三百七十四人不足をしているという実態で、計画そのものから見てもこのように大変おくれを見ている、こういう問題も指摘をしておいたところでもあります。

それから、特に学校給食の問題につきましましては、ことしの予算を見ましても給食施設の整備に達したと示されておりますように、自校方式を強く希望する父母の願いとは逆に、センター化や民間委託を進める行政指導通達が出されているという現実。また、五項の問題は特に重要なわけでありますけれども、御承知のように、前回のこの文教委員会の中で、奥米が学校給食に使われたということとで佐藤委員の方から大変厳しい指摘が行われて問題になったことがございます。そういう点を考えてみても、果たして食品、食器等の検査の徹底及び安全というふうな点について十分な措置がとられているのかどうかという点については疑問を持たざるを得ない。そういうふうな一つ一つ挙げてみると問題は山積をしていると思うのです。このことにつきましては、もっと文部省が本気で議会の附帯決議を尊重するという立場に立って、ぜひ前向きな姿勢を示してもらいたいと思っております。このことを強く要望しておきます。

そこで、一つお伺いをしておきますが、先ほどからも申し上げましたように、学校安全会と学校給食会を統合した健康会、二つの場所が、従前の法

人の事務所をそのまま主たる事務所として仕事が行われているという形の中で、さきに申し上げましたような給与の調整あるいは人事管理ないしは人事の交流、こういうものが本当に一元化されているのかどうか。そういう上に立たなければ管理職と職員の完全な意思疎通というものは図れないではないか。言われるところの実態として統合していない、名目統合だと指摘をされるのは私はその辺に問題があるのか、こう思うわけであります。その点についてはいかがですか。

○古村政府委員 統合いたしましたときに、職員の給与をどうするかということがもちろん問題になるわけでございますが、職員の給与につきましては、旧安全会の給与体系をもとにして給与表の調整を行って、現在健康会の職員の給与はこれに基づいて支払われているというのが現状でございます。その際には旧給食会の職員の給与が統合前よりも不利にならないよう十分な配慮を行ったつもりでございます。

また、人事管理について具体的に一本化されているのかというお話でございますが、統合後は総務部の庶務課におきまして統一的に実施しております。旧安全会職員と旧給食会の職員との人事交流についても鋭意努力をいたしておるということでございます。

○田中(克)委員 確かに、人事の管理は管理上は一つの窓口で行われていると思えます。しかし、実態としては全然そういうことではないでしやう。それから、今交流をしたいと言いましたけれども、した事実はあるのですか、ないのですか。

○古村政府委員 この四月に旧給食会と旧安全会との間の人事交流を行ったというふうに聞いております。

かなければならないと私も思うわけであり、けれども、そのことについてはどう考えておいでになりますか。

○古村政府委員 現在両法人においてはそれぞれの給与表によって給与が支払われておるといふことになっておりますが、統一いたしましたら当然一本の給与表にならざるを得ないというふうに考えています。したがって、そのときには現在の職員が受けております労働条件が悪くならないということを十分配慮していかねばならぬ問題だというふうに考えております。

○田中(克)委員 今の答弁を私も大変重要な問題でありますから確認をしておきたいと思っております。

さらに、労働条件の問題にもかかりますが、定員と現員の関係があります。特に国立競技場の場合、最近一部の業務については民間委託が行われてきております。定員と現員との関係というのを調べますと、昭和四十八年のときに二百十二の定員に対して百九十七名、欠員が十五ということ、このときに一番定員に対して現員が充足をされているというピークだったわけですね。それ以後ずっと定員に対して現員の方は低下の一途をたどってきておりました。ちょうど中間の昭和五十五年、二百三名に対して百八十九名、十四名の欠員。それがまた逐次現員が減らされてきて、六十年には百九十三名の定員に対して百七十三名、欠員として二十名、こういうことになっております。

したがって、このことについて現員をできるだけ確保をする、それから組合の意向あるいは現在職場にある人たちの雇用の安定、生活の安定、こういうことを前提に考えれば、民間委託というふうなものには極力抑えていかなければいけないのじゃないかというふうに思います。逆に言えば、これだけ定員に対して欠員が多いということになると、これは結果的には働いている人たちにいはば労働強化という形で返ってきているというふうに私も思われます。

けです。先ほど申し上げましたように、ああいう広い競技場の施設、いろいろな業務がある、しかもまた大勢の人たちが利用する、それから管理運営する施設もいろいろな場所にあたっている、こういう実態を考えてみますと、この点は非常に重要だと私も思うわけですね。そこで、この問題につきましても文部省の考え方を明らかにしたい、このように思っています。

○古村政府委員 現員に欠員があるというのは実態の話でございますが、定員があつてそこに人を割り込むというのはそういう定員が必要だということからあるわけでございます。そこに人を入れ込んでいくというのは当然なことだ、これは具体的に国立競技場において御判断されることだと思ひますが、そういうふうに基本的に考えております。

なお、民間委託についてでございますが、今いろいろな業務につきましても民間委託できるものにしていくというふうな基本的な方向で仕事は動いていると思ひます。したがって、私どもも無理のない範囲でできるものはしていくということですが、何もかも民間委託をしていくというふうな基本的な考え方は持っておりません。

○田中(克)委員 前回の統合の際にも、附帯決議でそのような労働者の雇用の安定、労働条件の改善、その趣旨は盛り込まれておりますし、私ども今回の場合も、そこは一番注目をすべき統合の際の問題点だというふうにとらえておりますので、今の答弁、とにかく全力を挙げてその問題については前向きな姿勢での努力をさらに要請をしておきたい、こんなふうに思ひます。

そこで、時間が進んでおりますから残っている方の質問に進ませていただきますけれども、最近、生活が多様化する、それから食生活も非常に改善される、それから科学技術の進歩等によって生活の様式が非常に変化をきております。そういう状況の中で栄養が十分にとれる、運動する時間はなくなる、自動車等の普及によってなおそれに拍車がかかる、それから非常に情報化社会

になってストレスがたまる、そういう状態の中で国民は生活している、こう思うわけですね。そういうことになりましたと、何とないまして健康の管理、そのためには運動、スポーツの普及、体育、スポーツが果たしていかなければならない役割、こういうものは非常に重要になってきております。その一方で高齢化も非常に進んでおりまして、高齢者に対する運動や健康の管理についての指導、こういうものもまた欠かせない大変重要な側面だと思ひます。

そういう立場に立つて、これから統合しようとしております国立競技場、この競技場が果たしていかなければならない役割、こういうものをいろいろ考えますと、さき私申し上げておりましたように、この競技場自体が持っている目的やその目的を果したための施設の運営や管理のあり方、利用のあり方、そういうものを考える場合に非常に大事な点は、かつて、昭和三十三年でありますけれども、スポーツ振興審議会から内閣総理大臣に対して答申がされておりました、この国立競技場に於いては、「国で建設中の陸上競技場については、この施設が国民スポーツ振興のための代表的施設であることに鑑み、その公共性と本来の使命を達成するよう弾力性のある経営を行うため、特殊法人によって管理運営し、併せてこの法人がスポーツ振興に必要な事業を実施できるよう考慮すべきである」という答申が当時なされておりました。

昭和三十三年には、衆議院の文教委員会ではこの問題で質疑が行われまして、「国立競技場を活用する基本は国民の本当の意味におけるスポーツ振興の場になつてもらいたい。そのために使用料もできるだけ低廉にし広くアマチュアスポーツに開放すべきである。スポーツ以外の行事はできるだけ避け、運営費については国が十分補助すべきである。また日本のスポーツ博物館のようなものを整備するほか、専属のコーチを置き、指導者の養成と再教育を行い、スポーツの科学的な研究調査をするため、スポーツ研究所を併置し、ス

ポーツの振興を図つてもらいたい」、こういうような意見も当時参考人から陳述されているわけであります。

こう考えてみますと、この国立競技場が本来的なスポーツの振興を通して国民の体力の増進、体位の向上というものに果たしていかなければならない役割というものは非常に重要だと思ひますが、今申し上げましたような経過があるにもかかわらず、先ほどから申し上げておりますように、今回これを日本学校健康会と統合しようという構想が進んでおるわけであります。この経過にかんがみまして、国立競技場とは何か、この果たすべき目的や国立競技場が持っている意義、そういうものについて改めて文部大臣の見解を伺つてみたい、こう思ひます。

○松永国務大臣 先生も御指摘になりましたように、食生活が豊かになつてまいりました。かつてに比べますと相当高い栄養をみんなが吸収する、こうなつてきましたけれども、一方、社会環境が変化してまいりました。体を動かすという機会が減つてきておる。それからまた、一般国民にストレスがたまりやすいという状況のあることも事実であります。そういう変化の中で、すべての国民が健康ではつらつとした人生が送れるような国にするには極めて大事なことで、こういうふうに思ひます。そのためにスポーツを振興する。そのスポーツも、すぐれたスポーツ選手を養成するということも大切なことでありますが、それと同時に、一般国民がスポーツに親しみ、みずからスポーツを行つて、そしてそれぞれが体力の維持増進を図つていく、これがこれから非常に大事なことで、このように思ひます。そうした一般国民がスポーツに親しみ、みずからスポーツを行う、これを適切に行つていくために大事なことは、先生も御指摘になりましたように指導者の養成でございます。したがって、この国立競技場は、その設置する施設をいろいろな大会等に貸与して利用していただくという仕事もありますが、同時に、スポーツ教室あるいは指導者養成講習会、こういったの

を通じて、数の多いまたすぐれたスポーツの指導者を養成する、そうして、そのスポーツの指導者に全国民を対象にスポーツの普及、奨励をやつてもらうということが私は今後の日本にとっては大事なことでありふらに思ひます。そういう大切な事業をする上で国立競技場は中心的な役割を果たしていただいておる、こういうふうな思ひのでありますが、センターとして統合された後におきましてもそういう面は重要でありますので、より一層その事業の推進を図つてまいらなければならぬ、こういうふうな思ひでおる次第でございます。

○田中(克)委員 この国立競技場の役員の中には日本体育協会からも代表が参加をされておりますし、またスポーツ諸団体の代表が網羅をされております。したがって、今の質問について、せっかくきょう日本体育協会の事務さんに来ていただいておりますので、スポーツ団体の立場から、私が今文部大臣に質問をいたしましたことについて考え方を聞きしたいと思います。

○鈴木参考人 日本体育協会の立場でお答えを申し上げます。

私も、スポーツの普及の面で、国民スポーツの振興という面と国際競技力の向上という面と、二つの大きな柱で事業を進めさせていただいております。その両方とも、今文部省の方からお話がございましたように、いい施設で、いい指導者によつてスポーツをするということは非常に大切であるかと存じます。私も加盟四十競技団体ございませうけれども、そのそれぞれの団体がいろいろの面でスポーツの普及、振興を図つていく上で、今後とも国立競技場という施設、こういうものを十分活用して、今後の我が国のスポーツ振興に邁進してまいりたいというふうに考えております。

○田中(克)委員 きょうは国立競技場の理事長さんにも来ていただいておりますが、昭和六十年年度の国立競技場の予算の配賦の総括表を見ますと、政府の補助金は七億四千四百五十五万四千円、

全体の収入というのは二十四億五千三百六十七万七千円、こういうことであります。したがって、今政府の補助金というのは全体の収入の大体三分の一。それで、施設運営そのほか事業等の収入を合せて十六億八千八百三十三万三千円、これだけを見込んでおります。昭和五十年の十四億六千万円に對して、これは五三%ですね、補助金が五十八年は二十五億九千万。実に八年間に一・八倍になったわけですが、五十六年から絶対額が前年より下回り始めて、昭和五十八年には政府の補助金というのは三五%。それで、六十年のを私がちょっと計算してみましたら三〇・三四%、こういうふうな落ち込んでくるわけですね。若干の使用料の値上げもいたしましたけれども、あとは結局、国立競技場で働いている人たちのあるいは運営に当たっている人たちが、いわばその使用料収入あるいは事業収益をふやしていくために大変な努力をされて、政府の補助金が落ち込んでくるのをカバーしている。絶対額というのはふえることはあつても減るようなことはありませぬので、そういう現象がこの形から見る限りはつきり出ているわけですね。そこで、言われるところの目的外利用というように今まで実際に出てきておりまして、いろいろなコンサートや何かにまで施設を提供しなければならぬ。使用規程を見ますと、アマチュアスポーツとプロのスポーツの団体の中でも使用料金の格差をちゃんとつけているわけですね。第一類、二類と分けまして、そして、それがプロとアマチュアで差をつけるのに、施設の目的以外に施設を利用させる人たちまでいけばアマチュアでないという規定の中で扱われている、そういうところに私は若干問題を感じます。

問題を感ずるのだけれども、本来的には、さっき申し上げましたようなスポーツ振興審議会が答申をした際の趣旨にもありますように、その持つてある目的以外に利用させるといふようなことはあつてはならないし、むしろ好ましいことではない。しかし、運営上それをやらざるを得ないという実態が今ここに出てきていると思うわけですね。

そこで、私は、理事長さんに伺いたいわけけれども、さきの従業員の問題あるいは民間委託の問題などについて、私も厳しく注文をつけました。が、このような実態で努力をされているという前提に立って、この国立競技場のあり方というものについてどういふ感想をお持ちですか。

○望月参考人 お答え申し上げます。まず最初に、国立競技場のあり方の原則につきましては、先ほど来先生のおっしゃったとおりの方向でございまして、あくまで国民の体力の増強あるいはスポーツの普及、振興、そういう点に中核を置くということについては、現在でも同じでございます。その点については、将来ともその方針で行くことに変わりないということをまず最初にお答え申し上げます。

それから、現実問題といたしまして、ただいま補助金の問題等ございました。私もさういふことも、ただいまの厳しい財政事情の中で、できるだけ職員の協力も得ながら努力をして収益を上げておるところでございますが、これとても限界がおのずからあるということでは当然のことでございます。今後のことにつきましては、十分関係当局の御理解ある対応をお願いしつつ、かつ我々としても、さうは言いながらやはり自助的な努力もあわせてしていくように、今後とも職員とのいろいろな交流を通して協力を得ながら努力をしていくべき面もあると考えております。

○田中(克)委員 文部大臣、今国立競技場の管理運営につきまして、私が指摘をしましたように、年々政府の補助金というのは引き下げられてきて、今やその運営に占める率というのは三〇%を割るかもしれない状況にまで落ち込んできている。こういう中で、いわば運営が非常に苦境に立っているから、それ民間委託だ、それ減員だ、こういうことでは、一体こういう姿勢の中から、本当にスポーツの振興や、先ほどから議論しておられますように、国立競技場が本来持つてある目的、使命というものを果たすことができるかと考えてはいかがでしょうか。

○松永國務大臣 国の財政事情が厳しゅうございませうから、補助金は一般的に縮減傾向にあることは先生御承知のとおりであります。公共的な施設の運営管理、こういったものにつきましては、できる限り経費の節減合理化を図つて運営すると同時に、その内容を低下させないよう努力をしていくのが関係者の責務であるというふうに私は思っております。

○田中(克)委員 私ども、文部大臣のもう少し前向きな答弁を期待したわけでありませうが、今財政事情が非常に厳しいことも私も十分承知いたしております。私が申し上げておりますのは、今まで議論して進めてきた上から立って、国立競技場が本来持つてある目的、使命、そういうもののいわば機能を発揮させるためにこれでいいのかというのを私伺っているわけでありませうから、それに応じた答えを欲しかったわけでありませうけれども、ちょっと問題を変えます。

体育協会に伺いますが、日本体育協会が年間運用されております財源別予算の総括表というのをいただいております。簡単に結構でございますから、年間運営にどのくらいの予算を持ち、それから政府の補助をそのうちのどれくらいとっているか、その点をちょっと説明してください。

○鈴木参考人 ただいま予算関係の点でございますが、先生のお手元に五十八年度の決算が多分あると存じます。五十八年度の決算で申し上げますと、総事業費が四十二億八千万円でございます。それに対して、国庫補助金十四億六千万円を、端数がございませうけれども、ちょうどいいでございます。

○田中(克)委員 文部大臣、今お聞きになりましたように、日本体育協会の総事業費四十二億八千万円に對して、政府が出している補助金というのは十四億六千万円、私はこれは大変結構なことだと思つてはおりますが、この日本体育協会にこれだけスポーツ振興に力を入れている政府が、どうして、日本全体のスポーツのセンターともいふべき国立競技場に、さっき申し上げましたように

年々補助金を減らしてきて、現在の事態というものを見れば七億四千万円、これから見ましても、国立競技場の、先ほどから議論しておりますような果たしている役割の重要性というものから見れば、ここでもって民間委託だの、それからコンサートだのなんということまでやって、この日本体育協会へこれだけ補助を出して体育の振興、スポーツの振興ということに力を入れている政府の政策的な整合性がないじゃありませんか。私はそう思います、文部大臣、この点はいかがですか。

○古村政府委員 日本体育協会は、御承知のとおり競技団体四十を統括する団体でございます。したがって、四十団体をそれぞれ日本体育協会が傘下に持つておりまして、国際競技力の向上という点については国民スポーツの向上という仕事をしたいだいております。それに対しまして補助金ということで十四億円の補助金を支出いたしておりますが、一方、国立競技場の方は、施設を管理運営する経費でございます。したがって、管理運営経費と、片方のそういった事業費に対する補助との相関関係というのとはなかなか説明しにくい問題であるということ、私はそれぞれの事業がそれぞれでできるような形で国庫補助金が出されていくものであるというふうに理解いたしております。

○田中(克)委員 時間が大分過ぎてきておりますから、はしょって、ちょっと前へ進めていきたい、こう思うわけですけれども、最近大変スポーツ熱が盛んになってきたことは喜ばしい限りであります。それで、文部省の先日新聞に発表した報道によれば、例えばソフトボールに一千六百万人、水泳に一千六百万人、ランニングに九百万人、野球に七百五十万人、バレーに六百四十万人、ゴルフに六百四十万人、テニスに六百四十万人、このスポーツ人口が大変ふえてきておるといふことであります。私が持つておりますそういう資料というものは、昭和四十四年に日本体育協会が調査をしたのによりまして、スポーツ人口というものは五

百四十四万四千四百四十四人とありますが、ほかの資料によりまして、これは「体協時報」というのに、八四年の七月号であります、五十八年のスポーツ保険の加入者というものは八百六十六万二千八百一十一人、こうあるわけですね。そうすると、今や数千万の人たちがいづれかの形でスポーツをやっている、スポーツを楽しんでおる、こういうことになりまして、これも非常に結構なことだと思いが、こういうふうな底辺が広がってきている、学校から社会人に至るまで、それは結構なことでありまして、そういう層の広がりを認めておりますだけに、スポーツに対して指導者の養成、スポーツの指導、それから教育とスポーツとのかわり、そういう点が非常に重要だ、こう思います。

したがって、私がお伺いしたいのは、このスポーツの指導者の養成についてどのような措置が今までとられておるのか。それから、全国的に見た指導者の配置の状況というのはどういう実態にあるのか。それから資格認定の制度というのはい体どう考えているのか。この三つの点をお聞きしたい、こう思うのです。

○古村政府委員 スポーツの指導者の全体の様相でございますが、行政として担当しているという職員を常勤、非常勤合わせまして、七万六千人おります。その内訳からいいますと、市町村の社会体育担当の職員というのが一万六千人、それから都道府県から市町村に社会教育主事として派遣いたしますスポーツ担当社会教育主事が六百五十二人、それから市町村立の体育施設の職員が一万六千九百人、そのほかに体育指導員として四万八千人というのが行政の担当の職員の様相でございます。

そこで、これらの人々のいわゆる養成といいますが、研修、資質の向上の問題でございますが、文部省といたしましては、いろいろな研修会を通じてあるいは体育指導委員の研修会というものを通じてその養成を図っているところでございますが、片方、こういった行政の担当者以外に民間の

指導者というのが、大体、概算二十三人くらいおります。その民間の指導者につきましては、それぞれ競技団体、例えばスキー連盟であるとか、そういうところからそれぞれの指導者の研修をして養成をしているというものが現状でございます。○田中(克)委員 今資格についてもそれぞれあります、それから特に民間とかボランティアに依頼をしておられるという面も、二十三人という指導者ということになれば、実際に制度的に置かれている指導者よりも圧倒的に多いわけでありまして、そういう点にも大変問題があるように思われます。したがって、これらの養成とか指導とか研修とか、そういう点はどんなふうになされておりますか。

○古村政府委員 現在それぞれの種目につきましては、例えばスキーの指導者ならばスキー連盟が、サッカークラブの指導者ならばサッカー協会が、それぞれそれぞれの社会体育団体が養成をし、資格を与えているというのが現状でございます。○田中(克)委員 先日この文教委員会の一一般質問の中で、岐阜における中津商業高校の竹内恵美さんが、スポーツの厳しい練習、それから先生の暴力行為に耐えかねて、心身ともに疲れ果ててつい自殺に追い込まれたという問題が取り上げられました。大臣も御承知のとおりであります。これと相前後するように、今度はかつてのロスの五輪のハンドボールの選手でありました田口選手が横浜において恐喝未遂事件を起こしたということ、これについては、スポーツマンとして非常に恥ずべきことだということで一定の制裁措置がすぐになされた。それから新聞でも報道されておりますが、私も実は重大な関心を寄せております。と申しますのは、このオリンピックの際に、やはり大麻事件というのがありまして、これもいよいよスポーツ界を震撼させた大変ショッキングなニュースだったわけですね。今回はそれを上回る恐喝未遂という悪質な、いわばスポーツマンとして恥ずべき行為ということで指導をされていることは御承知のとおりであります。しかし、またこれと相前後

のとおりであります。まして、またこれと相前後して、今度は高知県の明徳高校、この学校の下にありまして明徳中学で、三年生が集団で二年生をリンチしたという新聞報道が出ております。この高知県の明徳高校というのは、御承知のように野球の名門校として知られておったわけでありまして、例の太田監督が少女売春のあつせんを受けたというところで、これもスポーツ界に大変話題をまいた事件のあった高校、その下にあります中学が、またしても集団リンチを起こしたわけですね。こういう相次いだスポーツにかかわる、スポーツの指導のあり方やスポーツの指導者のいざなわ姿勢やスポーツの選手のお考えになりますか。

○松永国務大臣 スポーツというのは、その種目についてすぐれた能力を発揮して、そうして競技においていい成績を上げる、それもありますけれども、またもう一つは、スポーツをやる人の健康と体力の増進という面もあるわけですから、それよりも大事なことは、すぐれた人間性を形成していく、特に精神力を強くしていく、こういう面が、私はスポーツの場合には非常に大事な目標でなければならぬというふうに思っております。先ほど田口選手のことや、あるいはオリンピックに参加した人の大麻にかかわった事件等がありましたけれども、あれは大変残念な嘆かわしい事件だということに思っています。ややとすれば、スポーツの面では有名選手になれば、精神的な面が十分で上がっていない人の場合に起こる例でありますけれども、周囲からややとされていく気になつたりして、ついつい世間の批判を浴びるような者が出てきたりすることは、本当に嘆かわしいことだと思っております。日本の選手が大会等に出た場合に平素の力を出し切れないなどという選手がおつたりするわけでありまして、あれもやはり精神力の弱さだというふうに思っております。そして、やはりスポーツというのは、自分自身の練習それから指導者からの注意や指導を的確に受けながら、同時にたくましい精神力を養成していく

ということが大事なことだと思ふのであります。田口選手の場合にしろ、あるいは大蔵事件にかかわった人の場合にしろ、精神力の養成が十分でなかったということがその背景にあるのではなからうかというふうに思ふわけでありまして、今後ともスポーツの面では、体力あるいは精神力の向上とともに精神力を強めていく、高めていくということが大切なことだと思ふわけでありまして、明徳中学校の集団リンチ事件、甚だ残念なことでありまして、やはりわざと磨くということのほかにあるいは精神力を高めるということのほかに、より大事なこととは、正しい行いができる、そういう精神力の養成、育成ということが大事なことだと思ふのでありまして、そういう方面で特に文行政の場でも意を用いてまいりたいと考えておるわけでございます。

○田中(克)委員 これは文部省にも聞いてもいいことだと思ふますが、私は、今大臣が言われるように精神力が弱かったから起きたんだというようになことで済まされたい、もっともっとスポーツを取り巻く社会的な情勢というか根の深いものがあろう、こういうふうに見ていくわけですか。そこで、体育協会の方から見えて、これらの事件を協会としてはどう見て——私が思うところによると、指導者の資質あるいはまたスポーツ指導者の養成や配置、こういうものが決定的にまだ不足している、こういうふうに見ますが、その辺についていかがですか。

○鈴木参事 御指摘のように、昨年の八月におきます大蔵事件、今回のハンドボールの事件、これは心から私も体育協会としてはおわびを申し上げる次第でございます。私どもの体育協会の事業というものは、御承知のように国の補助金あるいは公営競技からの補助金、さらには民間の浄財によって支えられております。すなわち、多くの国民の方々の御共感を得ながら進めなければならぬ問題でございます。したがって、今回のような不祥事、これは大変申しわけなく思っているわけでございます。

これにつきまして、やはり私も日本体育協会はもちろんでございますけれども、御加盟をいただいている各団体の指導体制、こういうものにとさらに工夫を加えていかなければならない問題というふうにお話のとめております。ただいま文部大臣からのお話の中にもございましたように、やはり選手のお話の中にも三つがそろふことが特に国際競技の面での活動には大事なことでございまして、これも、国際的な技術というものの進歩の速さに追いつけ追いつけというところが影響をいたしました。多少メンタルの面での指導というところが今後一層加えていかなければならない問題だというふうに、私も初め加盟競技団体の、特にコーチの皆様方とお話し合い等を進めております。

なお、先ほど先生の御指摘のありました精神的に弱いのじゃないかというふうな面、特に試合の場でのそういう面につきましては、六十年度から国庫補助の御配慮をいただきました、メンタルマネジメントということで、これを科学的に少し研究をするということを進めさせていただいております。今後とも十分気をつけて頑張っていきたいと思ひます。

○田中(克)委員 時間がなくなつてきておりますが、実はこれらの関係する事件というのがここの頻発をしましたので、私も重大な関心を寄せまして、この質問に立つ前に若干資料を集めてみました。

そこで、文部省の方にお話をしたいわけですが、けれども、幼稚園から小中学校はもちろんのこと、高校、大学に至るまで、スポーツにかかわる不祥事というのは大変続発をしております。それで、社会人に至ればなおのことでありますけれども、そういう層別、それから問題別に、スポーツにかかわる不祥事とはいっても選手自体のそういう不祥事もあれば指導者の不祥事もあります。それから事件の質もいろいろあります。そういう問題別に整理をしたところ、二年のデータをぜひいただきたいと思ひますが、そのことを約束させていただきます。

ただけですか。

○古村政府委員 御要望に沿うよう善処いたします。

○田中(克)委員 実は私、スポーツにかかわる不祥事の最近こしはらうの新聞の切り抜きを用意してみました、それを見て愕然としたわけです。これは全部印をつけておりますから文部大臣にちよつと目を通してもらつて、いかに深刻な事態にあるかという実感を私は持つてもらいたいと思ひます。中には見るにたえないようなスポーツマンが犯罪や事件を起こしたのもありますし、もっと指導者の質を問われるような問題もたくさんあります。これを渡しますから……。

時間がありませんから、大臣にはそれをちよつと目を通してもらいたいと思ひます。ばらつと結構です。大分厚くできておりますけれども、大変な問題です。

そこで、お伺いしたいわけですが、文部省も局長に約束していただきましたように資料を出していただけたらということですから、私もそれを期待いたしておりますが、だからこそ私も、国立競技場が果たしていく役割あるいは日本協が果たしていかねばならない役割、それから指導者の養成、研修ということが大事ではないかと思ひます。また、教育現場にも大きくかわつてくる問題だと思ふわけでありまして、

そこで、国立の体育研究研修センターなるものの構想というのが文部省の中にありまして、既に昭和五十六年から五十七、五十八、五十九、六十年と継続してこの調査費がついていまして、この総額は、ここの分を入れたら一千五百七十七万三千円。それに、昭和五十六年度の基本計画策定費、これが別に百四十七万三千円ありますから、締めて千七百二十四万六千円、これだけ予算措置がされていくわけですね。結局、この間の調査費を使つて、この国立体育研究研修センターなるものの構想は詰めてこられたと思ふわけでありまして、この状況について答弁をいただきます。

○古村政府委員 国立総合体育研究研修センターをつくりたいということで、文部省でも検討いたしてまいりました。経過を申し上げますと、そのつくる場所をどこにするかということから始まりまして、ちよつと旧東京教育大学体育学部が筑波に移転したということで、その跡地があるということとでその跡地に目を付けて、そこにつくりたいということ、国有財産のそちら側への転用ということとを関係方面に折衝してまいつたのが昭和五十三、四年ごろの状況でございます。そして、五十五年に国有財産中央審議会で、その土地の使用についての基本構想については一応決定をいたしました。五十七年の二月の国有財産関東地方審議会において研究研修センターへの土地の利用について具体的な答申をいただいたわけでございます。

そこで、早速五十七年三月から国立総合体育研究研修センター懇談会というのをいろいろな学識経験者の方に入つていただいて、どういう中身を構想していくかということで御検討いただきました。その結果、五十八年八月二十九日にその懇談会の報告をいただいたわけですが、内容といたしましては、諸科学を動員して体育の基礎的、実践的研究を総合的に行うというのが一つ。それから、体育関係者に対して専門的、技術的な研修を行うというのが二番目。それから、三番目として情報の提供。こういうふうな大まかに言いますと三つの機能を持たせたものが必要ではないかという答申をいただいたわけでございます。したがって、私たちとしては、これについて今後十分検討していかなければならぬ問題であるというふうにお考えをしております。

○田中(克)委員 検討は重ねられてきておるようでありまして、いわば今度は構想の具体化を、私も今申し上げましたようなスポーツを取り巻いている状況の中から、この施設の持つ重要な意味というものを一層痛感しながら、強く期待をするわけでありまして、

そこで、この体育研究研修センターの構想につきま

しても、笠原専門職員の方からそういう構想の既
に発表された文書なども私どももいたいておりま
して、大変結構なことだというふうに思ふわけ
ですが、こういう状況にあるだけにスポーツのあり
方をもう一度問い直してみなければいけないの
じゃないか。それはなぜかと言へば、スポーツ振
興法の精神があります。特に、第一条にあります
ように、「国民の心身の健全な発達と明るく豊か
な国民生活の形成に寄与すること」を目的とし
てスポーツというものはされなければならぬ。結
局、スポーツそのものを国民に強制したり、ま
た、スポーツを今申し上げましたような目的以外
のために利用するようなことがあってはならな
い、こういうスポーツの基本精神があります。そ
の上に立つて第三条の「施策」には、「国及び地
方公共団体は、スポーツの振興に関する施策の実
施に当たっては、国民の間において行なわれるス
ポーツに関する自発的な活動に協力しつつ、ひろ
く国民があらゆる機会とあらゆる場所において自
主的にその適性及び健康状態に応じてスポーツを
することができるような諸条件の整備に努めなけ
ればならない。」というふうな決められていま
す。特に、このスポーツ振興法の基本の精神とい
うのは、国際オリンピック憲章に示された、政治
や企業あるいは宗教の介入、干渉、利用を排除し
て、本来の国際的な平和原理というものと一致を
しなければならぬ、ここに通じていると私は思
うわけです。

そこで、今申し上げましたいろいろ日本の国内
に起こっているスポーツのあり方、先ほど文部大
臣がいわば精神力の弱さというふうなことも言わ
れましたけれども、例えば、なぜ特定のスポーツ
の選手、有望な選手をしごいてまでも、体罰を加
えて自殺に追い込むようなむごい訓練の仕方をし
ても育てようとするのか。一流のスポーツの選手
になればいい企業へ入れる、いい大学へ入れる、
そこには優遇措置がある。そして、そこで優秀な
選手を仕上げればその監督の名前はさらに上がっ
て、さらにいい仕事につける。そして、そのス
ポーツ選手は、結局は一つの企業の中に抱え込ま
れてそこで育てられる。そのスポーツ選手はその
企業の宣伝に役を充てる。こういう関係がスポーツ
界を非常に毒している根本的な原因じゃないかと
私は思ふわけです。スポーツ少年団も結構なんで
すけれども、スポーツの訓練やスポーツをやって
鍛えることによって優秀な選手を育て上げる、そ
のことだけに集中するような考え方があつたとす
れば、それはスポーツを本来の目的から大變ゆがめ
ていつてしまつていて私は思つてゐるわけです。
す。そのものとところが直らないから、今言うよ
うな数々の不祥事が出てゐる。選手を甘やかす問
題もまたしかりであります。

どうか、そういう点を十分に検討していただい
て、これからのスポーツのあり方を考えていく場
合に、研究研修センター、そういう機能を十分に
發揮をして、全国のスポーツの指導者、文部省が
考へておられますようにある意味では国家の認定制
度をつくつたらどうかという考え方もあるようで
あります。そういうことにしていく必要がある
のじゃないか。やはりスポーツの指導者の資質が
問われているのではないかと。ボランティアに任せて
二十三万人もいる指導者におんぶするといふ考え
方、その人たちの一体だれがどういふふうに監督
をし教育をするのかという問題が置き去りにされ
てゐるように思はれてならぬわけですね。ぜひそう
いう意味で、研修センターの問題はもう一歩進め
ていってほしい、私はこういうことを強く要
望し、期待をするわけですが、最後に、このこと
について文部大臣の御答弁をいただいて、私の質
問を終わりたいと思ひます。

○松永国務大臣 スポーツというのは底辺が広く
ないといふけないものだと思つてゐます。私も
数十年間、スポーツ団体をみずからつくり、私も
指導者の一人として青少年を中心にしたスポーツ
の指導をやつてまいりまして、私の経験から言へ
ば、スポーツ団体を管理し運営する責任者、その
グループがしっかりしておれば、たとえ最初のう
ちはどうかと思ふことがあつても徐々によくなつ
ていくものでありまして、そうした底辺の広いス
ポーツを正しく発展させていくためには、民間の
ボランティアの活動、この力がなければとて
じやないけれども日本のスポーツは底辺において
広がらねえ。

例えば野球について言えば、各都道府県に軟式
野球連盟あるいは硬式野球連盟等がありますが、
それぞれスポーツ愛好者の中からのいろいろな講習
をや、指導をし、そして審判員にする、あるいは
コーチ要員にする。そういう人たちがボラン
ティア活動で少年団体あるいは青年団体のスポー
ツの指導をし、あるいはアンパイアも務める。こ
ういう熱心な人があつて初めて我が国のスポーツ
はより一層普及し発展するものだと思ひます。

問題は、有名選手等になつた場合に心のどこか
におごりとか甘え、そういう面が芽生えてきまし
ないか。これは先生方も経験あることと思ひます
けれども、ややともすれば、有名選手等になつた
場合に、就職等の場合に当然有力企業が採つてく
れるはずだなどという甘い気持ちで我々のとこ
ろに相談に来る者もいたりいたします。それを見
た場合に、これは甘えがあるな、先ほど体協の人
が心技体と言ひましたけれども、一番最初の心の
方が十分でないという感じを私は時たま受ける
ことがあります。やはりスポーツというものは、
体力を増進し向上させる、あるいはわざを磨くと
いうことの前に、心を鍛えることが大事なのであ
りまして、心技体、これがバランスのとれた形で
伸びていくようなスポーツの指導、振興をしてい
かなければならぬと思ふわけでありまして。

そういうことで、研修センターも指導者の養
成、心構え、こういった面を特に重視してセン
ターの事業というものも発展をさせていかなけれ
ばならぬと思ふわけでございます。

○田中(克)委員 終わります。

○阿部委員長 佐藤徳雄君。

○佐藤(徳)委員 私は、本法案に対して、今質疑
をいたしました田中議員に関連いたしました幾つ
かの問題についてお尋ねをいたします。

非常に忙しい中を学校健康会の松浦理事長さ
んにお越しいただきましてありがとうございます。
感謝を申し上げます。後ほど幾つかの点につ
いてお尋ねをいたしますから、ひとつ明快な答
えをいただきたいと存じます。

まず最初にお尋ねいたしますが、大臣、あなた
が文部大臣に就任してから幾つかの学校を訪問さ
れたと思ひますけれども、その訪問された際に学
校給食をお食べになつた経験がございますか、お
答へください。

○松永国務大臣 学校給食を生徒と一緒に食べた
経験はあります。大変うまくつたという記憶を今
なお新しくしております。

○佐藤(徳)委員 質問の本旨はそこではありませ
んけれども、大変おいしかったという御感想であ
りますが、それは自校の単独調理方式ですか、あ
るいは民間の委託センター方式だったのでしょうか、
いかがですか。

○松永国務大臣 おかすは自校で調理したもの、
それと一括購入したほかのものもあつたような気
がいたしますが、主として自校方式でやつてゐる
学校であつたと思ひます。

○佐藤(徳)委員 大変結構なお答へだと思ひま
す。自校方式は大変おいしいことは私も経験をし
ておりますから、そのとおりだと思ひますが、今
さまで議論になつておりますけれども、私は両
方の経験があります。

そこで、基本的には別々にいたしましたし
て、子供たちの健康を考えた場合に、自校の単独
調理方式の方が望ましいと思ひますか、それとも
食生活の上からいってもセンター方式の食事の方
が望ましいと思ひますか。大臣、どうお考えで
すか。

○松永国務大臣 一概には言ひがたいというのが
私の認識でございます。

○佐藤(徳)委員 議論の多いところですから、そ
れは後で私の見解を含めまして申し上げますと存
じます。

さて、学校給食にはそれぞれの分野がございま

して、いろいろ目的があるわけでありまして、学校給食法には「学校給食の目標」も掲げられておりますけれども、基本的には学校教育活動の一環であるとして終始文部省が見解を明らかにしてきたところでありまして、そのように理解してよろしいのかどうか、内容を含めまして御説明をいただきたいと存じます。

○古村政府委員 学校給食は従来から学校教育活動の一環であるということで説明をし、今もそういうふうな指導をいたしております。その持っております意味は、学校給食の時間におきます給食指導というのが学校教育活動におきます特別活動の領域に入ることからでございます。

○佐藤(徳)委員 四つほどあると思いますが、その第一は「日常生活における食事について、正しい理解と望ましい習慣を養うこと。」第二は「学校生活を豊かにし、明るい社交性を養うこと。」第三は「食生活の合理化、栄養の改善及び健康の増進を図ること。」第四は「食糧の生産、配分及び消費について、正しい理解に導くこと。」この四つだと思ひますが、間違ひございませんか。

○古村政府委員 おっしゃるとおり、学校給食法第二条は「学校給食の目標」として御指摘の四点を掲げております。

○佐藤(徳)委員 それでは、次に、参考人の松浦理事長さんにお伺いをいたします。

昭和五十九年十月四日発行の週刊新潮に、見出しが「どきどき表現なのでありますが、これは私が書いたものでありませんから御理解いただきたいのですけれども、」文部省なんか怖くない、この「甘い給食」が止められるか、こういう見出しであります。そして小見出しに「給食を牛耳る「健康会」とあるわけでありまして、そして、この中には、「文部省、農水省の古手役人の天下り先。伝票上だけで、手数料稼ぎをしている組織」と評される「日本学校健康会」に、いわば支部みたいな「学校給食会」が、各都道府県にある。「ともあれ、学校給食を牛耳る「日本学校健康会」の松浦泰次郎理事長(文部省元国際学術局長)はなん

と答えるか。」とありまして、理事長さんのお顔も掲載されているわけでありまして、

その中を私は興味深く読んでみたわけでありまして、紹介をいたしますと、次のように書いてあるわけでありまして、「完全な民間委託はありえないでしょうね。そうならたら駅弁と同じではありませんか。それでは学校給食制度そのものが崩れることになる。完全に民間委託すると、とにかく儲けからなさいけない。となると、安からう、悪からうというところではありませんが、子供たちが安心して食べられるものが作られるかどうか、問題だと思ひますね。」一般市販の米を使っている千葉県泉の泉米問題についても触れておりますが、これは私が前の国会でやった関係上認識がちょっと違っているのですけれども、米の問題は別にいたしまして、今紹介いたしましたような談話が載っているわけでありまして、非常に立派な御意見だと思ひて敬服しているわけでありまして、その気持ちは今もお変わりございませんか。

○松浦参考人 私の言いましたことと記事の文章は、そのものずばりではないと思ひてでございますが、基本的な気持ちは変わっておりません。

○佐藤(徳)委員 それでは、その基本に基づきまして参考人の松浦理事長さんに次の点を幾つかお尋ねいたします。

その一つは、日本学校健康会本部の組織体制及び学校給食関係の組織体制について御説明をいただきたいと存じます。そして、どこに何名配置されているのか、ひとつ具体的な内容についてもお知らせをいただきます。

【委員長退席、船田委員長代理着席】

○松浦参考人 本部の関係でございますが、役員、非常勤を入れまして八名、それから職員が七十七名でございます。その内訳は、総務部関係が三十名、学校安全部の関係が十六名、学校給食部が三十一名、合計七十七名でございます。総務部につきましては、庶務課十名、企画室七名、経理第一課六名、経理第二課六名、それから学校安全部の関係につきましては、業務課七名、普及課八

名。学校給食部につきましては、物資課八名、穀類課十一名、普及室四名、検査室六名、参事一という内容になっております。

都道府県の学校給食会につきましては、おおむね財団法人として各都道府県ごとに設置されておられまして、私どもの組織とは独立した組織になっておる次第でございます。

○佐藤(徳)委員 本部に七十七名、昨年より減っておりますね。昨年より二名減っておりますね。(松浦参考人「減りました」と呼ぶ)それで、人件費、事務費等に対して国庫補助金が交付されているはずでございますが、間違ひございませんか。

○松浦参考人 間違ひございません。

○佐藤(徳)委員 物資課及び穀類課の二つの課において、先ほど報告がありました、ここに何人か従事しているわけですが、そのうちの半数は国庫補助対象の職員のはずだと思ひますけれども、その人数と、私が言いました中身について間違ひございませんか。

○松浦参考人 先ほど申し上げました数字のうち十名が健康会の物資経理で措置いたしております、その余が国庫補助金の対象でございます。

○佐藤(徳)委員 そうしますと、学校給食部の国庫補助対象外職員は十名である、こういう理解でよろしいですね。

○松浦参考人 そのとおりでございます。

○佐藤(徳)委員 それでは、十名の人員費の年間総額は幾らになっておりますか。

○松浦参考人 五十九年の数字は六千二百二十七万円でございます。それから、六十年の見込みは六千六百四十二万円でございます。

○佐藤(徳)委員 これはいつから実施をされておりますか。

○松浦参考人 四十六年度からでございます。

○佐藤(徳)委員 四十六年度ですから、大分年数がたっております。そうすると、国庫補助対象外の職員に支払いました人件費は、四十六年以降今日までの間相当額に上りますね。そこで、その人件費の勘定科目は何ですか。

○松浦参考人 物資経理でございます。

○佐藤(徳)委員 物資経理、つまり物資勘定科目の中ですね。具体的商品名は何ですか。

○松浦参考人 物資に、指定物資と承認物資というふうに分類がございますが、そのうちこの物資経理で負担しております職員関係は、小麦粉の取り扱い事務、米穀の取り扱い事務、輸入牛肉の取り扱い事務でございます。

○佐藤(徳)委員 奇妙な話ですね。学校給食部が取り扱っている中で、小麦粉と米穀と牛肉のどういう操作をして出したのか、つまり国庫補助あるいは父兄負担、いろいろなお金がかかるって学校給食会というものが運営されているのだと私は思うのでありますが、一体何で小麦粉や米穀や牛肉のお金から人件費が捻出されるのか、私には理解ができません。どういう操作で小麦粉、米穀、牛肉から人件費を捻出されておりますのか、各品目ごとに具体的にしかもわかりやすく御説明をいただきます。

○松浦参考人 当時事務量が大量であつて、それに伴つて国の方に予算要求もいたしたのでございますが、なかなか予算的に必要な人件費が認められなかったというふうな経過がございます。政府当局にもお話しして了承を得ましてこれを実施してまいつておるわけでございます。

六十年の予算で申し上げますと、小麦粉の関係で五名、三千四百万円、米穀の関係で四名、二千四百万円、輸入牛肉の関係で一名、八百二十五万円というふうな内訳でございます。

○佐藤(徳)委員 例えば小麦粉が五名分で三千四百万円、それから米穀、牛肉とそれぞれお答えをいただきました。この五名、四名、一名というのはだれだれであると特定をされている職員でございますか、そうでありませんか。

○松浦参考人 特定されております。

○佐藤(徳)委員 特定されているとすれば、将来にわたる身分の保障はどうなりますか。

○松浦参考人 その他の職員と全く同様でございます。

○佐藤(徳)委員 ちよつと立ち入ってお尋ねをいたします。小麦粉からなぜ、どういう手続で三千万円のお金が出るのでしょうか、どういふやり方なんでしょうか。学校健康会からいただきました五十九年度の決算書を私は持っています。この取り扱ひの中身を見ましたら、売り上げ供給高は実に年間四百三十億に達しておるわけでありまして、しかも、この中には国民の税金が含まれているわけでありまして、もちろん、会計は明らかにしなければいけませんけれども、どうも納得がいきません。小麦粉と米穀と牛肉からなぜ人件費が捻出されるのか、納得いくまで御説明ください。

○松浦参考人 私どもも必ずしも好ましいやり方ではないと思うのですが、先ほど先生お話しのごさいますように四百数十億の物資を扱ひまして、その事務が大変複雑でございますし、給食部の職員などを私どもも見ておりました、毎日夜遅くまで担当を分担しまして残つてやつておるような状況でございます。各都道府県がどういふ事情によつてどういふ物資が必要か、あるいは事故品などが出てまいりました場合、即刻それに対する対応措置を講ずる必要がございます、必要な事務を処理するためにやむを得ずこのような措置をとつたというふうな経過でございます。ちなみに、その十名分の人件費が取扱額に對しまして占める割合は、五十九年度で〇・一八一%という状況でございます。そのようなことでもう相当年数やつてまいつたわけでございますが、検査院等の検査がございまして一応これについては認めていただいておりますというふうな状況でございます。

○佐藤(徳)委員 〇一%、率が低いからやむを得ないなどということについては私は納得できません。職員の皆さんの御苦労については私も十分承知しているつもりであります。

そこで、ひとつ大臣にもお尋ねいたしますが、政府の承認を得ている、こゝろお答えをいただきます。ところが、私が見た範囲では決算書にはそれがどこにも出てないのですよ、どこにも。どこ

にあるのですか、決算書の。小麦粉のどこにあるのですか、米穀のどこにあるのですか、牛肉のどこにあるのですか。そして、それはどういふ方法で人件費が捻出されたのか、出てないじゃありませんか。私の見落としかどうかわかりませんが、どうも。

○松浦参考人 例へば小麦粉流通経費という科目がございまして、その中でこれを支出しておる次第でございます。

○佐藤(徳)委員 その流通経費をどういふ操作でやつておるのですか。確かに小麦粉流通経費あります。ここに出ております。三千六百万でしよう。しかし、米穀と牛肉は出てないですよ、幾ら見たつて。どうして流通経費から人件費が出るのですか。出してもいいという根拠はどこにあるのですか。これは重大な問題なんです。

○松浦参考人 この経費の支出内容として人件費も支出しておるわけでございます。ただ、その人件費の基準は一般職員と同様の……(佐藤(徳)委員「そんなこと聞いているんじゃないよ」と呼ぶ) そういうことで、私どもとしましては、検査院の検査でも一応承認していただいておりますので、これで差し支えないと思つてやつてきておる次第でございます。

○佐藤(徳)委員 それはおかしいじゃありませんか。私の質問に対する答弁になっていませんよ。それじゃ、さらにお尋ねをいたしますが、この決算書の十二ページには学校健康会の予算総則があるでしょう。物資勘定科目から人件費を支出してもよろしいという条項はどこにあるのですか。この中に、何条にあるのですか。

○松浦参考人 総則には書いてございませんが、それはできるといふ考えで実施しておる次第でございます。

○佐藤(徳)委員 おかしいじゃありませんか。書いてないのにできるといふ判断はどこです。何の法律の第何条に基づいてそういう支出が可能なのか、大臣の答弁を求めます。政府が承認している

と言ふのだから。あいまいなことじゃ審議できませんよ。

○船田委員長代理 速記をとめてください。

○船田委員長代理 速記を起してください。

〔速記中止〕

○古村政府委員 先ほど理事長から小麦粉流通経費によつて小麦粉関係の職員の給与を支出しているというお話でしたが、小麦粉流通経費といふのは、小麦粉を末端の市町村まで持つていくのに要するいわゆる流通に関する経費でございます。したがつて、その流通に関する経費の中にはいろいろなものが入つておまして、それにかかります使途にまつわる経費というのは当然その中に入つてくるというふうに考えております。

○佐藤(徳)委員 そんなことは答へにならないでしよう。昭和四十六年から今日までの年数たつておるじゃありませんか。小麦粉が三千万円、十年間で三億四千万ですよ。それに米穀と牛肉がある。なぜここから人件費が出るのですか。小麦粉や米穀や牛肉がなぜお金にすぐ変わっちゃうんですか。会計検査院が了解した、私から言わしたるんです、そうならば、政府が承認しているとなれば、支出をしてもよろしいという法律的根拠を示さない。そんなことは納得できません。答へになりませんよ。

○古村政府委員 法律の根拠といふよりも、その予算としてそういう小麦粉流通経費という中で流通に要する経費を支出するという構造になつておるわけでございますから、その中に関係するいろいろな経費がある、その中で人件費も含まれておるということでございます。

○佐藤(徳)委員 そうしますと、小麦粉や米穀や牛肉に限定していることがおかしい。そうじゃありませんか。そうだったらもつと出していいじゃありませんか。出せるはずがないところに出しているところに問題があると私は指摘している。思ふなんといふことは、だれでも思ふことは

できるのですよ。法律的根拠どこにあるのですか。先ほど理事長はやむを得ずという言葉を使つておるのですよ。本来人件費を支出する場合について、どこの企業だつて官庁だつてやむを得ずな人という表現が出ますか。これが政府の誠意ある答弁なんといふことはまさに国民を愚弄してしまつておる。

○船田委員長代理 速記をとめてください。

〔速記中止〕

○船田委員長代理 速記を起してください。

ただいまの佐藤徳雄君の御質問につきまして、二十分間時間を留保いたしまして、質問を先に進めていただきたいと思います。

○佐藤(徳)委員 そうしますと、私が提起をいたしました疑問につきましては、あと二十分間、午明をしようと思ひますけれども、その時間の中で解明をしようと思ひます。いかがですか。

○松浦参考人 早速研究しまして二十分内にお答えできますよう努力してみます。

○佐藤(徳)委員 それでは、理事長の答弁を期待をいたしまして、次の質問に移らせていただきますが、政府もこれを事前に承認しているというところでありまして、大臣の方からも答弁をいただきますから、大臣答弁もぜひひとつ御用意をいただきます。〔松浦参考人「会計検査院がいたします」と呼ぶ〕会計検査院は会計検査院として別にお尋ねをいたしますから、御心配なくお答えください。

それでは、次に、指定物資と承認物資についてお尋ねをいたしますが、指定物資の取扱品目は何でしょうか。これはどちらでもいいです。

○古村政府委員 指定物資は米、小麦粉、脱脂粉乳、それから輸入牛肉、それとそれの加工品というふうになっております。

○佐藤(徳)委員 指定物資の取扱高を過去五年間にわたりまして年度別にぜひ明らかにしていただきたいと思ひます。

○松浦参考人 五十五年度の状況でございますが、小麦粉、米類、脱脂粉乳、肉類、合わせまし

て三百四億五千六百五十四万一千円でござい
ます。それから五十六年度は、三百三十億三百
万、五十七年度は三百四十九億七千八百万円、五
十八年度は三百六十八億三千四百万円、五十九年
度は三百七十六億八千八百万円でございます。

○佐藤(徳)委員 それでは、承認物資の品目を教
えてください。

○松浦(徳)委員 承認物資といたしまして六十年度
に扱いますものは、一つはチーズでございます。
それから強化精麦、麦でございます。それから油
脂類としましてショートニングと食用油、砂糖、
果実缶詰の一つとしましてミカン、もう一つは黄
桃の缶詰でございます。野菜類としましてタケノ
コの缶詰、スイートコーンの缶詰、水産缶詰とし
ましてサバの缶詰でございます。その他の缶詰とし
ましてウズラの卵水煮、でん粉加工品としまし
てパレイシヨでん粉でございます。それから調味
品類としましてトマトケチャップ、以上十四品目
でございます。

○佐藤(徳)委員 今お答えをいただきましたが、
その中身につきましては、先ほどの二十分間最後
の段階で関連をいたしますので、その部分につい
ては答えをいただいただけにとめておきます。
さて、その次であります、体育局長にちよつ
とお尋ねをいたします。

昭和六十一年、ことしの一月二十一日に局長名で
通達が出されてますね。その中身について御説
明ください。

○古村政府委員 ことしの一月二十一日付で体育
局長から都道府県の教育委員会教育長に対して、
「学校給食業務の運営の合理化について」という
通知を出したわけでございます。

〔船田委員長代理退席、白川委員長代理
着席〕

その内容は、まず業務の運営について、「臨時
行政調査会、臨時行政改革推進審議会及び総務庁
から合理化の必要性が指摘されているところであ
ります」として、ついで、各設置者がいろいろな
事項に留意して、地域の実情等に応じた適切な

方法によって運営の合理化を推進するよう、管下
の市町村教育委員会に対して指導してほしいとい
う前段を置きまして、内容といたしましては、ま
ず第一に、「学校給食の質の低下を招くことにな
い」ということを前提にいたしております。二番
目に、地域の実情に応じて、パートタイム職員の
活用あるいは共同調理場方式、民間委託等の方法
によって、人件費等の経常経費の適正化を図る必
要があるということと述べ、第三におきまして、
設置者が学校給食の合理化を進めるために、パー
トタイム職員の活用、共同調理場方式、民間委託
を行う場合には、次の点に留意してほしいという
ことで、それぞれ留意点を挙げております。

留意点について述べますと、一つは、パートタ
イム職員の活用をする場合には、常勤の職員との
勤務時間の区別をはっきりしてほしい、あるいは
パートタイム職員に対して必要な研修をしてほし
いということ。

それから、共同調理場方式の採用に当たりまし
ても、パートタイム職員の活用を図る場合には、
調理員の稼働の効率を高めること。二番目とし
て、近代的な施設設備を導入して、労働安全ある
いは衛生管理の面に配慮して調理工程の合理化を
図ってほしいということと述べております。

第三番目に、民間委託を実施する場合には、献
立の作成については設置者が直接責任を持って実
施すべきものでありますから委託の対象にしない
ということと述べ、第二点に、物資の購入、調理
業務等におきまます衛生、安全の確保については、
設置者の意思が十分反映できるような管理体制を
設けてほしい。第三番目には、設置者が必要と認
めた場合には、受託者に対して資料の提出を求め
たり立入検査をする等、必要な措置がとれるよう
契約上で明記してほしい。そして、受託者の選定
に当たっては、学校給食の趣旨を十分理解して円
滑な実施に協力する者であることを確認してから
受託者を決めてほしいという、三つの合理化の方
法についての留意点を挙げて指導をいたしたわけ
でございます。

○佐藤(徳)委員 昭和四十六年四月八日付の体育
局長通知の中で、学校給食の食事内容について通
達を出されてますね。その中身について御説明
ください。

○古村政府委員 昭和四十六年四月八日付の体育
局長通知は「学校給食の食事内容について」とい
うことでございまして、一番から六番まで項目が
あります。そして、一から五つときますと、御
指摘の学校給食の調理にかかわる事項について述
べております。通達趣旨を申し上げますと、「学
校給食の食事は、製パン加工等学校外に委託する
ことが適当であると認められた場合を除き、学校
または学校の設置者の設置管理する調理施設内
において調理すること」というふうに述べておりま
す。

○佐藤(徳)委員 そういたしますと、先ほどお答
えをいただきましたことしの一月二十一日に出し
ました通知の一番最後、五項目、これは今お答え
をいただいた部分についてあります。さらに
「学校給食法第六條(経費の負担)の趣旨に基づ
き、学校給食の調理の原則を示したものであつ
て、学校給食業務の民間委託を禁ずるものではな
いこと」とわざわざつけ加えてありますね。その理
由は何ですか。

○古村政府委員 学校給食をやっていく場合に、
どこで調理するかということに相なりますと、共
同調理場とか学校給食を実施いたします学校とい
う場所での調理をする方がより責任が持てるとい
うことは当然なこととあります。したがって、「学
校給食の食事内容について」という昭和四十六年
の通達はそのような観点から出されたものでござ
いまして、今回、民間委託をした場合に設置者ある
いは学校の手を全く離れたところで給食の調理が
行われるということは好ましくないという観点か
ら、この通達の規定は残したということでござ
います。

○佐藤(徳)委員 残したのとはわかるんです。わ
かりますけれども、わざわざ「学校給食業務の民
間委託を禁ずるものではない」ということをつけ

加えたところに焦点を合わせて聞いているのだ。
それはどうなんですか。

○古村政府委員 したがって、学校給食を学
校の調理場でやるということは、これはまさにス
トレートに考えれば給食業務そのものが直営にな
る。しかしながら、この通達の中で言っております
のは、民間委託をしてもいいよと言ったわけで
す。それは、調理業務を民間に委託をして調理そ
のものは学校の中でやるということが通常考えら
れるいわゆる派遣方式、職員を派遣してきて学校
の中で調理が行われるということができるよう
にしたということでございます。

○佐藤(徳)委員 局長としてはやむを得ない答弁
なのかもしれません。しかし、日本学校健康会
の組織の簡素合理化の勧告が総務庁から出されて
いますね、御承知ですか。もちろん当事者だから
知っているはずなんですけれども、いかが
ですか。

○古村政府委員 総務庁から、日本学校健康会に
ついての事務の監察が行われましたので、それ
についての監察報告は受けております。

○佐藤(徳)委員 勧告されました中身につきま
して要点をひとつ聞かせてください。どのような勧
告を受けたのか。

○古村政府委員 ただいまの監察でございます
が、これは学校給食及び学校安全、両方について
の監察が行われてございますが、お話しは学校給食
でございますので申し上げますと、学校給食関係
業務の簡素合理化ということについて監察の報告
がなされたというふうに存じております。(佐藤
(徳)委員「その内容を聞いています」と呼ぶ)
内容につきましては、総務庁におきましていろいろ
な現場の調査をいたしまして、その結果、合理
化を図ったところというふうな学校給食に係るコス
トが安くなるということと資料として持ちなが
ら、私が一月に出しました通達の中身をもってそ
ういった合理化を図れというふうな監察ござ
います。

○佐藤(徳)委員 問題は、私は冒頭に学校給食法

に基づくとその目的は一体何なのかお尋ねをいたしました。そして、ねらいは何かと言ったら、学校教育の一環であると答えられたわけでありま。ところが、今のお答えを聞いていますと、まさに文部省の主体的な条件を逸脱をして、そしてこの総務庁からの勧告に従って行ったものだと思解せざるを得ません。そうなりますと、今日学校給食が抱えているさまざまな問題があるわけでありますが、それでは、一体この学校給食法に定められているねらいというものが達成できるのかどうか私は非常に疑問に思うわけでありま。かなり厳しい——私はその勧告の資料を手元に持っておりまが、これを読んで、そのまま文部省が受け入れたとすれば、学校健康会の理事長さんがいらつしやいますけれども、学校健康会それでいっただけでなくなってしまう。だから、午前中に田中議員がさまざまな質問をしているように、今出されております今度の法案というものは、明らかに国立競技場と学校健康会、異質なものを一緒にさせる、その原因はここにある、こういうふうには私は思っているわけでありまが、いかがですか。

○古村政府委員 確かに、今の国家財政の中で、行財政改革を進めなければならぬというのは政府全体の姿勢でございますし、そのために第二次臨時行政調査会が置かれたわけでございます。そして、臨時行政調査会の中でも答申は、今の法案として出しております両法人の統合、それから学校給食業務の運営合理化というふうなことが答申の内容になってきたわけでございます。そういう点ではそのものところとはなつていますが、法案としては両方の法人を統合するという法案を提出しているわけでございます。

○佐藤(徳)委員 それは納得のできないお答えなんです。

そこで、学校健康会の理事長さんにお尋ねをいたしますが、申し上げた趣旨とは若干違ふという先ほどの週刊新潮の談話の答えでありましたけれど、

ども、あなたは立派なことをおっしゃっているのですよ。ところが、この私の手元にありますところの総務庁の勧告によりますと、まさに学校健康会全体、とりわけ学校給食の問題についてはずたにされてしまふのです。こういう勧告についてどうお感じになっていますか。そして、将来をどう展望されておりますか、お答えください。

○松浦参考人 先ほど古村局長からお話がありましたように、政府全体としては合理化、行財政改革に取り組んでおるといふことで、特殊法人の日本学校健康会としてもそういう方向でできるだけの努力をしなければならぬというふうに思っているわけでございます。

第六次の定員削減等も及んでまいっております、それに伴う定員減といふこともありますが、私どもとしては、先ほど先生から御指摘ありましたような、学校給食法の精神に沿ひまして、よい材料によるバランスのとれたものを発育期の子供たちに提供し、生涯にわたる幸福の基礎になりますよい食習慣を身につけさせる、あるいは子供たちの心の触れ合いにも資するといふことは非常に大切なことだといふふうに考えていろいろ努力をいたしておる次第でございます。最近では事務機械等もある程度進歩してまいっておりますので、そういう電子計算機も備えておりますし、テ

質疑を続行いたします。佐藤徳雄君。○阿部委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。午後一時三十分開議

で努力しておるわけでございますが、大局的に見まして、その勧告、行財政改革といふことは避けられない、日本として取り組むべき方向かと存じますけれども、健康会としては、その中で業務に支障のないよう最大限の配慮をいたしたいといふふうに思っている次第でございます。

さてそこで、「給食は単独校方式に戻せ」という主張を朝日新聞の「論壇」に投稿いたしました小崎光子さんという方は、東京の武蔵野市の学校給食センターで働いておりました、そしてセンター方式になった関係上センターに移行した人の意見が載せられているわけでありまが、私はこれを非常に興味深く読んでみたわけでありま。まさにもう経験をしてきておるその実態というものを主張されているわけでありまが、例えば次のようなことを述べられています。

○佐藤(徳)委員 あと三十分残っているわけでありまが、理事会の申し合わせもあるようでありまが、本会議の關係で中断してはしいという要請も事前に私にありました。ちょうど区切りでありまが、いまま少しやろうかと思ひましたけれども、残余の時間につきましては本会議終了後

述べているわけでありま。さて、午前中体育局長からお答えをいただいたわけでありまが、一月二十一日に出されたあの通達以降、文部省の通達によりまして全国的にどういふような変動がありましたのか、実態をおつかみでありましたらお答えをいただきたいと思ひます。

○古村政府委員 通達は一月二十日過ぎに出したわけでありまして、県がそれを受けて市町村の指導に入つたのが二月なり三月という感じだと思ひます。したがって、私どもで感じておりますのは、あの通達によつてまだ具体的な動きといふのは出てないといふふうに思っております。

○佐藤(徳)委員 かなりの日にちがたつていながらもかわらず、その実態が出ておらない。実は出ない方がいいわけなんでありまが、私の考え方としてはそうなんでありま。

そこで、先ほど紹介いたしました方の実例が載っておりますから、それを紹介申し上げますので、ひとつ感想をお聞かせいただきたいと思ひます。

この投稿をされている方の実例の第一は、給食が余つた場合に一体どうするか、この問題が実は問題になっているわけでありまが、センターに移行してからの方が毎日むだに非常に多いといふことを指摘しているわけでありま。これを金に換算いたしましたら、「毎日消えるひとりで二分の給食費」とつづつてあります。二つ目は、「捨てる分も買わねばならぬ」とまで言っているわけでありま。そして三つ目は、「冬でもキュウリ」を使う。御承知のとおりハウス栽培が全国的に非常に発展をしておりますが、季節に關係なくいろいろな野菜がつくられるわけでありまが、季節外に購入する場合には非常に値段も高いといふのは常識でありま。そういうものを取り入れて金が非常に高くつく、実はこういうことでも指摘しているところでありま。

センター方式がよろしいのか、あるいは自校単独の調理方式がよいのか、さまざまな議論がある

述べているわけでありま。さて、午前中体育局長からお答えをいただいたわけでありまが、一月二十一日に出されたあの通達以降、文部省の通達によりまして全国的にどういふような変動がありましたのか、実態をおつかみでありましたらお答えをいただきたいと思ひます。

ところであります。一概に言えないという大臣答弁でありましたが、しかし、少なくとも学校給食法に掲記をされておりますそのねらいからいいますと、子供たちの健康を守るという立場に立ちましても、より安全で衛生的で、しかもおいしく新鮮なものを食べさせられるのは、何と云っても自校単独の方式であるとは考えざるを得ないと思います。この点について幾つか私の意見なもので午前中に申し上げたわけでありましたが、何はともあれ、経済やあるいは行政改革で示されているようなああいう状態に振り回されるのではなくて、子供を守るという立場から文部省もその主体性を發揮していただきたいと思ふわけでありまして、もう時間もほとんどございませぬが、最後に、文部大臣の総括的な御感想なり御意見を承って、私の質問を終わりたいと存じます。

○松永国務大臣 学校給食は、児童生徒の心身の健全な発達に資する上で相当の成果を上げてきておるといふふうに私たちは認識いたしております。

もともとこのスタートは、戦後の物資不足の時代に、子供に対しては昼食はみんな同じものが食べられるように、貧しいからあるいは食べ物がないからというところでつらい思いをする子供がないようにというふうなことからなしたスタートだと思ふのでありますけれども、そのことが国民の理解と支持を得て今日の普及発達をしてきたというふうに思います。やはりすべての制度は、国民の理解と支持が発達するかどうかの決め手になると思うのであります。国民の理解と支持を得てこまめ発達をしてきた。最近におきましては、一部では学校給食よりは母親が弁当をつくって子供に持たした方がいんだという意見もあるわけでありまして、私も子どもをいたしましては、豊かになつてきたけれども、やはり子供に対しては、パランスのとれた栄養豊かな食事を提供することが大切だ、あるいは学校給食を通じて教師と児童生徒あるいは児童生徒相互間の心の触れ合いの場ができておる、あるいは学校給食の準備、後片づけ等

等子供たちがするわけでありまして、それを通して協力とか責任とかそういうものが身につけてくるという意味で、相当豊かになつてきたことは事実でありますけれども、やはり学校給食は必要だといふふうに考えておるわけでありまして、一部において家庭で弁当をつくらしたらいじやないかという意見もあることを聞きますというじやないかと意見を述べた上で、その運営につきましましては経費の合理化というものは考えなければならぬ。自校方式がいいかセンター方式がいいか一概には判定しにくいと申し上げたわけでありまして、センター方式をやるにしてもあるいは自校方式をやるにしても、いろいろ知恵を絞って経費の合理化を図っていかねば国民の支持は得られないだろうというふうに私は思います。

そういうことで、先ほど御指摘のありましたようなことしの通達、こうなつたわけでありまして、学校給食の質を下げないでかつ合理化する方法を考えなさい、こういう趣旨の通達を出したわけなのであります。その趣旨に基づいて、学校給食の運営については知恵を絞って合理化を図りながら進めていただきたいというふうに考えておる次第でございます。

○佐藤(徳)委員 大臣のおっしゃっていることはその立場からのお話だとは思いますが、私も、私は、教育全体もそうでありまして、子供を置き去りにしたような教育をしてはならない、子供を忘れたような給食をしてはならない、これが本来の姿であらう、こう実は思っているわけでありまして、

ちょうど時間が参りました。学校健康会の理事長さんに御出席をいただき、御答弁をいただいてありますので、次回、ぜひひとつ先ほどお答えいただけなかった中身について説明をしていただき、納得のいくような答弁を期待いたしまして、私の質問を終わります。

○阿部委員長 有島重武君。

○有島委員 日本体育・学校健康センター法案、議題となつておりますこの法案についての審査をさせていただきます。

初めに、この提案理由の御説明によりますと、「臨時行政調査会の答申に沿つて、特殊法人の整理合理化を図るため」であるというところでございしますが、この法改正によりましてどういった合理化に繋がつていくのかということでございます。私たちは行革を進めていかねばならぬ、それはいふまでもないことではございませぬ、これは人間的あるいは財政的にどのような行革効果が期待されるのか。行革というのは、必ずしもそれによつて人員が減り、財政的には予算が減るということだけではないというところは理解できますけれども、これがどういった人減らしに通じていくのかあるいは仕事減らしに通じていくのか、この辺の効果についてまず伺つておきたいと思ふます。これは大臣から承つた方がよろしいでしょうか。全体的な話になります、いかがでしょうか。

○古村政府委員 両法人が統合いたしました、いわゆる機構整備ということからいへば、第一点は人員の削減でございます。常勤役員というものは九人の常勤役員を減らします。それから、非常勤の役員が両方で合せて五人減りますから、それを四人にいたしますと一人減りますというところで、常勤二人、非常勤一人の減というところで、予算金額にいたしまして大体三千三百万円というものが年間の削減できる経費でございます。

そのほか、両法人が統合いたしますと、両方に総務部門があるわけでございますが、総務部門というものが一つになつていく。とすれば、総務部門に投じておりました力をほかのサービス面情報提供とかそういう利用者へのサービス面というものに力を注ぐことができるということ、機構整備をしてより国民に使いやすいものにしたという二つの面を考えているわけでございます。

○有島委員 常勤役員が二名なくなり、非常勤役員が一名なくなる、それで三千三百万円の人件費の削減になる、こういうこととすけれども、それとは別に、また人員が別なところでふえるというふうなことはないませぬか。全体でこうした削減、こうなりますか。

○古村政府委員 定員の面で言えば今の役員の削減だけでございまして、ほかのところの定員をふやすというふうなことは相なりません。ほかの点につきましては従来の定員をそのまま持つていくということでございます。

○有島委員 では、次の問題に行きます。名前のことなんだけれども、日本体育・学校健康センターとあるわけですが、これはもう少し国民に親しまれるような名前をつけ方というのがあつてはならないか。こういったことは、文部省も知恵者がそろつていらつしやることでございます。いろいろ議論があつたのではないかと申すのだけれども、これはどうにかならぬものですか。

○古村政府委員 この法律案を提出いたしますまでに、この法人の名称をもつとスマートにしたいということはかねがね私たちも思つておりました。が、他方名は体をあらわすということがどうしてなればならないかということがございまして、現在体育の振興をしております国立競技場、そして子供の健康にかかわつております学校健康会、この二つを合わせたという、いわゆる名は体をあらわしたという形で名称を決めさせていただいたわけでございます。

○有島委員 今こうやって提出された法案は法案として、これで名は体をあらわしてわかりやすいかもしれない。それは今までの経緯を知つて、これが統合されてこうなつたのだということですから、これからのこれにかかわつてくる国民の一般、またお子さん方ということから見ると、もう一工夫あつてもいいんじゃないかなと思ふますけれども、大臣いかがでしょうか。

○松永国務大臣 今局長が答えましたように、スマートな名前がいいという意見もたくさんあると思ひますが、やはり体もあらわした方がいいだろ

うということ、苦心の末こういう名前になったのだからというふうに思っていますので、何とかこれでご了承願いたいわけでございます。
○有島委員 御了承しないわけでもないけれども、もう一つ工夫をするという検討の余地は残されてもよろしいのじゃないかと思ひますね、今後の問題として。

次にいきます。業務の対象が、健康会は児童生徒に限られておりましたね。それで、国立競技場の方は国民一般ということでございますね。それでこれを統合していく。そうすると、今までとやはり大分変わってくると思いますか、例えば国立競技場、それから附属施設、これは国民一般ということに今なっている。特に児童生徒にも開放するというようなこともあり得るということですね。それから、安全会の方の加入対象ですね。これは現行より大幅に広がる、一般国民の体育、スポーツ団体、こまごま広げるような可能性も出てくるのじゃないだろうか、こういったことを思うわけけれども、そういった可能性といひますか、対象の幅が広がっていく、そういった可能性についても将来考えられますか。

○古村政府委員 ただいまのお話は、この機会にいわゆる学校健康会の安全部が行っております災害共済給付制度をもうちょっと一般に広げたらどうかというお話かと思ひますが、この法律の発想そのものは、従来の特殊法人の行っております業務をそのまま延長して引き継ぎたいということから出ておるわけでございます。そこで、災害共済給付につきましては、今行っておりますような高等専門学校以下の学校の児童生徒の学校事故に対する補償といひますか、給付を行うということにいたしたいというふうに現法案ではなっております。

○有島委員 これもさっきの名前とちょっと似た話ですけども、これを持ってきた、これを持ってきた、足した、だからこれ以上のもはしないのだ、それは文部当局としてはそうでしょう。だけれども、こういう措置をやっていく、それで国

会でこういった議論をしている、将来にそういうような発展的な何か考え方を含んで出発するといふことがあつていいのじゃないだろうかと思ひます。これは思ひますけれども、これは局長のお立場はさうでしょう。大臣、お考えとしてはどうでしょうか。

○松永国務大臣 災害共済給付の問題でございますが、先生御承知のとおり、児童生徒の登校、下校まで入るわけでありまして、小中高等学校の場合には、学校における行動それから登校、下校は、大体一般的に言えば決まったパターンで行動しておるわけでありまして、そういう意味でこの共済になじみやすいわけでありまして。しかし、大学となりますと、登校、下校、これはもう小学校や中学校と相当異なつた登校やあるいは下校の行動ですね、大学生の場合は、したがひまして、これはどうも小学校や中学校の児童生徒の場合と同じような考え方で災害共済の対象にはなかなかなりにくい、こういうふうな思われるわけでありまして。したがひまして、大学あるいは専門学校、これとは小学校、中学校、高等学校は十分違つておられますので、大学や専門学校の方に災害共済給付の方を広げるということは、事実上ちょっと難しいのじゃないかろうかなというふうに私は感じております。

○有島委員 局長に伺ひますけれども、統合によつて何か新しい事業を始めていくというようになつてもあり得るのかどうかですね。これは第二臨調という存在があつて、その外圧によつてこの統合を余儀なくされておる。したがつて、このものとこのものとをどう寄せ集めたただけだ、人員が多少減つた、これでいいじゃないか、こういうふうなものであるのか。何か積極的これをチャンスにこういうふうな少し開いていく、新しい事業を興していこう、こういうふうなことなのか。むしろ何かもつと積極的な意味合いというものを持たした方がよろしいのじゃないかと思ひます。それ、局長いかがですか。

○古村政府委員 この統合そのものは、行政改革の一環ということでやつてまいつたわけでございますが、いわゆる大臣の提案理由の中にも書いてありますが、両法人は一般国民と児童生徒という対象の差異はあるけれども、体育、健康の振興という点で両方非常に近い関係にある仕事をやつていくわけでございます。したがつて、これからは新しい法人ができましたときの研究課題として、やはりそういうマクロで見た国民の体育、健康というものが、それぞれの分野にわたつて、分野ごとでやつていくのではなくて、それを統合したものができるといふか、これは十分検討していかなければならぬ問題だらうというふうに考えております。

○有島委員 体育、健康、それから安全、こういったものを含んでのいろいろな総合的な政策を立案していくための審議会といひますか、大臣の諮問機関というふうなものを、今までのものは組みかえてまたつくっていく、そういったお考えもあるのでしょうか。これは大臣に一言承つておきたい。

○松永国務大臣 保健体育審議会の御意見等を伺つて、そうした上で、国民のあるいは児童生徒の体位向上、健康増進の上で有益な事業であつてかつ新しい特殊法人が取り組むのにふさわしいといふのがあれば、それはその段階で十分考えていかなければならぬ課題であると思ひます。

○有島委員 次にいきます。国立競技場について。

国立競技場法の第一条によれば、「国立競技場は、その設置する体育施設を適切かつ効率的に運営し、体育の普及振興を図り、もつて国民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。」というふうになつております。国立競技場ではスポーツ振興のためにどのような活動をしていくのか、これを基本的にお伺ひします。

○古村政府委員 国立競技場におきましては、国際的あるいは全国的なスポーツ競技大会の開催に施設を貸与する、あるいは一般の人がその施設を

利用してスポーツ活動をする、例えばテニスをするとか水泳をするとかいうふうなことも行われております。また、国立競技場が主催してスポーツ教室であるとか指導者の養成講座をやるとか、そういったものもいろいろな形で行われているといふことでございます。

○有島委員 こうした統合を契機として、今後この施設の利用、活用というものが従来以上に前進をしなければならぬのではないだろうかと思ひます。国立競技場の中にも霞ヶ丘、代々木、それから西が丘のサッカー場と三つあるようでございますけれども、特に霞ヶ丘の方、ここに關して今まで以上に活用、利用の工夫を何かなさる御用意があらくなるのかどうか。

○古村政府委員 霞ヶ丘の競技場は、大きく分けますと陸上競技場とサッカー場それからテニスコートということにならうかと思ひます。そこで、大きな陸上競技場を活用していくというのは、実際のことを言つて、一般の国民があれだけの施設を借りて使うというのは非常に困難なことだらうと思ひますが、いづれにしても、先ほど申し上げましたように、統合した機会に情報提供面でのサービスが今までよりもっとできる体制を組んでおきたい。そうしますと、こういう形でこの施設を使えるのかという情報がよくわかれば、それについての対応の仕方が国民の方に出てくるということ、統合を機会に機構整備を図るといふのはそういう意味でございます。

なお、サッカー場があるわけでございますが、サッカー場については、前々からスタンドが非常に狭いというサッカー関係者の強い意向もございまして、若干老朽化しているということもございまして、現在サッカー場は二万人の収容でございますが、もう一万人ふやして三万人ぐらい収容のサッカー場にしたいということで計画をいたしております。

○有島委員 陸上競技場なんか年に何回ぐらい使われているのですか。
○古村政府委員 ちょっとその前に、サッカー場

と申し上げましたが、霞ヶ丘にあるのはラグビー場でございまして、サッカー場は西が丘です。それから、ラグビー場の改修工事というお話をさっきいたしたわけでもございまして、ここで訂正させていただきます。

陸上競技場を年に何回ということでもございまして、大きな国際大会はほとんどここでやっておりまして、五十九年度におきまして使いました日には九十日でございます。九十日そこにおいて陸上競技なりラグビーなりサッカーなりアメリカンフットボールが行われたということでもございまして。

○有島委員 それはラグビー場ではなくて、あそここのメインのいわゆる国立競技場ですね。それだけで九十日ですね。そうすると、ナイターなんかはどのくらいやっていらっしゃいますか。

○古村政府委員 夜、照明をつけてやりますナイターというのは、五十九年度におきましては七回でございます。

○有島委員 七回というところと非常に少ないように思いますが、聞くところによればナイターの電力料金というのが非常に高いということですね。一晩の電気の使用料というのはどのくらいになっているのか。それから、競技場の使用料というものは幾らぐらいなのか。七回とか八回とかというところで、一体どういうことになっていきますか。

○古村政府委員 ナイターをやりますときには電気が大変高いというのは、おっしゃるとおりでございます。一千百万円の基本料金を年間——これは基本料金でございますから、それに使用料を継ぎ足しますと、一回にかかる経費が大体百四、五十万円ということになります。

○有島委員 それは電力料金だけではなく、それと競技場の使用料込みですか。百五十万程度。もっと高いような話を前に聞いておりましたけれども、去年なんかで百五十万程度ですか。それは電氣料だけなのか、あるいは競技場使用料も全部でなのですか。

○古村政府委員 ただいま申し上げましたのは電力の使用料ということに相なります。それプラス陸上競技場の使用料ということになります。

○有島委員 じゃ、競技場の使用料は幾らですか。

○古村政府委員 陸上競技場の使用料を申し上げますと、アマチュアスポーツで平日一日二十七万五千円、平日以外が三十二万円、アマチュアスポーツ以外は平日が百四十二万円、平日以外が百六十六万円ということになっております。

○有島委員 電氣料ですけれども、例えば後楽園球場など一晩二十五万円程度というのですよね。国立競技場なども非常に立派なナイター施設を持っておりまして、随分明るいものを持っておりまして、この利用回数が少ないのは何か非常にもったいない感じがするわけだけれども、これはどうにかならぬのですか。

○古村政府委員 電力利用料は、基本料金が一万円を超すということでもございまして、利用者負担ということで、それを使う回数で割り込むわけですね。したがって、使う回数が多くなればなんだん安くなるわけですが、昨年度は七回ぐらいになりますからそういう形になったというふうに御理解いただきたいと思っております。

○有島委員 イタチごっこみたいなので、高いから使いたくないというのがあるのです。使わないから高いとそちらはおっしゃるわけだけれども、だから、僕は、どうにか工夫してそれをもっと利用効果をあらしめることではないのだろうか、そういったことを今後工夫しなければならぬのではないかと、思うのだけれども、これは局長からも今事情を伺いましたが、大臣のお考えはいかがでしょう。

○古村政府委員 電力料金というのは電力会社との契約になりますから、一般的な契約料金というのは、国立競技場だからといってほかの料金体系をとるといふわけにはなかなかない。したがって、西が丘のサッカー場は自家発電でやっているわけですから、これはナイターをやっても利用料は非常に安くなるということもございまして。

そこで、国立競技場の霞ヶ丘の陸上競技場にそれでは自家発電をつけられどうかということは、確かに問題意識として私たちは持っているわけでもございまして、設備費そのものを試算いたしますと、自家発電装置をつけるためには大体一億円ぐらいかかるということ、今の財政事情の中ではなかなかそこまで手が回らないというのが現状である。将来やはりそういったものを持って安い料金でということとは、私たちも将来の課題として十分意識いたしております。

○有島委員 何か工夫の余地があるのではないだろうか、もっと工夫なさるべきではないのだろうか。かというところなんですけれども、大臣いかがですか。

○松永國務大臣 私は、スポーツというのはおてんどうさまの、太陽を浴びながらやるのが一番望ましいと思っております。しかしながら、いろいろな仕事の関係もある、なかなか昼間の日程はとれない、そういう場合にやむを得ずナイターを使うという場合があるかと思っております。その人たちは、ある意味では太陽のもとでやろうとしてもなかなかそのチャンスに恵まれないう方でもございまして、それから、いろいろな知恵を絞って合理的な料金でナイターでスポーツをやるようになることはいくことだというふうに思っております。

したがって、先ほど話がありましたように、自家発電装置をするのに一億以上もかかるとなればなかなか大変なことだということでありまして、恐らくナイターが七回程度だったというの、価格が高いということもあるかもしれないが、やはり本来、昼間やりたいという人が多いのじゃないだろうか。いろいろな工夫はありましようけれども、工夫はしなければならぬなと思うのでありまして、今すぐどうこうということとはちょっと返答いたしかねます。

○有島委員 一つの検討課題にしてみてくださいます。

それで、この利用状況といいますが管理状況。霞ヶ丘の競技場も一般の方々に個別的に開放して

使っていたらいいということがあるようですね。これは、非常に喜んでみんな使っておるようです。だから、芝やトラックなどの傷みや何かなある。そうなる今度、国際的な競技や何かのときに、芝生が荒れている、あるいはトラックの土の締まりぐあいというのですか、そういったものが荒れている、記録に微妙な影響を及ぼすじゃないかというようなクレームがつくというようなことも聞いていますけれども、そうした使用状況と管理状況の兼ね合いについては、古村局長、どんなふうに把握していらっしゃいますか。

○古村政府委員 六万人を収容するスタンドを持った施設でございますから、かなり大きな一つのイベントなどがなければ、一般にあの競技場を開放するということは難しいわけでもございまして。そこで、あの一面に芝が張ってある。従来、大きなサッカーゲームとかラグビーゲームはあの芝を利用してやるわけでもございまして、そういうゲームに支障のない範囲で、芝が傷まないということを前提にしてそこをやっていく。あるいは芝がある程度傷んでも、梅雨の期間に張りかえまして、梅雨の期間であればそれを貸して、後、芝を梅雨の期間に張りかえて、秋からのラグビー、サッカーに対して支障がないようにやっていくというふうな、あの陸上競技場は一般に開放するにはかなり難しい条件があるということだと思っております。

○有島委員 例えばロサンゼルスメモリアル・コロシアムあるいはイギリスではクリスタルパレス・ナショナルスポーツセンターというのがありますね。こういうところの利用と管理についてはどんなふうになっているのか、何か調べられていることがありませんか。

○古村政府委員 アメリカのいわゆる管理の運営状況というのはなかなか私たちも調べられないことでもございまして、この競技場はこの間のロサンゼルスオリンピック大会でのメイン競技場として使われたわけでもございまして。一九三二年につくられて、そして昨年のロサンゼルス大会にもメー

ンスタジアムとしてつくられたわけでございまして、芝の状況は非常にいいというふうなことは聞いておりますが、これをそれでどういうふうに一般開放しているのかとか、あるいはその管理をどうしているのかということについては、私たちも承知いたしております。

○有馬委員 こういった点、御研究なさる余地が随分あるのじやなからうかと思えますね。

それから、例えばアメリカの場合などは、国際競技をやるといふ場合に多分四つくらいの子のトラックがあつたはずですね。そういったものは平素から多目的に随分使われている。ヨーロッパなんかの場合にも、グラウンドがただのグリーンだけ張つてあつてそれを随分多目的に使つて平素も使われるようになっておりますね。日本の場合は国立競技場を初め、県立のグラウンドとこのが国体をするの大変立派にできていくわけですね。一般使用と管理という問題は、これは国立競技場だけにとどまらない。また、国立競技場でもつてこのことを一つ解決できれば、各県にそれが及んでいくようなことになるわけなんですけれども、どうもあそこを霞ヶ丘を見る限り、一点豪華主義といふ感じが、その周りにそれを支えていくといふものが少ない。これは日本が狭い国だから仕方ないと言へば仕方ないかもしれないけれども、この際ひとつ、他国のことも研究なさると同時に、サブになる競技場というものもつと積極的につくっていく、こういうようなことも考へていかなければいけないんじゃないだろうか。これは大臣、大変予算がかかってくることでございまして、こういった点の御研究を積極的に御推進なさるお考えはありますか。

○松永国務大臣 スポーツ施設は多いにこしたことはないわけでありまして、今の国の財政状況下でサブ運動場ができるかどうか、なかなか困難なことではございます。この六万人収容のすばらしい陸上競技場でありまして、九十回使われたそうでありまして、これはもつと有効的に使われればもつと回数をふやすことができるん

じやないかなというふうに思いますので、今後この競技場の利用方法についてはさらに国民にお知らせをして、そして有効に使っていただくというふうな方向に持っていきたいと思つてござい

ます。
○有馬委員 一般使用するとき、中で競技をする。スタンドというのはそのときにはほとんど使われないわけですね。何か非常に見ごたえのあるものがあつて、それで入場料を取つてみんなが入つて見物をする、そういったことがあります。しょうし、それはショー的なスポーツですね、見るスポーツ。大臣、今お答えの中にはそういったものも含まれてはいるかもしれないけれども、みずからやつていくスポーツ、そういった意味も非常ににおありになるわけですね。なければいけない。見るスポーツからやるスポーツへというスローガンも私たちは採用しているわけですね。

それで、そうすると、スタンドは余り持つていないけれども、さっきのラグビー場に二万人しか入れないから三万にするという話がありました。が、スタンドの方はないけれども、そこでもつて大いに利用する、そういうようなものもあつていいんじゃないだろうか。アメリカの場合、イギリスの場合なんかも、スタンドは組み立てスタンドで、何かみんなで大勢で見ましようというときにはスタンドを運んできて組み立ててしまふ、そういうものもあるんですね。それがお粗末なものなら危ないかもしれないけれども、向こうでもそれによつての事故というものは今まで別にないいやうです。この間ベルギーであつたのですか、あれは何が古い競技場であつて、火事が起こつて事故が起つた、そういったことはありましたけれども、必要に応じて組み立てる、必要がなければ、自分たちで楽しむという場合には畳んで広い場所にしてい使つて、そういうようなこともある。今の日本の建築技術といふことができますか。今の日本のと優秀なものができるといふ感じが思ひます。だから、そういった面も推進なさる、研究してみることが必要なんじゃないか、提案し

たいわけなんだけれども、大臣のお考えいかがでしようか。

○古村政府委員 住民がとにかく手近にスポーツができる、みずからスポーツをやる、施設が要るということはおっしゃるとおりだと思います。したがうして、文部省としましては、地方公共団体が主体となつてつくりまふ運動場であるとかあるいは体育館であるとかプールとかいふものについては、補助金を出して奨励をいたしてい、そういったことで今まで対処してまいつております。

○松永国務大臣 今局長がお答えいたしましたように、我が国のスポーツを振興する上で、施設はたくさんあることは望ましいわけでありまして、身近なスポーツ施設はそれぞれの地方公共団体が整備をしていただいているわけでありまして、それに對して国の方は応援をするという形で補助金を出している、こういうことでござい

ます。
先ほど先生、見るときに分解する組み立て式のとお話がありました。これはたくさんの方の場合にはよほど組み立ての頑丈なものでないといけない場合もあります。私は、大体スポーツといふのは、少なくともアマチュアスポーツといふのはみずからやるのが原則、中でも特にすぐれたスポーツの場合には多くの人が見に来てくれる、そのことのために観覧席もつくっている、こういうふうになつてはいるのだからと思ひます。プロスポーツといふのは見せてお金を取るのではありませんか、これはお客さんがたくさん来て、そして見せて料金をちょうだいする、こういう仕組みになつてはいるんだと思ひますが、アマチュアスポーツといふのは、あくまでもみずからスポーツをやつて体力を増進し、健康を保持していく、しかしすぐれた場合には多くの人がそれを見に来る、それに備えて観覧席はきちつとしたものを用意しておき、こういうふうになつてはいるのだからと思ひます。

○有馬委員 少し御研究をいただいた方がよろしいのじやないのだろうかというふうに私は思ひます。

すので、それも要望いたしておきます。
時間がなくなりますので、先に行きます。

○古村政府委員 学校の種別でいきますと、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、それから保育所でございます。

○有馬委員 それで、その掛金が四百円、大体その負担は設置者と保護者とが二百円ずつ半額負担になつておるといふことでござい。法律では十分の四から十分の六が保護者の負担になつておるといふことよろうですね。

しかし、そこで幾つかの問題がある。義務教育以外ではこの掛金負担率は今どのようになつておるか。また、私立学校についてはどうなのか。○古村政府委員 義務教育以外というお話でござい。まず、高等学校の設置者の負担率を申し上げますと、国立学校については十分の二・五、二五。それから、県立学校におきましても同様でございます。市町村立学校につきましては、二五。五を持っておりますのが九〇%の学校、それから五〇%を持っておりますのが六%、全額持っておりますのが四%ということに相なつております。それから、私立につきましては、二五%を持っておりますのが九九%ということになつております。

それから、幼稚園でございますが、国立の学校は全部二五％でございます。それから、県立の幼稚園につきましては、二五％の学校が六二％、五〇％の学校が七％、一〇〇％が三三％。それから、市町村立につきましては、二五％を持っており、八二％、五〇％を持っており、一五％の私立幼稚園では、二五％の負担をいたしておりますのが九八％、一〇〇％を持っており、二五％の負担をいたしております。

○有島委員 私立学校でございますけれども、これは設置者と保護者というふうに言っていますけれども、設置者といってもこれは学校の授業料によって賄われているわけですね。だから、結局は九々保護者負担である、こういうことですか。

○古村政府委員 突き詰めれば、財源は保護者から出ているというふうに思います。

○有島委員 この点、何か保護者と設置者との何、何％なんというのは非常にそろそろ、形式的なふうに思えますね。しかし、あえてこういうふうに分けていっているのは、国立というふうに準じてこれができるので、そういって言い回しになるわけ、その精神から言えば、これは保護者負担というのが二五％ないし五〇％というふうなことである。とすれば、これは公費でもってこれを補てんしていく、賄っていくというふうなことが工夫されなければいけないのじゃないだろうかと思うのだけれども、どうでしょうか。

○古村政府委員 これは、学校健康会といいますがその前の日本学校安全会ができたときの生い立ちということから考えましたときに、学校の中で子供が事故を起こす、それについて設置者の責任であるかあるいは子供の不注意であるかということが種々議論された時代がございました。そういった点を何とか救うという、学校の中でトラブルが起きないようにすることから始まった制度だというふうに私は認識いたしておりますが、それは保護者と学校の設置者との間でそこそこは共済制度を持ち込んでいくのだ、負担は

その両者でもって、とにかく保護者と設置者と、設置者の責任もあるわけですから、その設置者の責任というところで財源を賄いつつ、そういう学校事故に対して補てんをしていって、学校教育がうまくいくようにということとでスタートしたというふうになります。やはり設置者負担分については学校の設置者で持つ。私学の場合、それでは設置者負担といったって保護者に返るではないかということですが、この辺は、私立学校といふものの持っている今度の財政の構造の話しになります。どの部分が個人の負担になっているのか、なかなか解明できないわけでございますけれども、私が申し上げましたのは、結局、私学については二五％の国立に準じて持つところ、二五％は設置者が持ちますから七五％は父兄として金を出していただくという形で毎年お金を集めているのがこういう形で生まれたのだらうということでございます。まして、突き詰めれば、設置者と父兄ということとでこの災害共済給付制度は生まれたという経緯からいいますと、設置者負担分について公費を持ち込むことについてはいささか疑問があるというふうに思います。

○有島委員 それはお役所の方から言おうとそうなんですけれども、私立学校に子供を出している親御さんの立場から言おうと、何か奇妙な感じがする。まあ経常費の中に入れていくわけにはいかないかもしれない。しかし、これは何か一つの工夫をすべき問題じゃなからうかというふうに私は感ずるわけですが、大臣はいかがでしようか。

○松永国務大臣 公立の場合は公費負担、設置者負担という意味は納税者負担ということなので、私立の場合にも納税者負担を持ち込めたいということだと思っております。しかし、私立は私立として学校を経営しておる。その私立を選ばれた父兄が、その趣旨を了承の上で私立に子供を通わせていらっしゃる、こういうことなのであります。それは公立の場合と同じようにするわけには

いかぬだろう。私立と公立とはその経費の運営の仕方からいってやはりある程度の差があるのはいたし方ない。ただ、経常費助成という関係で、ある程度の保護者じゃない一般の税金の金も経常費助成という形で学校には入っているわけでありまして、その中から学校側で一部負担しているというところは、ある程度は一般の税金も使われているということになってきようかと思っております。

○有島委員 これも工夫の余地があるのじゃないかと私は思っております。

それから、学校教育法の第一条にある、学校と一条校というふうになっていいます。小中高校、大学、高等専門学校、盲・聾・養護学校及び幼稚園、こういうふうになっていいます。この一条校に入っておりますか、これが加入の対象になっておる。これは私は結構なことだと思えます。けれども、一条校に入っていない大学は加入の対象になっていない、これはどういうわけなんですか。

○古村政府委員 大学あるいは各種学校等が入っていないというふうなことは、先ほど大臣もちょっとお触れになりましたが、いわゆる学校におきまして教育を受ける形態がばらばらである。そして、登下校の形態も非常にばらばらであるというところ。小中高等学校というふうなことになるように、きちんと学校での授業時間があって、そして休憩時間がある、子供が帰ってくるというシステムになっているわけでは、そのところを学校の管理下として押さえるというのとはなかなか難しい。大学には、先生が休めば休講という制度があるわけですから、休講で何時間も授業を受けないというふうな、そういう学校におきまして学生の授業を受ける形態が大分千差万別であるということから、なかなかとらえにくいということでございます。

との間に、学生教育研究災害傷害保険契約を締結して、そういった学校におきまして学生の災害についての救済が図られるということに相なっております。また、専修学校、各種学校等につきましては、昭和五十六年度から財団法人の専修学校教育振興会が、損害保険会社との間に、専修学校各種学校学生生徒災害傷害保険契約を締結して、教育活動中などの事故についての災害救済を図るというふうなことで、現実問題は処理がなされているわけでございます。

○有島委員 いろいろな大学があつて、そこに参加している学生さんたちの授業形態はいろいろである、これは捕捉しがたい、こういうことはあるでしょう。ただ、高校段階におきまして、農業や工業や水産、こういうものがあるわけだし、それから、これから高校段階における単位の累積の高校、単位制高校というのですか、そういうふうなことも起こってくる。随分高校以上は多様化されてくると思えますね。それに対しての配慮というものの、いろいろこれからまた工夫しなければならぬ。それから短大も加えて、これもひとつ工夫をしてもらいたい。時間がなくなってしまうので、先にいきます。

学校給食につきましては、先ほど同僚の方の質問の最後のところでもって大臣も言っていました。いまいちけれども、今学校給食というものが児童生徒の心身の健全な発達に大変役に立ってきた、それからそのほかの教育効果というものもあるというところ、これは給食が始められてから三十年たつ、国民的な一つの支持を得ている、そういうふうな言い方をいたしましたけれども、私も大体同じような認識を持っております。これはいろいろの問題がある。お母さんのつくったお弁当の方がよい、こういう意見もあります。しかし、私はそれも本当に賛成ですけれども、家庭におけるお母さんのお料理ということはどうも一層やってもらうというところが前提にあつて、それでお弁当にも及んでくるといふのはいいけれども、お弁当のことばかり家庭のことを言つて、そういうふうなことを

言っている家庭がつい、お母さんの本当の手料理というものから遠ざかりつつあるような、いわゆる便利主義というような傾向もないわけじゃない。それはここでの話ではありまじいけれども、そういうことを総合的に考えてみると、学校給食というものは今後ますます充実していかなければならないのじゃないだろうかと思うわけです。その中で、発足当初はお子さん方に食べ物を与えなかったということ、そのころはいわゆる物の時代であつたということになりますね。その時代から比べると、日本全体が物が潤沢になった。それで、物から心への時代だといふようなことを言われておる。給食のあり方、給食のねらいということについて、これは大臣の御所感をまず承けておこうと思つたのですけれども、知育、徳育、体育とありますね。初めは主に体育といふことが、健康といふこと、そこら辺に重点があつた。同じ給食といふことを通じての教育効果でございすけれども、それが体育といふところから多少広がつていく傾向がある、あるいは広がっていくべきであるといふふうに私なんかも感じておりますけれども、大臣のお考えはいかがでしようか。

○松永国務大臣 先ほど答弁をいたしましたように、そもそも学校給食のスタートというのは、物の不足の時代に、子供に対しては食糧が栄養のあるものが確実に食べられるようなそういう仕組みが必要だといふことで学校給食はスタートしたものだと思ひます。現在では、先生御指摘のように物は潤沢になつてまいりました。飽食時代と言われるようにたくさん物が食べられる時代になつてまいりましたから、そこで、学校給食よりは母親がつくつた弁当の方が、子は母親の愛情が身にしみてわかるだらうし、母と子の心のつながりはより密接になる、そういう意味で、学校給食よりは母親の手づくりの弁当を持たせてやつた方が教育上はいいんだという意見が相当あることは事実であります。しかし、実態をさらに見てまいりますと、物が豊かになつてまいりましたけれども、栄養のバランスは必ずしもとれていない。である

とすれば、学校給食の場を通じて、専門的な知識、経験を持つていらつしやる栄養士が献立をつくる、それに基づいた給食がなされることによつて、子供に対してバランスのとれた栄養豊かな食事が提供される、それは子供の成長にとつて非常にプラスになるといふ面が一つ。二番目は、学校給食を通じて正しい食習慣の形成を図る。望ましい食事の行儀作法といふまじいでしょうか、そういったものが身に付く。三番目は、学校で教師と生徒であるいは生徒同士一緒に食事をするることによつて、教師と生徒の間の、さらにはまた児童生徒相互間の心の触れ合いの場がつくられて、好ましい人間関係が育成される。四番目が、学校給食の事前の準備、後片づけ等を通じて、協力とかあるいは責任とか清潔とかあるいは決まりを守る、こういった共同生活における必要な規律、あるいは行動様式といふものが身に付いてくる、そういう教育的な効果を考えまして、学校給食は今後も継続すべきであるといふふうに考える次第でございす。

○有島委員 私も同意です。最初に母親のお弁当の話もまた出ましたけれども、今や学校給食といふものが家庭料理に対して一種の指導性を持つようになつていっているようにですね。子供たちの、ハンバーガーが好きだとかカレーが好きだとかなんとかという、そういう嗜好、好みといふものですね。これがやはり学校給食によつてかなり好みが変わつていっている。そうすると、家庭のお料理のあり方といふものもそういうふうになつていく。または、今の主婦の方々がよく給食によつて育てられていいる。こういうことになつていいますと、一層また工夫をしなければならぬのじゃないだろうか。いろいろお献立やなんかも今までのカロリー計算だけの、だけというのでは言わない。だが、まあカロリー計算といふものによつて左右されていいたことからも、もう一つ一歩踏み出さなければならぬ。これは学校給食が家庭料理、家庭生活といふものに対して一種の指導性も発揮し出している、こういうことは認識していかねばならないのじゃない

だらうかと私は思つております。これが一つ。それから、一つにはしつけ、規律ですね。後片づけだとか行儀だとかといふことでですね。そういったことに重点がかかつてくる。よく言われているように、先割れスプーンで大食いだなんていうのがひとところ言われておりましたけれども、最近、私はあちこち見て回つておりますと、そういった点も随分何か姿勢もよくなつたようだし、変わつてきていると思ひます。

それから、教師と生徒それから生徒同士の人間関係といふことを言われました。こうした道徳的效果といふことも、あるいは家事、家庭にわたつての知識の一つの効果といふことも、こういったことが給食の中に大きく、昔もあつたのでしうけれども、そのウェイトが非常に大きくなつていけるのじゃないだろうかといふふうに思ひます。今後それが大きくなつていくだらうと思ひます。

そこで、この前の日本学校健康会法が成立したときに、衆議院でもそれから参議院の方でもあつたと思ひますけれども、附帯決議が六項目ついておりました。その大体四番目だつたと思ひますけれども、「学校食堂を含む給食施設・設備の整備を一層進め」よ、こういうことがありました。これはそのように心がけると言つて、そのときの大臣も表明されたわけでございますけれども、この学校食堂、ランチルームの設置校、こういったことを全国でどのくらいやつておるか、特にふえておるか、こういったことも掌握していらつしやるのじゃないかと思ひます。特にこの中で、私がかねがね主張しております異年齢混成もつての給食、その効果といふものがこれは著しいものじゃないかと思つております。それで、このランチルームは、できるところとできないところとあるようです。これは過疎校ですと、教室があいてしまふものだから、そこをランチルームにする、あるいは二教室ぶち抜いてランチルームにしているとある。しかし、そうじゃなくて、本当に給食の総合的な教育効果といふことを大きく見込んで新しくランチルームをつくらうじゃない

か、あるいは改造しようじゃないか、こういうような場合に、何かそれを補助していくといふか、奨励していくような予算措置といふものを今後考えなければいけないのじゃないだらうかと思ひます。

時間がなくなつたから全部言つてしまひましたけれども、一つには、学校食堂の普及率をどんどん掌握してもらいたい。それから、その中でも異年齢混成もつてこれを進めているところ、これもひとつ光を当てて掌握していただきたい。それから、ランチルームをつくつていくといふようなところに何かの奨励策を設けてもらいたい。こう三つ大臣にお答えをいたしまして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○古村政府委員 食堂の設置学校の数でございすが、これは五十九年五月一日現在でございす。小学校で一千六百九校、これは学校給食の実施校数の六・三%でございす。それから中学校が二百九十三校、これが四・〇%といふようなこと、それから特殊学校では若干比率が高くて三百二十八校で四九・八%といふふうになつております。

そこで、これの異年齢の併用でございすが、小学校を見てもみますと、そういった異年齢の子供をランチルームに入れて指導しているといふのは、大体五〇%ぐらいの学校だといふふうに把握いたしております。

それから、学校食堂に対する財政援助でございすが、四十九年度から細々とやつておりまして、現在六十年度の予算としては百二十一校の予算額として十八億円といふものを計上いたしております。

○有島委員 今局長から状況の報告がありましたけれども、これは一層進めていってもらいたい。大臣からお答えをいたしまして終わります。

○松永国務大臣 先ほど有島委員御指摘のように、過疎地帯等は教室があいてくる、その教室を活用するといふこともできるでしよう。しかし、東京とかそういう都会地におきましては、食堂を

建設するための用地の問題その他もあるでしょうから、設置者が税金によってそれを積極的にしようというところがそれほど多くはないのじやなからうかと思いますが、しかし、それを希望するところにつきましましては、先ほど局長が答弁いたしましたように、補助を出してやる、こういうことでございます。

○有島委員 終わります。ありがとうございます。

○阿部委員長 文教行政の基本施策に関する件について調査を進めます。

○白川委員長代理 池田克也君。

○池田(克)委員 今国会最後の一般質疑というところとございまして、今国会の一番大きな課題、いろいろとテーマがありましたが、臨時教育審議会によって議論されております教育の改革、これは二十一世紀を目指しての我が国の教育、子供たちの将来あるいは高齢化社会と言われる時代を迎えてのさまざまな問題がここに盛り込まれるのではないかと、国民の大きな期待があるわけとございまして、臨時教育審議会が、六月二十六日と答申が出ておりますが、第一の、これは中間答申ということになりましたが、非常に関心が集まっているところであります。臨時教育から出てくる答申に沿って、文部省としてはそれに必要な対策を講じていくことになると思うわけでありまして。

私たち公明党としては、先般も臨時審と懇談をいたしました。その折に要望というものを提出をいたしました。五月二十九日に、わずか一時間半という短い時間でございましたので十分に意を尽くせなかつた面もあるわけですが、この要望をまとめるに当たりまして、党内で鋭意努力をいたしまして、教育改革推進本部という機関を設

けまして、浅井副委員長を中心としたそれなりの研究の機関を設けて勉強を重ねてきた、こういう経過があるわけでございます。

大臣も御承知と思いますが、私も公明党は、教育の改革は重大な課題であるというふうに認識をいたしまして、昨年の設置法の審議に当たりまして、党利党略を排し政争の具にしない、国民的合意を形成するということを基本的な考え方として、法案の採決に当たっては賛成をした、こういう経緯があるわけでございます。したがって、きょうは、この答申を目前にして、いろいろと文部省としてお考えもあると思うわけでありまして、臨時教育審と文部省と両方おいでいただいているわけでありまして、忌憚のない御意見を承って、残念ながらちやうど国会が暮を閉じてから答申が出されるという状況でございます。やがて閉会中審査等もお願いして議論するようになるかと思っております。当面今いろいろ報ぜられてあることをテーマとしてできるだけ明らかにしてみたい、こう思っているわけでございます。

そこで、大臣にお伺いしたいのですが、臨時教育審は今次教育改革の基本方向として個性主義というのを打ち出してきたわけでありまして、この教育改革の個性主義、これまたいろいろ議論があるわけでありまして、これと別に教育改革の基本理念を示すべきであると思っております。何にしても、大きな改革でありますので、その基本的な考え方、ベースがはっきりしないといつて後々から困る面があるのではないかと、こう思っております。まずこの一番基本になる問題について大臣のお考えをお伺いしたいと思っております。

○松永国務大臣 臨時教育審議会では、発足以来積極的な審議を進めていただき、合宿をしていただいたり、教育関係諸団体から熱心に意見を聴取をいただいたり、あるいは公聴会を開いていただいたり、頭の下がる思いがするぐらい熱心な審議を続けていただいております。そうして、論議を重ねていただいた上で、大体論議がまとまっ

たものから答申をしていただくという形で、いわゆる第一次答申なるものが今月の末あたりをめどに出されるというのを聞いておられるわけでありまして。

そうした答申を出していただくに当たりまして、臨時教育審議会の方では、今次教育改革の基本的な考え方、これは基本理念という表現でもよろしいかと思うのでありますけれども、この点についていろいろ議論をさせていただいて、個性主義という言葉が使われておったこともございまして、主眼というものが、どうもイデオロギーをよく何々主義というように世間一般では使われていることから、わかりにくい面があるあるいは誤解を招きやすいといったことから、個性の尊重あるいは個性の重視といったようなことの方が表現としてはわかりやすいのではないかと。こういうことで、個性の重視あるいは個性の尊重、さらにそれに加えて基礎、基本の重視あるいは生涯学習社会の建設といったことを今次教育改革の基本的な考え方として、今論議を練り上げてまとめに入っておるといふふうに聞いております。

いすれにいたしましても、多くの国民が臨時教育審議会の答申に期待をしておられるところでありまして、その国民の期待にこたえる立派な答申がなされることを私も期待をしておるわけでありまして。そうして、答申が出されましたならば、臨時教育審議会にありますが、政府はこれを尊重する責任があるわけでありまして、義務があるわけでありまして、これを尊重し、そしてその具体的な実現に向けて文部省としては全力で取り組んでまいりたい、こういうふうに考えているわけでございます。

○池田(克)委員 この問題だけでもいろいろやりとりすると長くなるのですが、今回の教育改革の一番端緒になったのは、やはり教育荒廃と言われる実情ではないか。忠生中学の事件であったり、横浜市内で子供たちが、私たちから見ると本当に愕然とするような行為があったり、その後いろいろ

るなことも出てきておりますけれども、逆にその後事例はそれなりに議論をされておりますが、一番最初の事件であっただけに私も非常にショックを受けたわけでございます。大臣は率直に、教育荒廃の原因というのをどうお考えになっていらっしゃるのか、お伺いをしたいと思います。

○松永国務大臣 学校の現場におけるさまざまな現象、病理的な現象と言われる事項についてでございますが、落ちこぼれとか校内暴力、登校拒否、あるいは体育教師暴力とかいじめ、そういう困った現象が実はあるわけでありまして、これを総称して教育荒廃と言われているのであります。その原因、その背景、これは私はさまざまであらうと思っております。

幾つか考えられますことは、教育荒廃が主として起こってきているのは、小学校でいえば低学年でなくて高学年、あるいは中学校、高等学校等に多く見られるわけでありまして、その学校荒廃あるいは教育荒廃にかかわっている児童生徒は、中学生になって、高校生になって突然そういうふうに変ったとは思われぬのであります。その意味では、その子供の幼いときからの家庭におけるしつけや育てられ方がどういう状況であったのか、そういうことで家庭における子供の養育態度、これが一つ問題にされなければならぬと思っております。それからまた、社会全般がいわゆる学歴偏重といましようか、学歴社会というところについての意識がまだまだ相当根強く残っている、そういったこともいろいろ問題が起こってくる要因の一つに挙げられます。三番目には、物質的に豊かになってまいりましたから、その中で他人への思いやりとか弱者へのいたわりとか、そういう心の大切さを見失いがちな社会的な風潮がある。四番目には、テレビなどが、これは深夜放送等でありまして、青少年の健全育成にとつては随分害になるような放送がなされておるといふ問題、あるいは雑誌などに随分いかたがわしいものが依然として出回っている。こういった種々さまざまなことがその原因あるいは背景になっている

であろう、こういうふうに思います。

そこで、これをどう解決していくかという問題でございますが、教育問題というのは、煩瑣な問題ではないわけでありまして、教育というものはその効果があらわれるのにはかなりの時間がかかる。そういうことで、即効性のあるものはない。見出しがたい、やはりいろいろな施策を総合的に進めていくことによって解決するしかないというふうに実は思っております。

忠生中学の問題にいたしまして、これが、言わなければ学校荒廃の現象としては一番最初に世間を騒がせた事柄であったわけでありまして、この忠生中学の収拾のために大変な御苦勞をいたしました。この忠生中学の長谷川先生という校長先生であるわけでありまして、この長谷川先生も五月二十日に臨教審の第三部会で参考人としていろいろな意見を述べていただいたようでありまして、結局、その長谷川校長先生の結論は、教育荒廃につきましましてはやはり教師の側にもいろいろ問題がある。教師が乱れていけば生徒も乱れてくる。そこで教師が、校長、教頭そしてその他の教員がお互いに協力し合つて学校の秩序を回復する、そこから教育荒廃の解消は始まるんだ、こういったことを忠生中学の長谷川校長先生は強調されたようでありまして、これだけに尽きるわけではありせんけれども、教育に関連するあらゆる分野でこの問題の早期解決に向けての努力を進めていかなければならぬと思つておる次第でございます。

本音で激しく議論されることが望ましいと思つておりますので、いろいろ変化することは私は結構だと思つております。しかし、どんなふうな状況で今日推移しておられるのか、その状況について政府委員の方からなるべく詳しく伺いたいと思つておる次第でございます。

○齋藤(諭)政府委員 臨時教育審議会におきましては、第一部会において今後の教育の基本的なあり方が審議されておるわけでございますけれども、主としてその場におきまして、今お話のありました自由化とか個性主義とかあるいは個性の重視とか、こういうことが検討されておるわけでありまして、自由化につきましては、外部の講師等と呼んでお話を聞いたときにそういうような考え方があるという披露がされて、それについてのいろいろな考え方の方が披露されました。また、これに関連して文部省の施策、考え方というふうなものも説明もあつたりしたわけでございます。その段階でいわゆる教育の自由化ということが再三報道されたわけでございます。ただ、臨教審といたしましては、第一部会といたしましてはそういう意見も参考にしたがう考え方をまとめたわけでありまして、去る四月二十四日に公表した「審議経過の概要(その2)」におきましては、第一部会が今次の教育改革の基本方向として個性主義という考え方を打ち出した、その個性主義というものは「個人の尊厳、個性の尊重、自由、自律、自己責任の原則の確立」である、こういうように述べている次第であります。

第一部会としてはそういう考え方でありましたけれども、五月以降、各部会で審議されたメモを中心にいわゆる総会主義ということで総会で委員がいろいろ検討したわけでございます。そこにおきまして、個性主義の言わんとする趣旨、内容はわかるけれども、国民の理解の得やすい言葉に改めるべきではないか、こういう意見が出たわけでございます。こういう意見が出たことによってゆえんは、例えばいろいろな公聴会であります

かあるいは各団体の意見等で、個性主義というのは十分意味がわからないとか、これは一体何であるかとか、そういうような意見が数多く寄せられた。そういうような意見も委員の考え方にも反映しているのではないかと、こう見ておる次第であります。そういうことで、改革の基本方向としては個性の尊重とか個性の重視とかわかりやすい言葉に置きかえるべきではないか。考え方の基本は、個人の人格の尊重がなされなければならない、そういう考え方に基づいた言葉に改めるべきではないかという方向で、目下第一次答申に向けて検討がなされておる次第でございます。

ただ、改革の基本方向としましては、個性の重視だけでは不十分であつて、先ほども大臣が申しましたが、基礎、基本の重視とか生涯学習社会の視点、あるいは創造性でありますとかそのほか国際化とか情報化、こういうものもその対応の視点があるのではないかと、こういう意見が目下総会で交わされておるところでございます。そういう意見を踏まえて答申がつけられるのではないかと、こういう状況に相なつておる次第でございます。

○池田(克)委員 第一部会と第三部会の対立というものはどんな状況なんですか。

○齋藤(諭)政府委員 対立ととらえていいのかどうか、若干難しい点があるかと思つておりますけれども、やはり率直に事務局の立場で見えておりました意見の相違がございます。どういふところに相違があるかと申しますと、第一部会では、例えば個性主義というふうなところを非常に重点に出しておられる。ところが、この「審議経過の概要」にも載つておるわけでありまして、第三部会では、特に義務教育におきましては共通性の確保と個性を伸ばすべき面と両方あるのではないかと、こういうことが述べられておるわけでありまして、やはり義務教育を対象とする、そういう意味では審議の対象による考え方の違いではないかと、こういうふうにも見えるわけでありまして、そういう点について明らかに表現上

の違いは出ておるわけでございます。

ただ、それは申しまして、第一部会ではいわゆる一般論として個性主義とかそういうふうにとらえられているようではございませんけれども、「審議経過の概要」を具体的に見てまいりますと、例えば「画一主義の打破」とか「個性主義の推進」、そういうことを考える具体的方策を例示する、これはあくまでも例示でありまして、例示をしておるわけでありまして、そこでは「大学設置基準、許認可条件の見直しなどによる画一性の排除」、そういうところにウエートを置いております。あるいは「共通一次試験を含めた各種試験制度の改革」、この辺は明確に言つておるわけでありまして、例示を例示する、少くとも学校選択について配慮する。そういう意味では相当慎重な書き方を第一部会自体がしているのではないかと、こういうふうに見取れるわけでありまして、そういう意味では必ずしも意見の対立と言つていいのかどうか若干問題もあるのではないかと、こういうふうに思つておるわけでございます。

○池田(克)委員 私どもが心配したのは、当初、文部省は専門ばかだ、こういう文部省不要論のような激しい議論がなされたように、私は報道を通じて承知しておるだけでありますけれども、あるいは学校選択の自由とか、親がどこの学校でも選んで子供に行かせる、こういうふうな問題、あるいは教師も選べる、教科書も選べる、今日の学校の問題の一番の根源は画一化である、こういうふうな非常に激しい議論が出てまいりまして、これは関係者に非常に大きな衝撃を与えたんだらうと思つておるわけですね。

今お話を伺いますと、確かにそれぞれが良識を持って歩み寄ればそんなに大きな開きはしない、こつ言われておりますけれども、その背後に何か一つの意図があつたのではないかと。実は予算委員会の中曾根総理にも私はお尋ねしたわけでありまして、中曾根総理は、人選に当たつて荒れ草師を入れたんだ、こういうふうには、これは週刊誌の報

道だったのですが——私は予算委員会の席で総理にお伺いしました、荒わざ師を入れたんですかと。総理は否定されませんでした。要するに、個人的な人でなければ今日の教育に風穴をあけられない。歴年の弊害と申しましょうか、長い間いろいろ問題の積み重ねの上に教育というものの国民的な心配、変えなければならぬという気持ちがある。それを變えていくためには、よほど個性的な人でなければだめだ、荒わざ師だ、こういうふうな総理はおっしゃっておいまして、私はその言葉を非常に印象深く聞いたわけです。

したがって、一つの問題提起として、動執生疑というのでしようか、執着を動かして疑いを生じせしむ、要するに、ねらいよりも少し違う角度で問題を提起しまして、そして人々の間にいろいろな議論を巻き起こしながら、大胆なと申しますか、そうとついてもないところに結局着かつくというものであらうかと私は思っておりますけれども、しかし、非常に大きな問題提起がなされ、振り上げたこぶしがおおきくなるということもあるのじゃないか。これは論議でいろいろ議論をしていきますし、記録も残されておりますし、あなたの書いたこのメモは一体どうなっているのだ、かつてこう言ったじゃないか、こういうふうなことがだんだんひとり歩きをしていきますと、そういうことがどうしても後に引けなくなるような形になってゆがんだ形の議論になっていく、そしてそれが答申にまで発展し、尊重しなればならないという法律の規定の上から、それが具体的な教育の変化になっていくことは好ましいことではない、私はそんなふうな思ひつきようはお尋ねをしているわけなんです。

今の第一部会、第三部会の対立は伝えられているほどではない、こういうふうな御答弁でございまして、私はそれ以上のことをここでひっかけて申し上げるつもりはございません。しかしながら、状況から見ても、私が承知している限りでは、一たん個性主義の議論はちょっと棚上げにしておいて、もう少し各論をやっていた上でその

中から理解される面も出てくるのじゃないか、私は四月二十四日でしたか、岡本会長が文教委員会においでいただきましたときに、各党の質問にお答えになっていた岡本会長の言葉の端々からそんな印象を受けたわけなんです。ちょっともうこれはここでもってしばらく幕を閉めておこう、確かに各論からいきますと、六年制の中等学校の問題であるとか、単位制高校の問題であるとか、むしろ第三部会から出てくるいろいろなテーマは、教育の自由化と申しましょうか、従来の規制というもののついてかなり緩和措置や弾力的な応用というものを含んでいる内容でございまして、それをすつと積み重ねていくと、第一部会が言っていることとそう違わないところに落ちつくかな、問題は、問題の立て方や議論の立て方にあるんであって、双方とも落ちつくところはかなりいい線にいくんじゃないかという気も私はするのですけれども、見ておきますと、問題の立て方がそういういきさつだったためにぶつかり合っておつた、岡本会長はそこをしばらく棚上げにしておこうというふうなお考えだったんじゃないかなというふうに私は思ふ。

事務局としてごらんになっていてどんなふうな状況なのか。私は最近の新聞をちょっと見ますと、また専門委員の方が、どうなっているんだとか、おれが前に言ったのどうしたんだとか、専門委員に諮らないで方向転換したとか、いろいろ議論が出てくるようであります。恐らくは既に筆をおき、でき上がっているものかもしれません、その内部での状況について、この問題についてもこれだけいたしますが、真相をお聞かせいただければと思います。

○齋藤(師)政府委員 確かに、専門委員の中には個性的な方もおいでになるのではないかと、こう思ふわけでございます。事実、先生が御指摘になりましたような点も具体的にあらわれてございまして、それは委員自身が別なところで論高答低、議論を非常に高くして答申のところは低く答えるんだ、論高答低でいこう、そういうような自分の考

えを述べたりもしておられるわけでございます。そういうふうなところが先生の御指摘のような点にもなっているのではないかと、こういう面が実際あるわけでございます。

それから、例えば第一部会で、画一主義と硬直化がもたらした教育荒廃の病理現象というふうな書き方で、教育の荒廃を画一主義と硬直化だけに原因を絞って、非常に鮮明にするために若干鋭く書いておられる、こういう面も事実あるわけでございます。ただ、委員さん方としては、世の中の関心が非常に強いということでもありまして、うか、これはそんなに大きく新聞等で取り上げられるという、そういうふうなところも若干感觸連い等もあつたりいたしまして、そういう点では世の中に若干の混乱を招くような責任が自分たちにあつたのではないかと、そういうふうな話も實際出たりしておるところでございます。そういう意味では、できるだけ詳しく外部に記者会見等も行わなければならぬけれども、同時に、十分責任を持つて意見を必要とするものではないか、会長は再三そういうふうに言っておられるわけでございます。しかし、そういうような議論は高くして、それを踏まえながらどう答申にあらわしていくか、そういうところで今総会が絶えず議論をしておられます、実は本来は月に二回が定例総会であつたわけでありまして、さらにそのほか二回ないし三回の臨時総会を加えて議論がなされているわけでございます。議論がなされたものを部会に持ち帰りまして、その際に部会の従来の原案とは必ずしも違う方向に行く部分もあるわけでございます。それは表現だけでもありまして、若干考え方の違う方向等もあつたりいたしまして、その辺、総会の議論に加わっていない専門委員等については十分事情がわからないという点もあるわけでございます。これは運営におきましていわれる総会中心主義という方式をとられた欠点があるわけでございますが、反対に言えば、それも長所でありまして、そのことを十分補強する運営面の工夫というものが今後さらに必要

ではないか、そういうふうに今内部で言われておるわけでございますが、いずれにしても、専門委員等にも十分理解とそれからサセションをいたしながら立派な答申にまとめていきたい、こういうことで、今総会の中で特に運営委員が起草に当たっているわけでございますけれども、起草委員がその案文を作成して、それを総会にかけながら二十六日を目指して作業を進めているという状況になつておるところでございます。

○池田(克)委員 あらあら状況はわかりましたけれども、しかし、この自由化論というのは私は非常に心配したわけでありまして。この自由化論の最初の意気込みというものを拝見しております、これは教育基本法が危ないのじゃないかと率直に思ったわけでございます。教育基本法は今日の教育を形づくっております。したがって、画一化とか管理化とか言われておりますけれども、とにかくにも教育の法体系というものの原点をなしているように私は理解しております。なぜそうなつたかといへば、やはり戦争に対する当時の強い反省、今日戦争に対する反省は国民の意識から随分と薄れてしまつたような心配を私はしております。したがって、いろいろな御議論が国民の中にあつてしかるべきだと思いますが、改めて戦争への警戒心、絶対に戦争はしてはならないという憲法の強い決意というものを私たちは確認していかなければならないし、そうした点から言うならば、教育基本法は、国家に対する個人というものを対比した場合にあくまでも個人、そういうものを強く主張したものであつたろうと思ひます。しかし、そういうことをいろいろ議論される中に、教育が自由化されていったその先に、自由な教育でありますからイデオロギー的な教育もそこに出てくるであらうでしょう、それは左右両方の議論が出てくるであらうでしょう、日本は戦争責任についてもあるいは日本が過去にたどってきたさまざまな国家観というものについてもいろいろ議論があり、特に昨今におきましては戦争は認論のよう議論というものが一部に出ており、非常に警

戒しなければならぬ部分であろうと私は思うのです。そうしたことが教育の現場で子供たちに教えられていくことがあるならば、これはゆゆしき問題であり、むしろ、いろいろ弊害はありますけれども、教育制度については慎重にしながら、各般の議論の上で、教科書においてもあるいは教員の資格においても、あるいは教室内でのカリキュラムの編成等においても慎重な態勢の中から少しづつ動かしていくべきではないか、こういう考え方を持ったわけなんです。

公明党としては先般も臨教審の皆さん方に申し上げたのですが、教育改革の教育理念として、人間を原点とする教育、そして文化的、科学技術的な創造性の重視、日本文化の継承、発展と新しい形の国際人の育成、活力とたくましさの踏まえた自己教育、この四つの視点を提言してきたわけなんです。これについて実は岡本会長と先般若干の時間議論をいたしました。私たちが人間を原点とすると言っている場合の人間は、国家を原点とするという教育に對比しての人間を原点とする、こういう意味でございいます。また、経済至上主義を原点とするという教育、これはまあそういうのがあろうはずはございませんが、巷間そういう面も見えろという意味で御理解をいただきたいのであります。それが、それに対する人間を原点としたもの。あるいは科学技術を原点とする、これまたそうあるべきではありませんが、激しい科学技術の進歩発展の中にどうしても取り込まれて、それに引張り回されそうな人間というものが出てくる、これに対する人間を原点とした、こういう三つの観点から申し上げたわけでございます。岡本会長は科学者でいらっしゃるわけで、科学と調和できるあるいは科学と共存できる人間ということに共鳴を持たれてまして、その日は終わったわけなんです。

私は、そういう意味で、この教育理念の部分については、今お話がありましたように、いろいろな議論の中で個性尊重というふうに今日答申に書かれるように伺っておりますけれども、ぜひこれ

からもこの部分については慎重な議論を臨教審でしていただきたいし、それをなるべく国民の目に触れるようにしていただきたい。今回も学歴の問題についていろいろ議論が出ましたが、いろいろ修正されてよかったと思います。私は、大事な審議会であり、答申は尊重すべきだという権威のある以上は、その以前にどんな議論があつてどんな修正があつても差し支えないと思うのです。その上で、みんながある程度こういう方向だと、この審議会は心配ないんだと、こういう信頼性のあつたものでなければならぬ、こんなふうに思っているわけでございます。

次のお尋ねとして、この答申の位置づけについて政府委員にお伺いしたいのですが、報道によりますと、この次に出てくる、六十一年の四月もしくは六月に出てくる第二次答申を基本答申とする、こんなふうに私は新聞報道を見ました。となると、今の一体どういう答申なのか、予備答申というのでしょうかあるいは緊急課題に対する答申というのでしょうか、その辺、名前のつけ方はともかくとして、どういうところをえ方したのか、私としては緊急的な課題についていろいろ対応するとうふうなところをえ方ならば理解できますが、若干基本問題について議論がまだはつきりしないし、もうちょっと時間をかけようというところで基本的なものは第二番目に置いていこうということであるのか、こんな推測をしておるわけですが、今回の答申の位置づけ、次への助走が少しあるようですので、その部分をちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○齋藤（総）政府委員 今回の答申をどういう名称で呼ぶかはまだ決まっていなくてございいますけれども、まず基本的には逐次答申の原則でいいこと、これが従来から決められておるわけでございます。その逐次答申をどういう形で出すか、そういう話の機会におきまして、とりあえずこの六月をめどに最初の作業を行う。この作業の過程におきまして、二次以降をどういうようにするかというときに、今回の経過を通じましてな

かなか難しい問題もある、そういう意味では若干の時間をかけながら第二回目以降の答申を行う必要があるのではないか、そういう意見が総会で再三出てきたわけでございます。若干時間をかけて基本的な問題を扱うべきではないか、こういうような議論が総会でなされて、それが世の中にならぬ基本答申というふうな言葉であるいは報ぜられたのではないか、こういうように見えるわけでございます。

したがって、今回の答申でありますけれども、それではどういう位置づけなのかということでございますが、実は「審議経過の概要（その2）」にも書かれておるのでありますけれども、この審議会は「基本的方策を求めて長期的視野に立つて検討すること」を基本にすると同時に、今日の国民的要請の強い課題等についても、基本的課題との関連を考慮しながら、検討を進めてきた、こういうように書いておるわけでございます。国民的要請の強い課題等についても基本問題と関連しながら検討を進めてきて、それについて結論を得たものから答申を出していきたい、こういうことでございいます。したがって、国民的要請の強い問題であっても結論に至らないものは次回以降に送らざるを得ない、こういうことでございいます。

〔白川委員長代理退席、委員長着席〕

これが公聴会等におきまして、若干の制度の問題が入って十分その位置づけがわからないではないか、そういう御批判もあつたりしたわけでございますけれども、それがたまたま結論を得たものについて第一次答申に盛り込もう、こういうことでございいます。別の言い方からしますれば、全体として改革されるべき突破口として結論の得たものをこの第一次答申の中に盛り込んでいこう、こういう位置づけがなされたわけでございます。ただ、それだけでは全体の構成がわからないので、二次以降にどういうような形でこの審議会は検討していくのかという方向性なり課題というものを何らかの形で示せないものか、そういう

う作業並びに検討が目下なされているということでございます。この主要課題につきましては、国民的要請の強いものについて検討される、こういうことでございいます。

具体的に申し上げますれば、先般東京の公聴会で第三部会長から、例えば第三部会としてはこういうことを考えているんだというふうなことで、徳育といえますが道徳教育でありますとか、教師の資質の向上でありますとか、そういうことを例に挙げたりしております。総会でどのようにオーソライズされるかはまたこれからの作業でございますけれども、例えば第三部会ではそういうことを例に挙げられておったということを御紹介させていただきますと思います。

○池田（元）委員 時間がなくなりましたので少し各論の方をお伺いしたいと思うのですが、六年制中等学校のねらい、これは従来、特に私学では中高一貫教育というふうな言われて具体的にはそういう姿があつたわけでございますが、これと今答申が出ようとしている六年制中等学校とはどんなふうに違うと考えているのでしょうか。

○齋藤（総）政府委員 中高一貫教育というものは、例えば現在の制度を前提にしても教育課程、教育内容、教育方法等を関連させることによって中高一貫教育の実現がなされるのではないかと、こういうことではないかと思うわけでありまして、ところが、六年制中等教育機関の場合には、制度としてそのことができるようにという新しい学校教育制度を設けたいというのが今回の六年制中等学校のねらいでございます。具体的な内容は、専門的なことでありますとか、あるいは理数科でありますとか、そういうことが「経過概要」にも挙げられておるわけでございますけれども、そういう意味では、内容的なものではあるいは中高一貫教育と類似のものもありますけれども、制度上の取り扱いとしては若干異なるという立場で打ち出されている改革案でございます。

○池田（元）委員 どのくらいの数の生徒をここに収容するということが見込まれているのでしょうか

か。一説には一考ぐらいかもしれないなどというお話をちらつと伺ったことがあるのですが、全体の規模について伺いたいと思います。

○齋藤(論)政府委員 その点につきましては、計画的にそういうものを設置するという考え方は、なしに、制度としてそういう道を開きたいという考え方でございます。したがって、全体として何校ぐらいになるのかとか、学生の数がどういう程度になるのかとか、そういう議論は審議会の内部ではほとんどなされておられません。ただ、具体的な制度としてその点を十分検討したい、実際にそれが動かされる場合には、文部省なり各都道府県教育委員会なり、あるいは学校法人なりが主体的にいろいろ考えていただく、そういう姿勢をとっているところでございます。

○池田(克)委員 私立学校は六年制中等学校に反対の意向が強いというふうに聞いております。つまり、私立学校は経営の問題があると思えます。公立でばんばん六年制をつくられていくということについては、自分たちが切り開いていき、いろいろとノーハウも固まってきた中高一貫の教育であるという点から、公立学校がどういうあり方でやるかという点からはいろいろな意味で危惧を抱いておられると思えます。また、中学三年が義務教育、高校は義務教育ではないという状況の中でそれをどうつないでいくのかがいいのか、あるいは中学の場合には、私立の場合には入試というものを小学校卒で課して、ある程度粒のそろった生徒さんを集めて教育するので中高一貫のメリットというのが出てきている。しかしながら、義務教育でありますので、入学段階では試験が行われない。そういう子供たちが入ってきて果たして六年間きちっとした形でやっていけるかどうか、いろいろな心配を私立学校の関係者はしております。

今の段階で、私学関係者が六年制中等学校に反対の意向が強いということについてどう認識しておられるか、お伺いをしたいと思います。

○齋藤(論)政府委員 「審議経過の概要(その2)」を出してから各界から意見が寄せられたわけござい

ます。これには六年制中等学校について賛成の意見ももちろんあったわけでございますけれども、日本私立中学高等学校連合会とか東京私立中学高等学校協会等については、これについて必ずしも賛成でない、反対である。その理由として必

ましでは、安易なこういう制度の導入には深く危惧の念を感じる、こういうようなことが言われております。その理由としては、六年制中等学校が安易になされるとエリート校化される、そういうことを理由に挙げたりしておられるわけでありま

す。これは日本私立中学高等学校連合会とか東京私立中学高等学校協会も大体同じような傾向の反対論でございます。そのほか、今先生もお話がありました。その工夫が十分生かされなければ

やっていると、その工夫が十分生かされなければ意味がないのではないか、こういうような貴重な意見もその中に入っているわけでございます。三

部のこの報告にも出ておりますけれども、六年制中等教育機関にはいろいろ欠点もある、留意すべき点があるという点をきつち指摘はしております。しかしまた長所も特色もある、そういう特色を生かしながら、半面そういう留意すべき点を十分注意して実施に移すべき、そういう注意喚起しておるわけでございます。そういう意味では公立におきましても十分その点が生かされるような配慮が必要である、こういう考え方でござい

ます。なお、それとは別に、臨教審の総会の内部におきましても、それは言っても、私立学校が教育に果たしている役割というものは十分認識してこういう新しい制度の運用は考える必要があるのではないかと、そういうふうに指摘する委員もおられるところでございます。

○池田(克)委員 初中局長、この六年制中等学校の問題ですが、もう既に答申に書かれることは間違いないという状況になってまいりまして、決してこれは仮定の話ではなくてきたわけでは、決

うには臨教審では考えておられないそうですが、具体的にそういう道を開き制度をつくる場合に、どの程度の法律の改正というものが具体的に考えられるのか。あるいはまた、それに伴って予算措置をして、各県にどのぐらいの学校をつくりなさいとか、具体的なプロジェクト、研究機関を充足させていこうというふうにも聞いております。すけれども、その辺の事情をお聞かせいただきた

と思っております。

○高石政府委員 具体的な答申が出ましたらそれについて対応できるように、文部省としては前向きに仕事を進めていかなければ基本的には前向きに仕事を進めていかなければならないというふうな角度で事務的に予想しながら、こういう問題点があるとい

うことは今論議を詰めているわけでは、例えば、まず制度をつくる以上は学校教育法の改正と

いうのが必要になるであろう。それから、六年制という一つの一貫教育をやる場合には、教育内容についてどうい

う形の内容を構成していくかというところが必要であろう。そうしますと、その内容は教育課程審議会においていろいろ論議をしてい

ただかなければならない、そういう手順をとらなければならぬであろう。それから、教職員の免許制度というものが現在中、高のそれぞれ免許制

度になっておりますので、六年制になった場合には免許制度をどうするかというふうな問題がある

であろう。それから、都道府県立といった場合に、教員の給与負担が国と地方との関係では一体

どうなるであろうかというふうな問題。それから、施設をつくるわけでございますから、施設をつくる際に国と地方との関係、役割をどうい

うに考えていくか。そういうものもその内容、かなり広範にわたって検討していかなければならな

い内容があるというふうに理解しております。

○池田(克)委員 たくさんこの制度の改正をしなれば一つも動いていかないうような状況だと思

うです。ですから、これは非常に大きな影響力を持つ制度の改革だと思

います。次に、単位制高校の問題なんですけれども、教

育の責任とか母校意識とか、日本の場合に教育の非常に重要な部分というものは、社会へ出てからもやはり母校というものの誇りを持ったりあるいはつながりを持ったり、これは非常に大事な要素であると思

うです。その単位制高校という場合に、たくさん単位が用意されてそれを集積して卒業できるというふうな制度と理解しておりますが、この具

体的な運用の問題についても臨教審の部内で議論が

されているだろうと思っております。その辺の状況をお聞かせいただ

きたいと思

います。

○齋藤(論)政府委員 単位制高等学校は、その機能といたしまして、教科、科目ごとの単位の取得の認定をする、そういうこととか、あるいは同時に行わなくても従来の取った単位を累積加算する

という、これは従来から方々で御指摘のあった点でございますけれども、そういうようなことも考

えておるわけでございます。

ところが、えてしてこういうふうな対象になる生徒というものは、高等学校の中途退学者でありま

すとか、何らかの理由で若いころに高等学校教育を受けられなかった、あるいは旧制中学校しか出

てなかった、こういうような人でございまして、今お話のありましたように、通常の学校のように一

定の時期に集まって一つの同窓が形成されるという、なかなか難しい問題の中に含んでいるわけ

でございます。なお、「審議経過の概要」につきましまして、その点も若干の懸念はしておりますけれども、具体的にどうい

うようにそれに対応するかという、そこところは述べておりません。この点については、制度としてそういう考え方があ

るといことが答申され、具体的なそのような問題については制度を具体化される段階において十分御検討をまつ、そういう姿勢で検討がされてい

る、こういう状況でございます。

○池田(克)委員 これも同じように初中局長に伺わなくてはならない問題なんですけれども、この単位制高校を具体的に動かすとなるとどこどここの制度がどう変わるようになるのでしょうか。

ただ言えますことは、単位制高校は従来の高等学校という枠を超えて生涯教育的な機能を持つような高等学校レベルの教育機関であるということに考えなければならぬであろう。そうなりますと、その高等学校というのは、要するに学校教育の機能と社会的教育的な機能をあわせ持つような新しいスタイルの高等学校ということになるであらうというようなことが一つでございます。それから、社会教育的な機能を持つとすれば、放送大学的な高等学校版と申しますか、そういうような目的、機能も持たなければならぬであらうというようなことで、そういう新しいタイプの高等学校というところでございますから、これは相当事務的に詰めて、今までの我々の観念を超えた物差をつくって対応していかなければならないであらうと思っております。

しやるうちに私は思ひました。たゞこれに對する教育の課題を改善していくためにもうちよつと役に立つのではないかなと私は思つてゐる。これは、こうやってほんと単位制高校と出ますと、受け取り方は百人百色であらうと思うのですね。しかし、恐らく六月二十六日にほんと発表されてまいりますと、これについてかなり早い時期に、多分こういうことであつてこうなるであらうといふことは、絵にかいて國民に見せてあげなければならぬのじゃないか。そうすると、それがはつきりしないと、またああだこうだという議論になつて、結局つぶれていくといふことであつては、何のために臨教審をつくつてこうやって答申をもらったのかわからないわけですね。ですから、ある意味では、文部省としても、こういう法案の場合にはこういう制度の改革が必要だ、B案

くられるのだとかそんな問題でないと思うのです。結局、多様なタイプの高等学校を考えるべきじゃないのか。その一つの方策として六年制中等学校というタイプがある、あるいは単位制高等学校というタイプもある、それが実現できるようなことを文部省としては、いろいろな法改正とが、あるいは教育課程審議会の議を経て、教育課程の新たなあり方を決めるとか、そういつたことをした上で実際の仕組みはでき上がり、かつそれが実現に移される、こういうことだろうと思います。

ただ、高等学校というのは、現在の法の建前としては、地方分権ということで都道府県で高等学校の教育を行うという形になっておりますから、この間も申し上げましたけれども、現実にある県では随分特色のある高等学校を県立でつくりまし

の荒廃という問題は背景は非常に複雑でありますし、また多様でありますから、幼少時からのそれ、その家庭における子育て、しつけの問題、あるいは教師の生徒に対する指導のあり方、あるいは社会的な風潮、そういったいろいろな点が絡み合っているわけでありますから、それぞれの分野でこの問題の解決に取り組んでいくべき事柄である。しかも、こういう問題というのは即効性のある方式というものはなかなかないわけでありまして、いろいろなことをやりながら結果として直ってくる。患生中学の場合にも、校長、教頭あるいは教員が中心になって校内の秩序を保ち、あるいは父兄の協力を得て、荒廃した現象が解決を見つめる、こういう状況なんであります。教育に関連するあらゆる立場の人たちがそれぞれの責任を

二五

二五

入り組んだ状況の中に学歴の偏重もある、あるいは科学技術が進むにつれて産業界としてはどうしても練度の高い学生を就職させたい、激しい選抜が青田刈りのように行われる、そのために特に理工系においては学校の序列化が進んでくる、そういう中で落ちこぼれた子供たちができる、あるいは学習塾がはやる、予備校がはやる、家計はますます苦しくなるから、親は子供の塾等の費用を捻出する目的もあって家をあけて働いたりする、それが弟や妹たちのしつけにも響いてくる、さまざまな循環の構造の流れの中で教育荒廃が進んでいるので、単に文部省だけの問題ではなしに、国家全体の問題として総理の直属の諮問機関として研究していこうじゃないか、私はこういう認識がありまして、臨教審の答申の中に教育荒廃を救っていく何らかの糸口を見出せるはずだ、どこにそれがあるのかといったら、有田さんの言われるには、単位制高校とか中高一貫制の問題もあるのだ、こういう話です。これは私たちが見るならばそうでなければならぬ。何のためにこれだけの法律をつくり議論をしたのか。五年、十年先、遠い将来に何かが起きてくる、そんなものならば何も期待はしません。やはりそこで絵をかいて、何年後にはこういう制度をつくってこういうことで改善がなされていくということになれば、国民は納得しないのじゃないか。中曽根総理が、自分の一つの業績として教育の改革をいたします、行政改革の後は教育改革だ、そのために責任を持つてやるのだ、こうおっしゃっている。私は、そのことについての国民の関心も非常に大きいと思うのです。したがって、そういう意味から言うならば、道が開かれたというだけでそれからは検討だ、いつ何ができるかわからない、私はこういうことであってはならないと思うのです。現行法制の中でこれとこれをこう組み合わせればこれだけできる、臨教審の提案の中で、全部じゃないかもしれないけれども、その精神を生かしたこういうことは応急的にこれとこれではできないんだ、これは長くかかるのだ、いろいろな対応

を用意して、六月二十六日に出てきたら、できるものはこれとこれなんだ、これはできません——これから考えます、どうなるかわかりませんが、こんなことでは臨教審の答申が出てきても具体的に国民の信頼は得られないのじゃないか。どうせまた紙に書いた学者や偉い人たちの作戦なんだ、プランなんだ、具体的にどうにもならない、結局は激しい競争に、どんなに家計を切り詰めても塾へ通わしていい学校へ入れておきたらいていく以外に道はないのだ、そういうふうに父兄たちが思っているならば、今非常に心配な状況にさらに輪をかけてしまうのじゃないか。かすかながらでもこの改革の答申に期待が持たれ、これで新しい道があるのじゃないかという声は私はあります。そうしたものにとたえていくために今文部省内にどんな用意があるのだろうか。あと幾日かで臨教審が発表する、そういう状況の中でどういことが行われているのだろうか。先ほどの大臣のお話、私の受け取り方が間違っているかもしれないが、出てからの話でどういことになるのかこれから先の話だというのがあればちょっと心もとないな、こんな感じがするのです。誤解があったらいいけませんので、大臣からその辺についても一言お伺いさせていただきます。

○松永国務大臣 答申が出る前に制度改革に取り組むわけにいかぬのです。答申が出ましたならば、その答申を受けて直ちに教育課程審議会にかけて、そして教育課程で改正すべき点は改正する、あるいは学校教育法の改正をしなければならぬ面については学校教育法の改正に取り組む、そういういった手続を経て制度、仕組みができるわけがあります。

それから、教育荒廃等の問題は、誤解があつてはいかぬわけでありませうけれども、こういう制度にしたら直ちに教育荒廃が直る、こういう事柄じゃないということを申し上げたわけですから、ペニシリンを打ったら熱がすぐ下がるというたぐい

の問題じゃないのです。教育のいろいろな現象というものは、いろいろな要因が絡み合つて好ましくない状態になつておるわけでありまして、その原因には、先ほど言ったように家庭における子育ての問題がある、あるいは学校における教育指導の問題がある、あるいは学歴社会という世間の問題もある、あるいは子供の健全な成長にとって有害なテレビの放送とかあるいは書籍のほんらんとかそういった問題もある。それを一つ一つ改革をし改善をしていくことによって徐々に物事はよくなつていくものだといふふうに思うわけでありませう。そして、ここでも何よりも大事なことは、他罰主義というのはいくなくとも思ふのです。これが悪いからこうなつたんだとみずからの責任を他に転嫁するといふ風潮はよろしくないといふふうに私は思ふわけでありませう。親はまず自分の子をしつかり育てる、教師は自分の担当はもちろん自分の学校の児童生徒に対してそれぞれの責任をきちっと果たしていく、それからまた行政当局も文部省もその責務を果たしていく、みんなが他を非難するのじゃなくして、みずからの責務をお互いに果たし合つていくところから初めて教育も世の中もよくなつていくのではなからうかといふふうに思ふわけでありませう。

○池田(元)委員 確かに、大臣がおっしゃるように、ペニシリンを打つたらすぐ熱が下がる、私はそういうことを言っているのじゃないのです。やはり教育の問題は家庭の中ではかなり心理的な問題だと私は思ふのです。子供が三人いる、その三人とも大学を出さねばならないか、あるいは普通の高校を出さねばならないか。子供の中にも勉強の好きな子供もいれば嫌いな子供もいます。あるいは手に職をつけてそれを伸ばしたいという子供もいます。あるいは海外に出して勉強させたいという子供もいます。さまざまな状況の中で、今はみんな大学や短大へ、普通高校へという道筋が考えられ、できる子もできない子も、やはりお兄ちゃんが行くから私も、お姉さんが行くから私も、あの近所の子供が行くからこうだという形の

強し、なおかつ科学技術に強い立派な国民がでるように改善をお願いしたいと思っております。最後に、大臣、私はいろいろ申し上げたのですけれども、臨教審に私たちは新しい発想を期待しておりますので、一言だけ臨教審の答申を受ける側の大官の今の感想をお伺いしたいと思っております。

○松永国務大臣 二十世紀の日本をしっかりと支えることのできる心身ともにたくましい、思いやりの心やいたわりの心を持った、そういう人間を育成する教育の実現が今最も要請をされているところでありますので、そうした教育の実現に向けて立派に参考になる、そういう答申が出されることをひたすら期待しております。出されれば、先生から先ほど御指摘がありましたように、これを尊重して、これが具体的な実行に移されるようにスピーディーに対応していきたい、こういうふうに考えております。終わります。

○池田(克)委員 ありがとうございます。終わります。

○阿部委員長 中野寛成君。

○中野(寛)委員 私は、大学医学部の体質の問題について、最近起こった事件をもとにしてお尋ねをいたしたいと思っております。

この医学部の体質問題につきましては、ここ数年たびたび取り上げてまいりました。そしてまた、文部省もその体質改善のために随分と努力をしてこられたことを知っておりますし、また評価もいたしております。しかし残念なことに今なおこういう事件が起こってくる、しかも外部で起こった事件を捜査している段階において国立大学の医学部教授がそれに絡んでいることが発覚して、くる、こういうようなことが大変残念であります。医師の過剰時代とも言われ、大学の医学部の縮小といえますか、学生数をこれから減らしていくというふうな話も文部省、厚生省の間でされている段階であります。しかし一方では、私立病院に限らず、とりわけ辺地の過疎地帯の公立病院等が医師を誘致するために随分無理なことをし

なければならぬというふうなことは今なお存在をしているわけであります。こういうことを含めまして、きょうは文教委員会でありますから、その医師を養成する大学の体質という観点からお伺いをいたしたいと思うわけであります。

まず最初に、この日本メディック財団・北九州病院グループの一連の不正事件につきましてその概要を警察から、そして、これに絡む大学教授の贈収賄疑惑について文部省がどう把握しておられるかについてお伺いいたします。

○上野説明員 お答え申し上げます。ただいま御指摘のことにつきましては、去る六月三日までに医療法人北九州病院理事長外三名を、基準看護料を加算計上するなどの方法によりまして福岡県国民健康保険団体連合会から診療報酬名下に、これは昭和五十九年の七月と八月分でございますが、約三千万円を騙取した事実等によりまして逮捕いたしました。現在福岡県警察において捜査中でございます。

○富地政府委員 かねてこの文教委員会におきまして先生から、特に医師養成に関連しての医学部の事柄についてはその都度御指摘をいただき、私も医師養成の重要性というふうなことから努力をいたしてきておるわけでございます。今回、日本メディック財団・北九州病院グループの事件に関連をいたしまして、国立大学の医学部教育等が関与をしておるということが報道されました。私ももととして、そのこと自身については大変遺憾に存じておるわけでございます。具体的に報道がなされました、私ももととして関係大学に對しまして事実関係を早急に調査するよう指示をいたしたわけでございます。具体的には、広島大学において六月七日、長崎大学において六月十日、九州大学において六月十一日、それぞれ教授会に調査委員会を設けて調査に取り組んでいただいております。ほかの関係大学についてもそれぞれ事実関係の調査を進めているところでございます。これまでの調査で、報道のございました大学に

ついて私どもとして確認をした点について御報告を申し上げますと、現に大学に所属しております医師の名義貸しの問題でございすけれども、現在までの調査では事実がないということで聞いております。

なお、兼業の許可を得て北九州病院グループ関係に行っている者の数でございすけれども、広島大学で五十九年度以降九名、九州大学で五十九年度以降三名、千葉大学、長崎大学及び島根医科大学については兼業している者がいないというぐあいに聞いております。なお、報道にございましたような兼業の許可を得ずに行っている者についてはさらに調査をいたしているところでございます。

そのほか、大学に勤めておられまして、これはいづれも常勤の一般職の国家公務員として勤務している者についてのケースでございすけれども、九州病院グループ関係に就職をした者の数でございすけれども、広島大学関係で十四名、九州大学で四名、長崎大学で十四名という報告を聞いております。

なお、この北九州病院グループ関係からの奨学寄附金の問題でございすけれども、広島大学で二千四百四十万、長崎大学で九百五十万を受け入れているという報告を聞いております。千葉大学、島根医科大学及び九州大学については受け入れをしていないという報告を聞いております。

なお、北九州病院から研究助成金として受け入れております寄附金の一部、奨学寄附金としての手続を経ずに、つまり正規の手続を経ないで講座の研究費等に充てていたものについては、島根医科大学、広島大学、九州大学及び長崎大学にあっては、このことを聞いておりますけれども、その点については詳細についてさらに調査をいたしております。

以上のような点を私ども現時点で調査をいたしておりますわけでございまして、例えば、ただいま申しましたように正規の奨学寄附金としての手続を

経ない処理をしているケースがあったというふうなことなどは、まことに処理として不適切な事実であったというぐあいに考えております。

なお、以上のほか、私どもとしても、なるだけ速やかに実態を把握するように調査を可及的速やかに行うよう督促をいたしているところでございます。

○中野(寛)委員 警察庁にお聞きいたしますが、現在の捜査の状況を細部にわたって御答弁いただくことはできないとは思いますが、けれども、しかし、大学教授等に給与名目で一人数十万円毎月振り込まれておったとか、そのほかの贈収賄絡みのことがかなり詳しく新聞報道等ではなされているわけでありす。これらのことについて警察はどれだけ把握をしておられるのか、できる限り大学と北九州病院との関係について御答弁をお願いしたいと思ひます。

○上野説明員 お答えいたします。先ほど申し上げましたように、福岡県警察におきましては、先ほど申し上げました詐欺事件につきまして現在鋭意その真相解明に取り組んでいるような状況でございまして、ただいま御指摘の件につきましては捜査中であるとの報告はまだまだ受けていない状況でございす。

なお、詐欺事件捜査の過程で刑罰法令に触れるような事実が把握された場合におきましては、当然のことでございますけれども、福岡県警察におきましてこれに適切に対応するというふうに考えているところでございす。

○中野(寛)委員 こういう報道はややもすると先走ってしまふ。どこで聞いたんだらう。日本の取材能力というのは大変なものでございすから、我々も時々その取材能力のすごさに驚かされたりすることはありますけれども、しかし、おおよそ基本的には、こうして先走って報道されたことが全く間違っていたというところは少なかったにない。しかしながら、確かに全然間違っているというところが全くないわけでもない。警察の立場からすれば、今の御答弁以上のことは私ども今日までの経

驗からしてもなかなか出ないのかなと思ったりもいたしますが、しかし、これだけ詳しく報道されております段階で、現在まだ捜査中であるからというだけの御答弁では我々としてもちょっと納得いたしかねる。まして文部省としても独自の調査を進められているわけでありすけれども、こういうことはせめて本場にこういう事件が起こったときにでも大要な調査、的確な措置が講ぜられないと、それが今度は逆効果になって、ああ、あのくらいやっても大丈夫だという逆な安心感を招いて、そういうことがまたますます慣例化して広がっていく、私はこういうことがあると思うのであります。そのことで警察を責めるわけにはいきませんけれども、しかし、今日段階でもう少し詳しい内容について警察の方で御答弁いただけることがあれば、再度お尋ねをいたしたいと思ひます。

○上野説明員 繰り返すようで恐縮でございますが、詐欺事件につきましては、先ほど申し上げましたように五十九年の七月と八月分につきましては逮捕事実といたしましてやっておりますわけでございますが、そのほかにも詐欺事件の余罪といひますか、そういうものがあるようございまして、それを解明いたしませんと全容をつかめないということもございまして、現実には、先ほど申し上げましたように、御指摘の件につきまして今現在捜査がまだそこまで至っていないという状況でございます。そういうことで、具体的にまだ事実関係を把握しておりませんので、先ほど御指摘のございましたような事実についてどういふ犯罪が成立するかというようなことは、今の段階ではちょっと申しかねるような状況でございます。その点御理解いただきたいと思ひます。

○中野(寛)委員 捜査が至っていないのですか、捜査は至っているけれども、しかし公表できる段階ではないということですか。

○上野説明員 繰り返すようでございますが、その点はまだ捜査に至っていないということでございます。

○中野(寛)委員 これ以上警察と押し問答いたしたとしても、立場もあることですから切りがありませんで、警察庁へのお尋ねは以上いたします。それで、国立大学をめぐる動き、事件というのは、例えば東京大学の精神病棟の問題も、今の事務次官が大学局長のころに随分この文教委員会でも私からも御指摘を申し上げて、御苦労いただいた。何となく表面上おさまっているように、今それほど注目を集めない状態にあるけれども、あれだって完全に解決したわけじゃない。むしろ不平常な状態に今日段階だと言つても過言ではないと思ひます。そのことを今ここで具体的にお尋ねしようとするのはありませんけれども、しかしながら、今回のこの広島大学、そして長崎大学、そして長崎大学の医学部といへば「この子を残して」という本を書かれた永井隆博士のこと等を思い出して、私は自分の生まれ故郷でもある、大臣もそうですけれども、それなりに何かノスタルジーを感じますし、そしてむしろすばらしい大学というイメージの方が強いわけで、それがこういう事件の渦中にあるということは大変残念でならない。それだけに、こういう事件が起こらないようになお一層十分御指導もいただきたいと思ひます。ましてこういう医学部等々、その教授、その医師にかえられない、その人でなければできない、またその人だけでやっている研究というふうなものもありまして、時にそういう方が事件に巻き込まれて、その研究がそれによつてストップしてしまうというふうなことがあるとすれば、これは国民にとつても大変な損失なわけでありまして、むしろ、そういう特質を私試をして、本当に真剣にそしてまじめな姿勢で研究に取り組んでいただくという特質を確立しなければ、我々だってやはり大きな損失をこうむることになると思ひます。そういう意味で、私自身は、とりわけこの国立大学医学部の特質ということを憂慮するわけでありまして、

こういう不祥事件が今なお続いていることについて、文部省として今日までどういふ指導をして

こられたのか、なぜそれが効果が上がらないのか、そのことについて今どうお考えでしょうか。○宮地政府委員 先ほどもお答え申し上げましたように、私も私としては、機会を見まして、医学部長会議でございまして、あらかゆる機会にこの事柄について各大学の自覚といひますか、そういうものを促すように注意を喚起してきておるわけでございます。さらに、医学教育そのものが医の倫理の確立ということが大変重要な事柄でございまして、また医師に対する社会的要請にこたえていくためにも、医学教育が非常に重要であることはもとよりでございます。そのためにも手だてを尽くして、あらゆる機会に大学のみずからの努力といたして、それを促すようにいたしております。

現時点で対応している点で申し上げますと、基本的には医学教育の質的な改善ということに取り組むために、医学教育の改善に関する調査研究協力者会議というものを設けて、これは国公立の医学教育関係者にお入りをお願いいたして広く検討をいただいております。その基本には、もちろん医学教育の質の向上ということが一番基本に据えられていることとございまして、その中に医の倫理の確立というふうなことに関連して、そういう課題にどう取り組むかというのを専門家の御検討をお願いしている点でございます。

過去にも何度か御指摘がございまして申し上げたわけでございますが、医学教育、基礎部門と臨床部門と大きく分けてそうぐあいに分けられるかと思ひますけれども、基礎の分野においてこういう問題が出てくるということはもろもろないわけでございます。臨床部門に関連して幾多の問題が現象面であられてきております。これは本来、医療に従事する医師のモラルの問題が一番基本にはあるかと思ひますけれども、やはり医療そのものの問題にかかわっている面もあるかと思ひます。私も私としては、基本的には大学人がみずからのこととして医の倫理の確立に、みずから切磋琢磨をして確立を図っていただ

くということがまず第一に必要でございまして、また、後継者養成に当たつてもそのことをまず第一に念頭に置いていただくことが必要であらうかと思ひます。私も私としてはかねてそのことは努力をし、これは大学人みずからの努力にまつ以外にないわけでございます。そのための手だてをどうするかというところは、専門家の御意見も伺いながら、さらに努力をしてみたい、かように考えております。しかしながら、基本的には、もちろん国家公務員法上のいろいろな手続等を厳正に行うというふうなことはもとより必要でございまして、本来的な事柄で申せば、やはりそれは法例、規則等で規制をされるという事柄以前の問題であらうかと思ひます。大学人みずからの自律と申しますか、そういうことが基本には一番肝心なことであつて、そのことが確立されることが一番大事なことではないか、かように考えております。

○中野(寛)委員 法例等で縛ることによつて解決できる問題ではない、大学人の自覚の問題だ、まさにそのとおりだと思ひます。しかしながら、その自律神経が麻痺してしまっているのではないのでしょうか。私はそのことを痛切に感じるので、麻痺しているというだけではなくて、むしろそれは当たり前のこと、慣例化してしまっている。それにメスを入れようとする、何を余計なことをするのだと言つて反発が返ってくる、それがむしろ実態なのではないでしょうか。私自身もそれに近い経験を今日の経緯の中で持つものであります。そこで、文部省が手をこまねいているわけではありせんけれども、しかしなお一層の努力が必要なのではないか、こう思ひます。実態調査、具体的には督促をしておやりになっておられるようでありすけれども、この一連の事件、とりわけ広島大学、長崎大学が象徴的に、例えば何人の教授が幾らもつた、ブレザーをもつた、そういうことが数字から、金額から既に報道をされているわけでありす。こういう報道を一つ一つもちろんお確かめになるのでありま

しょうけれども、しかし、どこかへ聞いた、そういう事実はありませんという答えが返ってきた、文部省はそれでおしまいなのかしら。私は、こういう事態については、医学教育、教育の問題だと言ったって、教育をする方の人たちがこういう事件を起こしているわけでありまして、これは何をかいわんやということなんでしょう。学生に医の倫理を求めたって、教えてくれる先生がこんなことでは、学生にそれを要求したって、学生だって、何を言うか、こういうことになってしまわうでしょう。ですから、よほどの決意を持ってこれらの一連の事件に臨まなければいけないはずであります。が、広島大学、長崎大学について警備をして調査をさせていると局長はおっしゃいます、具体的にどういう警備で、どういう調査をさせているのでしょうか。

○宮地政府委員 先ほど最初に全体的な状況について御説明をいたしたわけでございますけれども、具体的なお事柄として、例えば奨学寄附金としての手続を経ずに講座の研究費等に充てていたものがあつたということが言われておるわけでございます。具体的にはそれらについて詳細をさらに調査をするように警備をいたしております。

それから、もう一つは、兼業の許可を得て行っている者の数について御報告を申し上げます。でございますけれども、報道されておりますように、兼業の許可を得ずに行っている者がどれだけあつたかということについて、さらに調査を進めさせているわけでございます。

私どもとしては、そのほか、先ほど申しましたように、常勤の一般職の国家公務員として勤務をしております医師について、名義貸しが行われていたかどうかについてでございますけれども、現在までの調査ではその事実はないという報告を聞いています。報道されておりますけれども、報告されているような事柄については、さらに、その点についても各教授会において調査委員会が設けられているわけでございますので、各大学における調査委員会の調査を待つて具体的な報告を求めたい、

かように各大学に指示をしているところでございます。

医師の名義貸しの有無の問題、医師派遣の実態については、兼業の手続を経ている者、あるいは退職してから就職した者、勤務時間外にアルバイトに行っている者、それから、奨学寄附金の受け入れについては、手続を経ているもの、あるいは手続を経ないもので事実上奨学寄附金的な使用をしているもの、金品等の授受についてはその有無と理由などについて報告を求めているところでございます。

○中野(寛)委員 项目的には今局長のおっしゃられたようなことだろうと思つております。

これは全く報道から見るとありますが、例えば、「捜査当局や北九州病院グループ幹部の証言によると、教授への銀行振り込みは、名越五郎前専務理事が同グループに就職したあとの五十七年ごろから」「医師派遣などに対する謝礼として、広島大教授に現金を手渡そうとしたが「現金授受は人目につきやすい」と二、三人が難色を示した。そこで教授らをグループの病院で実体のない役職に付け、その「給与」の形で銀行振り込みを行っていた、という。「給与」の振り込みは一般職員の給与振り込みと同じ日に定期的になされていることから、捜査当局は国立大学教授が民間法人と兼業していたと判断できるとみている。」という報道がされているわけですが。

こういうことも当然調査をされているわけでしょう。そしてまた、これが事実だったらこの教授たちはどういうふうになるのですか。

○宮地政府委員 先ほど挙げましたような項目について調査を求めているわけでございます。したがって、金品等の授受についてその有無と理由ということについて報告を求めているわけでございます。現時点までにおいてはそれらの点については私も確認するものを持っていないわけでございます。

○中野(寛)委員 国税庁の方からお越しいただいていますが、この月々給与として振り込まれてい

る、これは当然納税の、徴税の対象になるはずでございますが、こういうふうなことになるのか、国税庁の立場からは調査をされているのでしょうか、されたことがあるのでしょうか、それとも今日まで納税されてきたのでしょうか。

あわせて、先般大阪国税局管内で大学教授等々について調査をしていただいたことがありますが、その調査対象となつた方々の九七％の方々が何らかの形で瑕疵があつたわけですね。もちろん大きく報道もされましたし、ここでも御答弁をいただきました。これは今までのところそういうまとまつた調査というのは大阪国税局管内くらいかなと思つておりますが、ほかについては私自身はまだ承知をしていないのでありますが、国税庁としてはこれらのことについて、大阪局であつたけのことがあるならばほかでも当然あり得るというふうにも考えるものでありますけれども、こういうことの調査についてはどう考えておられるのでしょうか。

○岡本説明員 お答え申し上げます。

再三、国会の席で御答弁申し上げるたびに最初にお断りさせていただいておりますが、我々立場上の問題もございまして、個別の話を調査するとかしないとか、あるいはその結果がどうであつたかということとはなかなか申し上げにくい立場にございまして、そこは御了解いただきたいと思つております。

ただ、一般論として申し上げさせていただきますと、我々国税当局といたしましては、報道されているような新聞、雑誌、そういった事柄、あるいは国会でこういった御議論をされている事柄等につきましても常に重大な情報といたしまして、よくうだいておるわけでございます。それと我々の内部で収集した資料、あるいは納税者から提出された申告書等をもとに検討いたしまして、これは課税上問題があるなどという場合が生じましたならば、必要に応じて実地調査等を行うことによつて適正な課税を行っているという状況でございます。

それから、今大阪の話で御指摘ございましたけれども、昨年たまたまあつた数字がございましたものですか、この席で御答弁させていただいております。ただ、大変申しわけございませんけれども、我々、同じような例があるのだからということは十分承知しているわけでございますが、あのような統計をその後とっておりませんので、ここで御披露申し上げることはできないわけでございます。

ただ、あえて申し上げますと、昨年はいわばもつたサイイドの個人の数字でございますが、別の数字といたしまして医療機関、払つた方からの源泉サイイドの数字がございまして、それによろしければごく簡単でございますが御披露させていただきますと思つております。

これも一部の局でまとめたものでございましてけれども、昭和五十八事務年度におきまして、三百六十九件の医療機関に対して源泉調査を実施いたしました。そのうち二百五十件から加算税を含めまして四億一千万円の税金を追徴している、こういう事実がございまして。

以上でございます。

○中野(寛)委員 それは一つの局ですね。

○岡本説明員 はい。

○中野(寛)委員 一つの局でそれだけのものがある。しかし、全国で国税局幾つあつたかな、全国にその率で広げたら、これはまた大変な数字になるだろうと思つております。こういうふうな医療機関を取り巻く問題というのは、税金の面から考えても実に大変な状態なんです。

例えば、今回こういう事件が起こりましたけれども、やはりこういう事件が起こつた場合には、当然国税当局としては改めて御調査はなさるわけですか。

○岡本説明員 やはり個別の事柄でございまして、調査するとかしないとかというふうな答弁は差し控えていただきたいと思います。御報告でございますが、今回のように例えば一つの刑事事件になつていふようなことになりまして、我々

の一般的なやり方からいいますと、捜査当局の捜査に支障が生じてはいけませんので、その捜査当局の捜査状況を見ながら我々の調査を進めていくこともある、問題があればそういうことでやっていく、こういうことでございます。

○中野(寛)委員 前回ここでお尋ねしたときにも申し上げたのですが、一つの局——一つの局でと先ほどおっしゃったけれども、これは国会の答弁だからとにかくとおっしゃらないのでしょうかけれども、私もまたそれなりにお尋ねすればわかること、しかし、どの局だからと今特定することは必要ありませんから聞きます。しかし、一つの局でやっていると数字が出てくるということ、これは大変な数字なんです。人手の問題だとかいろいろ皆さんの御苦労はわかりますが、しかし、こういう国民の重大な関心を呼ぶ事柄が起つてまいりますと、より一層御努力をいただいて、そして、例えば医療機関とかそしてまた大学の医療関係者、医学部関係者、そういう方々に本当の意味での反省を促す、そしてより一層すばらしい医師が誕生していく、そのことのために、何もそういう使命は国税庁が担当してないとおっしゃるかもしれないけれども、しかし、広い意味で言えばそれもまた大きな使命の一つではないかと思うわけですが、そういう御調査をもっと全国的に広げるお考えはありませんか。

○岡本説明員 私の答弁がやや不十分でございまして申しわけございませんでした。調査そのものは全国的に問題意識を持っておりましてやっております。ただ、たまたま計数がまとまっております。一部の局、一つの局ということでございますので、今先生のおっしゃるような御趣旨で、我々、課税上問題があるものにつきまして税務調査等を行って課税の適正を期している、こういうことでございます。

○中野(寛)委員 ありがとうございます。国税庁へのお尋ねは以上で終わりますから、岡本さん、加藤さん、結構でございます。

去年の暮れに文部省は奨学寄附金外部資金の受

け入れについて通達をお出しになりました。これは私も、大学関係者の方々が大変張りつめた状態で迎えた通達を出していただいたとして喜んでおられたのを承知をいたしております。しかしながら、同時に、それはもう一つの条件がついておいて、ガラス張りにならなければならないという条件が当然ついておいたと思っております。この奨学寄附金、受託研究費、いろいろな形のものがあるわけでありまして、おまけに先ほど宮地局長は臨床医学の方でこういう事件がよく起こるとおっしゃった。これは前回私がお尋ねしたときの御答弁でもそういうことがあったのです。ところが、基礎医学の面ではないとは言えないのです。財団法人何とか研究所、こういうのをつくりまなす、そうするとそこへの企業からの寄附というのがあるわけですね。その財団法人何とか研究所に大学の医学部教授が関与している。むしろその方が中心であるということはあるわけでしょう。

この前、私のところに税理士を通じてこういう相談がありました。新薬をつくったんだけれども、それを公式に認定してもらいたい、しかしながら、大学の先生にこの程度のものであれば一千万ないし二千万積まないと認められないんです。しかし、これを表に出しますと相手はちろん受け取ってくれないし、これは事件だ、大変なことになる、当然裏金でなければならぬ、裏金にするとこれは経費として認められませんが、税務上大変困りますというところで、いろいろ税制上の研究をした結果、税理士から私に、これは金を積み重ねても何とかこの研究をちゃんとしてもらえるようになりませんか、大学に頼んでくれませんかと言った。そういうケースがあったのです。事はさきのように、そういうことはもうその世界では通説化しているわけですね。これはむしろ基礎医学の部門でしよう。

そしてもう一つ、事のついでにと言った恐縮ですが、きのうかおとといか、私の部屋に投書が入っていました。これは文教委員全員に出したん

だろうと思うのです。仙台局で来ています。ただ、これは名前が入っているんだけれども住所は入っていないですね。これは先生方も皆さん来ている。宮城県の色麻町立病院で一千万円近い使途不明金が出て、どうもそれが医師にでもらうために東北大学の方へそのお金が使われたというふうなこと、また、その東北大学の教授から町会議員に、この問題について追及しないでは、また、有線放送で町議会の様子を放送する予定をしていたら、その有線放送も中止しろという手紙が行ったというところで、これは新聞報道もされているわけですね。北九州の場合は私立の病院であります。これは公立の病院。以前にこの問題を私が医師派遣の問題でございまして、新聞報道等がなされて、公立病院の事務長さんたちから私、随分言われました。先生、あれ徹底してやっ

て下さい、しかし私の名前を出さないでください、うちの病院にお医者さんを派遣してもらえないことになりました。あります、しかし、あの裏金をつくるのが私たちの仕事みたいなものです。結局、こういうのが慣例化している一方、大学の医学部の先生に言わせるとどうおっしゃるか。そういうお金がどうしても必要なんです。この前奨学寄附金についての外部資金の受け入れができればいいというので、一部分先生方も喜んでおられるけれども、しかしながら、やはり研究を進めていくと、また自分がその大学の中でそれなりの力を持つていくと、また、やぐざではないけれども、大学の医学部についてはジョツというドイツ語が何か知らぬけれども、縄張り拡大のあれがあるんですね。どここの県の病院は大体うちの医学部で押さえているとか、どこそこは大体うちから派遣することになっている、それができることによつて大学の医学部の格が上がるんですね。だから結局、こういうことはまさに構造化しているし、もうその体質のものになってきていくわけですよ。この北九州病院のケースは、言うならばその一つにしかすぎないのではな

い、こういうふうにも思うわけがあります。

今までずっと大臣にお聞きいただいたんですが、大臣の御感想をお聞きし、そして具体的に今幾つかの指摘を申し上げましたことについて、また局長さんからも御答弁いただきました。思います。

○松永国務大臣 国立大学医学部の関係で世間を騒がせているような事件が発生いたしました。これにまことに遺憾なことであると思っております。これにつきましては、先ほど来先生御指摘のように、東大の医学部の精神病研究室でしかあれば依然としてずっと前からございまして、そういう問題もまだ肝心な意味では解決をしないというまま推移していることもございます。結局どうしてこうなるかという問題でございますが、私は、大学なにかんづく国立大学の閉鎖性というのがあるような感じがいたします。大学の関係者が外部の批判に余り神経質にならないで、ある意味では下の者が何を言っているかというほどではないにいたしまして、それに似たような感じで物事を深刻に受けとめる度合いが一般社会よりも低いんじゃないだろうか、こう思われる節もなきにしもあらずだ、こう思います。したがって、今回の広島大学や長崎大学の件等まだ調査中でありまして、何とも言い兼ねますけれども、調査が終わった段階でより厳しく適切な指導をしなければならぬ、こういうふうに思います。

それから、もう一つは、医学部の関係でございまして、先生御承知のように、医師というのは医師の資格を取っても数年あるいはそれ以上すぐれた先輩について技術を磨いてそして優秀な臨床医師になるわけでありまして、それまでの間大学の医局におる。そうすると、一方、民間の病院の場合には大学の先生に来てもらっているということ、それがその病院の、いい先生が来ているということ、信用度が高まる。そこで、大学の医学部の方にお願いして医学部にいらつじやない医師に来てもらうということがしばしばのようにあります。また、それをしてもらうためには大学の医学部の上の方の先生にお願いをして若い人を派遣してもらう、

こういったことから疑惑を招くような事態が起
こっているというふうに思うわけでありま
す。そこで、先ほど局長がお答えいたしまし
たように、兼業の許可を得て民間の病院に行
つておられた者が、兼業の許可を得ないで
行つた者がどうなつてゐるか、これは現在
まだ調査中でありま

それから、奨学寄附金という正規の手続を
経ないで研究の応援として金を受け取つて
ゐないか、これも調査中でありま

それから、奨学寄附金という正規の手続を
経ないで研究の応援として金を受け取つて
ゐないか、これも調査中でありま

それから、奨学寄附金という正規の手続を
経ないで研究の応援として金を受け取つて
ゐないか、これも調査中でありま

それから、奨学寄附金という正規の手続を
経ないで研究の応援として金を受け取つて
ゐないか、これも調査中でありま

それから、奨学寄附金という正規の手続を
経ないで研究の応援として金を受け取つて
ゐないか、これも調査中でありま

それから、奨学寄附金という正規の手続を
経ないで研究の応援として金を受け取つて
ゐないか、これも調査中でありま

それから、奨学寄附金という正規の手続を
経ないで研究の応援として金を受け取つて
ゐないか、これも調査中でありま

それから、奨学寄附金という正規の手続を
経ないで研究の応援として金を受け取つて
ゐないか、これも調査中でありま

なければならぬ、こういうふうに思うわけ
でありまして、この点もより一層適切になさ
れるよう指導を強化してまいりたいと思つて
ゐるわけでありま

○宮地政府委員 御指摘のございました色
麻町立病院の關係の事案でございますが、大
学から派遣されておられる医師が、大学か
らの報告によりまして、病院長の使途不明
金や診療態度等について町議会から抗議を
受け、病院長が先聲でございます東北大学
の後藤教授に相談をいたしまして、病院長が
作成しました後藤教授の名の書簡を町議会
議員に送付したという報告を受けておるわ
けでございます。そして、気持ちとしては、大
学から派遣されておられる医師を大事にし
ては、大学側として圧力をかけるというよ
うな性質のものではないという報告を聞いて
おります。そして、その後、来学しました町
長あてには町議会議員に説明をして、関係者
の間では円満な話し合いが行われたという
うぐあひに伺つておるわけでございます。使
途不明金については事務長の支出見通しの誤
りから生じたものというこ

な、背景等がいろいろあつてそのようにな
つたかと思つております。いづれにいたしま
しても、基本的に、後藤教授の慎重さを欠き
ます町議会との対応の問題については、東北
大学の医学部附属病院長から注意を行つて
処理をしておるといふ報告を聞いておると
ころでございます。○中野(憲)委員 こういう問題
は、なぜ慎重さを欠くかといへば、やはり
派遣してやつてゐるという気持ちがあるか
らではないのか。今名前が出ました後藤教授
本人はどうか知りません。しかし、一般的
にやれば、私は派遣することは大事だと思
ひます。それは地域医療を充実させるため
に大事なことだ。またその医師にとつても
、みずからの技術を磨くために必要なこと
です。それをいけなさいといふ言ひはせんに
けり。その派遣のシステムが、金が絡んだ
り、それがまた大變してやつてゐるという
ふうなことになる

○中野(憲)委員 終ります。○阿部委員
長 山原健二郎君。○山原委員 最初に、き
ょう新聞に東京都立大島南高等学校の寄宿
舎寮水害の上級生による暴力事件といふのが
出ております。「集団しごき」といふふう
に書かれておりました。下級生の中に鼓
膜損傷、胸部打撲、中には三階のベランダ
から逆づりをしてきたといふようなことが書
かれておりました。これは、たぐいましめ
の海を育つてゐる名目で暴力行為がかなり
以前から繰り返されておりました。過去七
年間に中途退学者の率は三〇%を超えて
、昨年六月に上級生十七人を自宅謹慎処
分にいたしました。こういう記事が出てお
ります。これは事実な、そういうことがあ
つたのでしうか、ちよつと情勢を聞かせて
いただきたいのですが……

○高石政府委員 まだ事実状況について
報告を受けておりませんし、そういう内容
についての掌握はしておりません。○山原
委員 これをどう思ひますか。これは校長
さんも認めております。新聞はお説みにな
りましたか。どんな感想を持っておりますか。
○高石政府委員 ちよつと朝から国会その
他で飛び回つておりました、新聞、その事
件について内容をまだ読んでおられないで
……

○山原委員 中身はそういうことですが、
九十五名の生徒が在籍して、一年生が四十
人、そのうち大島出身、地元です、その五
名を除き、九十人が寮に入つておる。寮の
規律を守らないといふことで殴られる、あ
るいは両腕にパンチをするのを腕パンとい
ふ、それからかかとで太ももを強打するの
をようかんといふ、まあ一種の制裁だと思
ひますが、そういうことが七、八年前から
繰り返されて、過去七年間に入学者二百三
十九名のうち七十三名が中途退学をして
ゐる。その中退の率は三〇・五%。校長先
生は、「最近是非常に厳しく指導し、人間尊
重といふことでやつてゐる。」「上級生が
腹を立てて暴力を振つたやうで胸の骨に
ひびが入つた。」「昨六月、上級生十七人
を自宅謹慎処分にいたしました。それで、
「なぜ、暴力事件は起きてゐないはずだ。」「
それで、「なぜ、暴力事件が繰り返される
のか。」「といふ、これは恐らく新聞記者
の質問だと思ひますが、それに対して校
長は、「集団生活を維持するにはある程度
の規律の厳しさが要だが、それが暴力に
つながるのには本當に困つたことだ。本
腰を入れて改善しなければと思つてゐる。」「
こういう記事になつております。

私はなぜこれを取り上げたかといふと、私
ども事実ばかりではありません。けれども、
今日の日本の学校においてあり得ないこと
ではないのです。私たちの経験からしまし
ても、昔は鍛えられたとか、そして女学
校などにおいてもお説教するとかいふふう
な、上下関係の中でいゝゆる秩序、規律
といふものを維持してゐる、そのために下
級生に対して

○高石政府委員 まだ事実状況について
報告を受けておりませんし、そういう内容
についての掌握はしておりません。○山原
委員 これをどう思ひますか。これは校長
さんも認めております。新聞はお説みにな
りましたか。どんな感想を持っておりますか。
○高石政府委員 ちよつと朝から国会その
他で飛び回つておりました、新聞、その事
件について内容をまだ読んでおられないで
……

場合によつては武力によつて鎮圧をするといひますか、そういうことがあるのです。私は、これは戦前からの教育がこういう意味では継承されているのじゃないか。戦後一時期はなかったんです。少なくともそういうことは減つておりました。が、またそれが起こつておりました。最近ではいじめの問題、今度は体罰の問題というふうに次々あるわけです。体罰はもととあったと思ひます。いじめの方はまたちよつと新しい情勢の中で生まれてきたように思ひますが、いわゆる下級生に対するしごき、これは体育関係におきましては当たり前のこととしごきがなされてゐる。そういう力の動きといひますか、そういうものが日本の教育界に依然として存在しておるのじゃないか、ということを感じまして、やはり教育の場にはそれなりにふさわしい教育の雰囲気というものがなければならぬわけで、そこに暴力がどんな形であれ存在するということに対しては、これはお互いそれを絶滅するということで努力をしなければならぬと思ひております。体罰だってそうです。

そういう意味で、先ほど田中委員が質問の中で、例えば私の県にあります明德高等学校、これは中学校、高等学校併設の学校でございますけれども、この問題が出てきて、大変取すかしい思ひをしてゐるわけですが、この学校は道徳教育を主眼にしてゐる学校なんです。最高道徳です。それでこういう事件が起こるのです。私は、今度の臨教審の答申の中に道徳という言葉が強調されるということをお聞きしております。また、文部大臣の先日の体罰についての答弁の中で、学校というものは秩序が大事だということをおっしゃつた意味はわからぬではありませんけれども、その秩序を守るあるいは規律を守るといふことが場合によつては暴力の存在を許す、そういう雰囲気は日本の学校はまだ温存しておるのではないかという点を非常に心配するわけです。

したがつて、こういう意味で、今申しました都立の学校における今度の事件は、真相はよくわかりませんが、これはお調べいただいて、どうしてこ

ういうことが起こつたかということは今後の教訓としてやはり正確にしておいた方がいいのじゃないかと思ひます。そういう意味でも、学校の中にいかなる形であれ暴力が存在するということに対しては、この間の委員会でも随分各委員から強調されましたけれども、この点では当文教委員会は一一致した認識として持つ必要があるのではないかと思ひますが、その点、どういふふうにお考えになつておられますか。

○高石政府委員 御指摘のように、生徒同士の暴力それから教師と生徒の暴力を含めて学校内における暴力行為というのは、厳に慎まなければならぬし、絶滅しなければならぬ重要な課題であらうと思ひます。そのことと、子供たちにきちつとしたしつけをやるということ、これはまた別個の問題でございます。やはりそういう暴力行為を慎まなければならぬということ、生徒の自由勝手な行動について気ままに放任するということ、これはまたいけません。ことだと思ひますので、その付近の、生徒のしつけの問題、秩序の維持の問題、これは極めて重要なこととございまして、そして、一方において暴力の排除ということも非常に重要なこととと思つております。

○山原委員 これはあいまにしてはならぬ問題であります。これからは議論されるところだと思ひますが、子供たちは尊敬されなければならぬと私は思つてゐます。本當に子供たちというものが人間的にその尊厳が認められれば、秩序は確立するのです。もともと力で教育をするという理論が比較的我が国の場合には許容されてゐるのです。けれども、それは決して人間を育てる教育の場で使うべきものではない。野獸を調教する場合にこそ使ひ得ても、力をもつて制圧をするということでは本當の教育は生まれません。私も教員生活をしておりまして、一週子供を打つたことがあるのです。いまだにそのときの子供の目が私の目に焼きついて離れません。何であんなことをしたんだらう。これは、例えば日本の軍隊組織が海軍魂注入棒などという棒を持つておしりをたたかとかい

いる形で行われてきた、いわゆるしごき体制といふものが、比較的戦時中において教育の場にも入り込んできたものが何となく残つてゐるという意味では、やはりこれは教育基本法の平和的しかも民主的な人間形成という立場からするならば、教育者も行政機関も考えなければならぬところだといふ点で、今度の事件はやはり一つの教訓として学ぶ必要があるんじゃないかということをおし上げておきたいと思ひます。

二つ目の問題は、教科書問題でございます。これについてはきょうの読売新聞等にも書かれておりました。来春からの小学校社会科の教科書に対する文部省検定が十三日までにはほぼ終わったと書かれておりますが、検定は終わったのでしようか。

○高石政府委員 検定の作業のあらかたは終わつておりますが、最終的には六月二十四日に教科用図書検定審議会の総括部会を開きまして、そこで最終の承認を得て、そして出すということになつてゐるわけでございます。

○山原委員 この際、新聞にも報道されておりますが、例えば南京大虐殺あるいは沖繩戦の記述、自衛隊あるいは北方領土に対する記述などにつきまして、そういう項目について中学校、高等学校の教科書同様に大々しい検定姿勢が今回も貫かれてゐるといふふうな執筆の中には指摘をする人もゐると書かれておるわけでございます。このうした検定が続けば、教科書の内容は画一化する一方、ますます事実上の国定教科書に近づくといふことを言つておる人もゐるわけでございます。この問題については南京問題、沖繩問題もそうです。随分この席で論議をしてきましたので、私はこれをこゝで蒸し返すつもりはありません。

しかし、沖繩の問題について一例として申し上げたいと思ふのですが、なぜこれが変えられたのか。例えば沖繩戦のときに「なかに、日本軍によつて命をうばれた人もいました」という記述、これについて心身発達考慮という理由で削

除を求め、執筆側も結局指示に従つて削除したといふふうな書かれておりました。どういふふうに変つたかといふと、検定前の原稿本の中には「沖繩では、県民が約十五万人も死にました。なかに、日本軍によつて命をうばれた人もいました。」これが「沖繩では、県民約六十万人のうち、十二万人以上の人々がなくなりました。」というふうに変つたわけでございますが、これなどはどうしてこういうふうになるのか。そのほか沖繩の記述について、例えば小学校四年生の下で「冬でも暖かい沖繩」という中で「戦争のときの沖繩」「戦争後の沖繩」と二項目を設けて四ページにわたつて戦中戦後のことを書いておる教科書が、これは指導要領からの逸脱であると削除を要求されております。そして、犠牲者が出たことを書いた「戦争のときの沖繩」は二ページ分全面カット、そして「沖繩のきせつ」のうづりかわりに差しかえられた。「戦争後の沖繩」はタイトルが変わつて「観光の島沖繩」に変わつた。記述内容も基地色が薄められ、観光色が強められた。こういうふうな新聞の記事はなつておるわけでございますが、何でもこゝまで検定する必要があるのか。

今度国家機密法がこの国会に提出をされました。私はいろいろ新聞の記事を見てみたのですが、大新聞、朝日、毎日、読売、すべてそれに対する危惧の念の社説が出ておりますが、地方新聞もほとんど危惧の念を社説で書いておりますけれども、沖繩の新聞を読んでみますと、非常に胸が詰まるような社説が出ております。これは五月三十一日の沖繩タイムズですけれども、壁に耳あり障子に目ありとお互いにお互いを監視し合つた暗い時代を、カメラを向けることはおろか地図も黒塗りにされた要塞の町の暮らしがどんなものであつたかを思い起こすとき、とても許せる法案ではない。これは沖繩タイムズ。琉球新報はこういふふうな書いてゐるのです。沖繩戦を想起する。方言を使う。普通語がうまくしゃべれないというだけでスパイの疑いをかけられ、日本兵によつて

殺害された。戦場を逃げ回っただけでもスパイ容疑で殺された。これは社説にほんのこの間出ているのです。

沖縄の歴史というのは、戦前から、島明けの当時から、また長い薩摩の苛政、琉球戦争、そして戦後は外国軍隊による支配が続く沖縄の歴史を見ましたときに、本当に沖縄県民の実感として、心のこもった記述、本当に戦争とはそんなものなのだと、だから平和への希求がそこから生まれてくるのだ、まさに基本法に言うところの平和の希求、それは事実をゆがめずに書くことも大事だと思いますが、それをあえて沖縄県民の実感とは違う形になぜ文部省が変えなければならぬのか。

私は今度調べてみたのですけれども、あの沖縄戦のときに牛島軍団三十二軍が、残念ですけれども軍の回状の中に現地語、現地語というのは沖縄の方言です、現地語を使う者、どうに近づくと、軍事施設に近づくと者はスパイとみなすということが出て、そのために砲弾の中で倒れていた沖縄県民も多いわけですが、こういう戦争の悲惨な事実を書くことは、恥でもなければ何でもありません。まして平和への希求ということから考えますと、そのことが、真実を記述することがむしろ大事なところである。それを少なくとも、考え方が違ふからといってそれを消すという検定の仕方が正しいのかどうか、これはやはりお互いに考える必要があると思いますが、この点について文部省はどのようにお考えになつていらっしゃるでしょうか。

○高石政府委員 まず、歴史的な事実を客観的に公正に述べていかなければならない。それから二番目には、子供の発達段階に依つて理解ができるような内容になつていなければならぬ。それから三番目には、それぞれの教科で取り扱う指導上の目標、ねらいというのがありまうから、そういう教科のねらい、目的に沿うような内容に精選されていなければならぬ。こういうものもろの要件で検定作業を進めるわけでございます。

したがいまして、今御指摘がありました幾つか

の中の一つとしては、例えば四年生の段階で、四年生の教科書では自然条件から見て、国内の例えば寒い地域、暖かい地域ということをお教える、こうなっている際に、暖かい地域として沖縄のことを説明をしていくということはあるわけでございます。その際に、そういう沖縄戦のことまで四年生の段階で教えるということはいさぎよいのであつて、それは六年生の段階の人物や歴史、そういうものを教える段階で取り上げればよい。したがって、四年生の教科書の段階でその内容を入れ込むというところは過重負担になるし、基本的な内容に精選するという観点では適当でないというように調整をして検定をしていくわけでございます。で、何年生の教科書でどういうねらいで書かれた教科書についてどういう意見が述べられたかということをもとにして考えていただく必要がございます。今幾つかの御指摘がありましたけれども、我々としては、公正、客観的に子供の発達段階を十分配慮した内容になるようにということで検定をしているつもりでございます。

○山原委員 物には見方がありますから、私はその考え方を全部否定するわけじゃありません。でも、やはり文部省、戦後教育は画一化だと臨教審の一部の人たちが言っておりますけれども、私は、あれには賛成ではありません。むしろあの指摘の仕方に対して、そういう断定の仕方に対しては非常に違つた意見を持っておりますけれども、しかし、本当に民間の会社が教科書を作成するわけですから、多種多様なものが出てくる。現に沖縄には基地がある。あなたも沖縄へ行かれたわけですが、私も一緒にいったわけですから、本当に私は最初に目の前に沖縄のひめゆりの塔を見ましたときに、上からのぞいて下にいっぱいシダが生えていて、あれを見たときに、本当にここで人間が生きておつたのかというささいな衝撃を受けたことを今も覚えておりますけれども、そういう実感を持った県民がいるわけですから、そういう実感に対して、基地の写真が出ることを石油タ

ンクのものにかえるとか写真も変わっていく。確

かに石油タンクもたくさんある、宮城島の状態なんかもあるわけですから、しかし、それはそれなりに幾つもの教科書があるわけですから、石油タンクを書いたところもあるでしょうし、観光の島沖縄を強調したところもあるでしょうし、その辺の多様性というふうなものについては、そこまで検定をやっていくということになります。やはり検定の検定になりかねないし、場合によっては政権党の考え方あるいは政権党の考え方に近寄つた形で教科書を眺めていき、そこを変えさせていくということになれば、これはやはり憲法、基本法の「教育は、不当な支配に服することなく、」というもののにも抵触するものでは言いませぬけれども、やはり問題が生じてくるというふう

に考えるわけですね。そういう意味で、この問題、これ以上言いませんけれども、本当に今度新聞に出たばかりでございます。まして、私も教科書そのものを今手に持っています。それから、またこの問題は今後続けていきたいと思ひますが、こういう問題は、やはり今あなたが

がおっしゃつた、子供の発達段階に依つてと言ふならば、その問題として論議をしていく必要があるんじゃないかということをお痛切に感じておりますから、意見だけ申し上げておきます。

次に、大規模改修事業の起債措置についてでございますが、これは文部省努力をされいろいろ改善されておりますので、簡単に申し上げたいと思ひますが、鉄筋校舎等の窓枠、あるいは屋根の防水及び給排水設備等の大規模改修に要する経費への補助制度、いわゆる大規模改修補助事業が昭和五十八年度からスタートしまして、今年度から地域制限が撤廃されて対象区域が全国に広がり、予算額も昨年度比五八・五増の九十一億円、去年は五十七億円でございましたからふえております。施設関係予算が軒並みに削減されている中で、この点でこの改善は評価されてよいものだと私は思ひます。ただ、単純に喜ばない面もありまして、御承知のように、大規模改修事業の起債が措置されないため、手をつけないけれども単年度の

財政負担が重過ぎるために見合わせるのか、あるいは一つの学校の改修事業を何年かに分けてやらざるを得ないというケースがたくさんあります。

そこで、最初に、昭和五十九年度の大規模改修事業の実績がどのくらいになっているのか確認をしたいわけですが、正確な最終数字は出ていないけれども、見込みとしては今どんな状態でしょうか。

○阿部政府委員 昭和五十九年度の大規模改修関係の経費でございますけれども、予算措置が五十七億でございます。実績が、各地方からの御要望等を踏まえて取り上げましたものが約五十億実績として実施をいたしております。

○山原委員 五十七億が計上されていたわけですが、実績は五十億と今おっしゃつたわけですね。そうしますと、各自自治体とも非常にこれに対する要望は強いわけでございます。その要望に基づいて制度化されたわけですから、本来なら予算枠を残すというふうなことはちよつと考えられないわけですが、結局これは起債が認められないということが大きく影響しておるのではないかと思います。この点はいかがでしょうか。

○阿部政府委員 御要望はいろいろあつたわけでございますけれども、補助の要件等から照らし合わせてみますと、合わないというふうなことで落とさざるを得なかつたというケースがあるわけでございます。なお、今年度、昭和六十年度は九十一億予算額では計上いたしておりますが、各地方からの御要望は大変強いので、これを相当上回つて具

体の執行としては考えたいと思つております。○山原委員 この前、うちの藤本議員がお尋ねしましたときに、たしか自治省の方の答弁が、「維持修繕の範囲にとどまるものにつきましては起債対象とならない」と述べておりますが、その後で、「個々の地方団体の財政事情、これを十分検討しながら、いわゆる建設事業と見られるもの、起債対象になじむ事業に限って起債措置を講じた」とと答弁をしておりますが、この答弁との関係でお聞きしたいのですけれども、学校教育施設に

ついで維持修繕の範囲が、建設事業と見るか、起債を認める事業と認めない事業を区別する基準というものは、自治省との関係で取り決められているのでしょうか。

○阿部政府委員 地方財政法の規定によりまして、起債を認める場合には学校の場合に建設事業というふうな法律上規定をされておるわけでございます。したがって、先般自治省からお客えを申し上げましたように、この大規模改修、一般的には維持修繕の範囲に入るであろうというようなことから、原則として認めないというのが自治省の態度でございますが、その中で具体的に規模等が相当大きいとかいうようなことで建設事業に該当すると認められるような場合については、個別に審査の上これを認めるというのが自治省の態度でございます。これにつきまして具体的にどういうケースにということをお文部省と自治省の間で取り決めておられるということには至っておりません。

○山原委員 そうしますと、これはもう全国的に非常に要望が高くて、結局、昭和三十年ごろに建てた鉄筋校舎の老朽化が予想以上に早くて、海砂を使った関係とか材質が余りよくなかったということが影響して、耐用年数が来ないうちに雨漏り、外壁のひび割れ等が深刻だという例が多く出ております。できたら改築をしたいということですが、耐用年数に満たないとか、財政事情等もあって、当面大規模改修に頼らざるを得ないという問題があるわけです。こうした点は全国的であるわけですが、この点では、今局長おっしゃったように全国の要望も非常に強いと思うのですが、こういう実績を見て、今後補助制度を有効に活用する上でも、大規模改修事業の起債措置が実現するよう文部省としても自治省に働きかけるなど最大限の努力をすべきではないかと思っておりますが、この点はいかがでしようか。

○阿部政府委員 先生の御指摘にもございましたように、木造建築の改築というのが大変な宿題で今日まで来たわけでございますけれども、既に九

〇%を超えるところまで非木造化が進んで、不燃化というのが進んでまいりましたので、これから課題は、御指摘のような昭和二十年代から三十年代ごろにかけてつくられました鉄筋の建物のいわけ脆弱なものについてこれを入れ替えていく、場合によっては改築をしあるいは補強をするというふうな仕事であらうと思うわけでございまして、数年前からこの問題に取り組んで、御指摘にもございましたように、五十八年度に大規模改修費を計上いたしまして以来、五十九年度には五倍に伸び、六十年年度はさらに五割増というような、大変財政の厳しい中では私ども最大限の努力をこれに注いできたつもりでございます。

お話しにございます起債の問題につきましても、財政力の弱い市町村の場合に起債が認められるということがこの事業を進めていくために大切なことであると考えておりますので、自治省当局に對しては、昨年の暮れには公文で財政局長に對して御検討をお願いしたいというふうな依頼も行っておるわけでございまして、今後とも引き続き自治省当局の理解を求める努力を重ねたい、かように考えております。

○山原委員 局長あのようにおっしゃいました、大臣、いかがでしようか。概算要求の時期も近づいておられますが、ぜひ起債を出してほしいという全国の要望に、せっかく今までこたえてきたわけですが、今後ともぜひそのような努力をしていただきたいと思います。いかがでしようか。

○松永国務大臣 御指摘のように、大規模改修について、その事業の個別的な事情では起債の対象になる場合もあるようでありましても、一般的には地方債の充当が行われていないということでありまして、そのことが大規模改修の推進の妨げになっておるとするならば、これは改修が進まないことになりましますので、財政事情は厳しい状況ではありますけれども、大規模改修に積極的に取り組みという立場から、自治省に對して地方債の充当についての要請を今後とも行ってまいりたい

と考えておるわけでございます。

○山原委員 これと関連しまして、小中学校の建物の地震対策の問題でございまして、耐震強化を目的に建築基準法が改正されましたのは昭和四十六年と昭和五十六年でございまして、したがって、四十六年以前の学校建物は新しい基準にのっとっていないため危険建物が多いであろうことは容易に推察できると思えますが、文部省としてこの実態について調査をなされているでしょうか。もしなされておいたら、その調査結果はどのようなふうになっておるかと、お伺いいたします。

○阿部政府委員 いわゆる危険建物につきましては、文部省といたしましては、木造の場合には耐力点数で五千五百点以下のもの、それから鉄筋等の非木造建築の場合には別途の耐力点数がございまして、それで五千点以下のものをその対象として考えるということで措置をいたしておるものでございます。

現在把握しておるところで申し上げますと、木造の危険建物は全国で四百三十四万平方メートル、全木造のうち約三〇%という数字になっております。また、鉄筋の方の危険建物につきましては五十四万平方メートル、非木造全体の〇・四%、これが文部省として把握している数字でございます。これらにつきましましては、必要な予算を計上いたしまして各市町村等の御要望にこたえて改築を進めるべく努力をしておるところでございます。

○山原委員 国は東海地域を地震対象として力を入れておられますが、地震予知連絡会では御承知のようにそれに加えて南関東を観測強化地域に指定しております。これまで予知連絡会がマークしておりました地域で地震が発生して大きな被害を出しておるところがあるわけでして、それは日本海中部地震がそうです。また長野県西部地震もそうです。東京でも耐震対策は非常に急務となっております。特に、学校は避難場所として位置づけられておられて、その安全性の確保の重要性は言うまでもありませんが、東京の場合はどのような実態になっているか、この点について

ちよっとお伺いしたいのですが、いかがですか。

○阿部政府委員 先般東京都関係の調査の結果が新聞等に報道されましたので、東京都から実態を聴取したわけでございますけれども、四十四年から五十三年までに建築されました学校八百九十五校のうち改築を要するという判断が行われたのが八十二校、パーセンテージにいたしまして九・二%。ただし、このうちの四十六校は既に改築が済んでおります。それから、五十六年から五十七年に建築されましたものが百二十三校、その中の三十一校、約二五%が耐震性の上で問題があるという資料が出ておると聞いておるところでございます。

○山原委員 今おっしゃったパーセント、ちよっと聞き漏らしましたが、昭和四十六年以前に建てられた小中高等学校のほぼ四分の一が危険な状態にあると東京都の調査では出ておると聞いておりますが、そういうふうな把握で大体よろしいでしょうか。

○阿部政府委員 大変失礼いたしました。五十六年から五十七年に建築されたものと申し上げましたが、五十六、五十七年に調査いたしました四十六年以前に建築した学校百二十三校のうち耐震性が不足しているものが三十一校ということでございます。二五%になるわけでございます。

○山原委員 これは東京都の地図で、危険な地域が地図で出ているのですが、大変なものです。これはちよっとわかりにくいのですけれども、色の濃厚なものがこういうふうな何カ所かございまして、この地域に学校がたくさんあるわけです。この地域における学校の安全性というのが、もし地震が起こりました場合に、例えばこれは東京都が作成した「総合危険度図」でございまして、けれども、マグニチュード七・九クラスの地震があった場合、危険な区域はもう相当広がっております。当然大地震などの場合に近くの学校に避難する避難場所になっているわけですから、その学校が大地震によって校舎や体育館が破壊されたらまた大変な事態で、災害を大きくしないために

なお、つけ加えて申し上げますが、この危険なものについて補強という仕組みがあり得る

個性尊重というのが今度の第一次答申の中に理念の基本部分として出てくるのだらうけれども、戦

す。したがしまして、総会の審議を経てなお修正がなされるということでございます、目下のと

のではないか、こういう予定になっておるわけ
でございます。

○山原委員 二十一世紀からの要請にこたえる教育とは何ですか。

○齋藤(訥)政府委員 具体的にどういふ文言になるか今審議されておるわけでございますが、諸問におきましては、二十一世紀に向けての教育のあり方ということが諸問の「理由」に書かれておるわけでございますが、いずれにいたしましても、来るべき社会の変化なり文化の発展、こういうものに對して教育がいかにあるべきかという観点から検討されているところでございます。

○山原委員 時間が参りましたのでこれでおきますけれども、いかにも心もとない感じがしますし、私どももこの間臨教審の方々とお会いしましたときに申し上げたわけですが、本当に教育を語るといいますか、そういう意味では臨教審成立そのことに反對してきた私どもですから、拙速はいかぬとか慎重にやれとか言う立場ではないかのようにも思いますけれども、四月二十四日に「概要(その2)」を発表されました、そうしてこの間我々各党とお会いになった。その次の日でしたか、六月四日か五日でございますが、そのときには、新聞を見ますと、専門委員の方の意向が無視されたために廊下に聞こえるほどのどなり合いをやったというようなことまで出ているわけです。本当に六月二十六日にきちんとしたものが出るのかどうか。私は今そんな状態にないということ客観的に言わざるを得ないのですけれども、これはもうあなたに申し上げてもこれ以上進まぬわけですから、そのことの危惧の念を申し上げて、私の質問を終わります。

○白川委員長代理 江田五月君。

○江田委員 女子差別撤廃条約がやと問もなく批准という運びになりました、いよいよ男女平等新時代ということになりうかと思ひます。

私は、前からこの委員会でも中学校と高等学校の家庭科の勉強の仕方についてこだわってきたところですが、外務省の皆さんにお伺いすると、高等学校の家庭一般の履修の方法のみならず、中学の技術・家庭の履修の方法も今のこの女子差別

撤廃条約が予定しているような同一課程の教育というところになっていないというお答えで、文部省の方は、高等学校の方はそうだけれども、中学の方は必ずしもそうでない、しかし高校の教育課程を改めるに伴って中学の方も改めなければならぬというお考えのようです。いずれにしても一歩踏み出たところで女子差別撤廃条約は批准になる。家庭科問題に取り組んでおる者からいうと、何か、汽車は出ていく煙は残る、煙は一体どうなってしまうのかという不安があるわけです。

この条約は漸進性を持っているんだ、少しずつ前へ向かって進んでいくんだ、条約の目標としているところに一步一步近づいていく、そういう性格を持った条約だということです。

さてそこで、外務省に伺うのですが、批准後、その漸進性を担保するといえますか、一步一步前へ進んで行くといふことを確保するために、外務省はどういうことをお考えになつていらっしゃるのか。

○瀬崎説明員 お答え申し上げます。

この条約の十八条によりますと、批准した国がとりまき措置、立法上、司法上、行政上その他の措置、この措置を国連に置きまします委員会に報告することになっております。まず一年以内に、その後は四年ごとに当該国がとりまき措置につきまします報告することになっておるわけでございます。

この取りまきとはかなり広範囲な各省庁にわたるわけでございまして、外務省が中心になりまして取りまきとめるわけでございまして、こういった見地から、外務省といひましたし、この条約が誠実に履行されるようきちんとフォローいたしまして報告書を取りまきとめたいと考えておるわけでございますけれども、こういった条約の制度上からは外務省に課された任務かと、かように考えておるところでございます。

○江田委員 その外務省の任務を遂行していくために特別な機構が何かをおつくりになるのですか。例えば今女子差別撤廃条約批准準備室ですか。

があります、これはこれからどうなっていくのですか。

○瀬崎説明員 先生御指摘の準備室には現在五名の職員が働いておるわけでございます。この五名が約一年間にわたって、この条約の批准のために、関係省庁と協議したりいろいろ書類をつくりまして広報措置に当たると、かなり広範な仕事をやってきたわけでございます。幸いこの条約の批准のめどもは近づいておるということでございまして、これからまだ参議院の方で御審議いただくわけでございしますが、私どももいたしましては、この五名につきましましては一応それれもとの課に戻すということで、特別の機構というものは考えておりません。

ただ、条約上諸般の措置を講ずる必要があるわけでございます、これにつきましましては、一応国際連合局内の社会協力課におきまして条約の実施をきちんとフォローしていくことを考えておるわけでございます。

○江田委員 そうすると、この中学及び高校の家庭科の履修についての改善は、今のペースだと一年後に国連にいい報告ができるというようなことはちょっとならないようですが、それから四年後ですと五年後ぐらいにはいい報告ができるように外務省としてはこれを監視していくということのようですね。

今度は文部省に伺いますが、中学の技術・家庭がこの条約に抵触するかしれないかがどうもはつきりしなくて、技術・家庭という一つの科目の中の中身だからどういふ材料でその科目を構成するかというところである、その科目自体は男の子も女の子も学ぶんだからいいんだ、そんなような説明ですが、しかし、学ぶ子供の方からすれば、男の子は技術領域を中心として、女の子は家庭領域を中心として、こうなると、やはり男女で学ぶ中身が違ふということにはつきりしておる。男の子はこう、女の子はこうというふうに通うというのはこの条約に違反をする、素直に考えれば当然そうなると思うのですが、そのところをもう一度説明

していただけないか。

○高石政府委員 高等学校と中学校の基本的な違いは、まず高等学校は一般家庭については女子のみ必修、男性は選択ができるというようになつております。中学校の場合は、技術・家庭科を必要単位修得させるといふその前提は男女とも同じである、ただ、技術・家庭科の中で幾つかの領域がありまして、その中で、家庭科に類するような領域から幾つ選びなさい、それから技術系統から幾つ選びなさいという意味で男女に差があるという点があるわけでございます。そこで、構成の仕方として、技術・家庭科という現在の履修単位はそのままにして、その選び方の領域を、七領域から一つとかいうような制限を取つて、もう少し内容をふやしたりして、男女とも平等にそれが履修できるという形態にしていけば別段問題がないというふうにならうかと思ひます。したがって、高等学校の家庭科のあり方が検討されれば、現在の高等学校の家庭科も、一般家庭科という領域をもう少し広げて、男性も勉強しやうという、いわばもう少し生活的な要素の領域を広げていくという検討が当然に行われると思ひます。そうしますと中学校におけるその領域もおのずから拡大してくる、拡大された中から平等に選ぶというふうな仕掛けにすればおのずから解消していく、そういう意味で申し上げておりました、現在の中学校における技術・家庭科が条約上全く問題ないというふうには考えておりません。

○江田委員 そうすると、中学の場合も、一定の領域があつてその中でどう選択するかを、男子はこう、女子はこうというふうに通うわけではなくて、選んでいいけないのだ、そうではなくて、その選択の仕方はやはり個人個人に任されるんだ、高校の場合にも家庭一般にはかものをつくつてある領域をつくつて、女子は家庭一般、男子は何々と同じことになるので、仮に家庭一般を選択必修にする場合にも、周辺領域まで広く取り込んだ上で、男子、女子の区別でなくて個

人の選択に従ってその領域の中から選択させる、
そういう方向だ、要約してこうお伺いしておけ
間違いないですか。

○高石政府委員 基本的にはそういうふうにか
考えております。

○江田委員 中学の場合に、そういうふうな技
術・家庭という科目の中の幾つかの領域、それが
幾つになるかはこれからの検討課題だとして、こ
れを男女の区別でなく個々の生徒の選択に従っ
て選ばせるというふうにするればこの条約には適
合することになるのでしょうか。外務省、いかが
ですか。

○瀬崎説明員 ただいまの文部省側の御説明の
とおりであれば、条約上特に抵触するということ
はないと思います。

○江田委員 したがって、外務省としてはそう
いう方向を監視していただくということにもなる
わけですね。

○瀬崎説明員 先生のおっしゃるとおりでござ
います。

○江田委員 そうしていきますと、やはり問題
が残るのは、家庭科というものの重要性を一体ど
う認識するか、あるいは家庭科をこれからどう
いうふうな位置づけで、これをどう改革してい
く時代に適した家庭科にしていくのか、その必要
がありやなしや、そこに移っていくわけ、これは
もう女子差別撤廃条約との関係ではなにもま
家庭科の問題になるわけです。

文部大臣、これから高齢化社会あるいは核家
族という時代に生きていく人間として、家の中
のことは女子に任せておけばいいんだ、男は外に
出て働いて、あとは、家に帰れば飯、ふろ、寝る
で家のことは全部お任せという時代じゃない。
本当に子育てにしても家庭経済にしても、さま
ざまな家庭生活一般、男も女もともに——これは
簡単じゃないですが、どちらかというと男の方
が強いかもしれぬ。だけれども、本当にやってみ
るとそれはわかりませんけれども、もちろんそう
いうような男子、女子の多少の違いはあるし、ま

た子供を産み育てるというのは、育てるは別です
が、産む方は女子しかできない、逆に産ませる方
は男子しかできない、そんな違いはあるでしょ
う。しかし、もっとお互いに共同の役割を受け持
ちながらやっていく、そういう時代が来ているの
で、家庭科というのは今までのような女子だけに
向いた、調理とか裁縫とかに中心が置かれてい
る家庭科から大きく変質をしなければならな
い、変えていかなければならぬ、こういう主張を
私は前からしておるのですが、文部大臣のお考
えを伺いたいと思います。

○松永国務大臣 私は、家庭といえ、夫婦が中
心でそこに子供がおるといふ状態を頭の中に浮
かべるわけでありますが、どういふふうな形で家
庭を運営するか、これは夫婦が対等の立場でじつ
り協議して決めるべき事柄であって、どういふ
うにすべきだ、どうなるであろうという予測は私
はしない人間なのでございます。ある夫婦は話し
合いの上、専ら奥さんの方が家庭をきっちり守
る、御主人は外に行き働いて帰ってくる、そう
いう家庭も、夫婦が円満な話し合いの上でそう決
めたならばそれはそれでよかろうと思います。あ
るいは一日交代でやるものも結構でしょうし、一
月交代でやるものも結構でしょうし、あるいは常
に一緒にやるものも結構でしょうし、いづれにせよ、家庭
の運営、家庭の経営というものは夫婦が対等の立
場、協力をした上でやっていくべきことだとい
うふうに私は思っております。

○江田委員 協議というのがどういふことになる
のか、余り協議、協議と言うと大変かた苦しいよ
うな感じもするけれども、いずれにしても対等
でそれぞれの夫婦の型をつくっていく。しかし、そ
のために男はこうで女はこうでとあらかじめ決
めてしまっておくのは協議も何も成り立たないわ
けですから、男の子もあるいは男の親もいろいろ
家庭の雑務もやる能力と感覚とを身につけてい
ないと、これからはどうしようもないという気は
しておるのです。
家庭科の問題はこの程度にいたします。外務

省、御苦勞さまでした。ありがとうございます。

それから、次に、時間が余りありませんが、法
務省の人権擁護委員がはじめの問題について乗り
出してきた。ひとつはじめの問題と取り組もうとい
う野崎局長のハッスルぶりが報道されたりして
おりますが、これはどういふところまで踏み込む
つもりなのか伺わしてくだい。

○堀説明員 最近深刻な社会問題となっている
はじめの問題につきましても、これはひとり学校教育
の問題にとどまらず人権問題でもある、こういう
認識に立ちまして、三月十二日に人権局長の通達
をもって各法務局長、地方法務局長あてに、こ
ういふ問題の解決に積極的に取り組むようにと
いうことで指示をいたしました。六月五日、六日
に人権擁護部長会を開催いたしました。この問
題についての具体的な取り組みの方策について実
は協議いたしましたわけでございます。

まず第一に、いじめは実は相手の人権を侵害す
るものであるということと、その背景を見
てみますと、やはり他人に対する思いやりとかい
たわりの心というものが欠けておる、すなわち人
権意識の立ちおくれがあるということとございま
して、私どももいたしましては、この基本的人権
の中核にある個人の尊厳性、人間の尊重というこ
とを基盤に据えた啓発活動を積極的に展開したい
と思っております。

第二番目は、これまで各法務局、地方法務局あ
るいは人権擁護委員の先生方で人権相談というも
のを実施してきておるわけですが、そうした人権
相談の体制を強化することによっていじめの情報
といふものを把握していく。情報を把握した場合
の処置でございますが、これは学校教育ともかな
り深く関係する問題でございますので、原則とし
ては、これを学校にお伝えして、学校側に御対応
を願うということになるわけでございますが、人
権擁護機関としても保護者や地域社会に対しては
やはりそれなりに啓発活動をやっていく。それ
に、できるものなら各地域社会においていじめの

問題対策の懇談会みたいなものができる可能性と
いうことも探ってみようというふうなことで、そ
ういった方針でこの問題に取り組んでいくことに
いたしておるわけでございます。

○江田委員 啓発活動と情報収集活動はそれなり
に意味があると思うのですが、具体的事案の解決
といふことになりまして、いじめの問題が例えば
訴えとなつて出てくるようなケースというのは非
常に少ないわけで、どちらかというと、親にも言
わない、先生にも言わない、陰に隠れたところで
いじめが陰湿に進行するというのが現実で、人権
擁護局が乗り出してきたから、地方の法務局が乗
り出してきたから、人権の観点から具体的事案が
見事にどんどん解決されたというぐあいにはな
かないんじゃないかと思つておる。その心意
気は買いますが、これはやはり文部省としては、
人権擁護局が出てきてくれたからもう安心だなん
て言っていたら大間違い。確かに人権という観点
からの見方は非常に重要だ、そのことは大切に
しなければならぬが、むしろ逆に、教育の場
のことですと、教育という立場から見ると、人
権侵害をする方もされる方もともに、教育のゆ
みあるいは学校のゆがみ、社会のひずみの犠牲者
であり、人権侵害をする方はする方、やはり心
を痛め人格を害しながらそういうことに陥って
まわっているわけですから、文部省としては、法
務省に立ち上がられてむしろ大変に残念なことだ
と思わなさいいけないと思つておる。そのこと
についての御見解と、それから、このいじめの問題
について文部大臣は、通学区の規制の緩和とい
うことをおっしゃいましたね、これはどういふ趣
旨でおっしゃったのか、もう少し敷衍して御説明
をいただきたいと思つておる。

○松永国務大臣 法務省がこの問題について、い
じめられておる子供の人権を守るという立場、そ
れからまた、いじめをする子供の思いやり、いた
わりといった人権思想が欠落しているという観
点、こういう点から人権擁護あるいは人権思想の
普及という立場でこの問題に積極的に取り組んで

いたたくということは極めて結構なことであると思っております。

このいじめの問題は、先生御指摘のように、例えば少年犯罪がふえたとかあるいはその他の犯罪がふえた、これに対する対応策をやつて、そしてその犯罪の増加をとめるなどということよりはさらにやり方が難しい、また時間のかかる、即効的な策のない、そういう問題だと私は思つておるわけでありまして、これをやつたからこれで治つたというふうなことはなかなか非常ににくい難しい問題だというふうに思います。

今先生御指摘のように、この問題の背景には、社会的な風潮の問題もあれば、学校における教師の指導のあり方の問題もあれば、あるいはいじめをする子供が幼少のころから家庭でどういう育てられ方をしたのか、家庭環境はどうであつたのか、いろいろな問題が絡み合つてこのいじめという陰湿な、そしてまた継続的にあるいは人におからぬような状態でやつていくいじめですね、そういうものが起こつておるといふふうに思ふわけでありまして、問題の解決には、これが特効薬だといふものはない、いろいろな方面から手を打つていかなければならぬというふうに思ふわけでありまして、文部省としては、臨教審などの答申を待つまでもなく、これは重大問題として既に取り組んでおるわけでありまして、生徒指導の充実を図るような措置を各都道府県教育委員会を通じて徹底すると同時に、教師向けの指導資料の作成もし、それを配付して、教師が生徒指導に当たつた場合の資料を届けた、さらにまた、今後さらに対応策を立てていくために、専門家、有識者を集めての検討会議をこの四月に発足をさせたわけでありまして、その有識者や専門家のいろいろな意見を聞かせていただいた上の対応策をいただきまして、それに基づいてこのいじめの問題が早急に、できるだけ早い機会に静まるように、少なくなるように、そして最終的には根絶できるように、積極的に努力してまいり所存でございます。

なお、私は、いじめの問題に関連をして学校の

転校の問題に触れたわけでありすけれども、教育の立場からすれば、いじめをする子供あるいはそのグループがある、一方においていじめられておる子供がおるといふ場合に、教育の立場からすれば、いじめをする子供がいなくなる、いじめをするグループをなくしていくということが教育でございましょう。しかし、そうたやすく直らぬといふことはあり得ますし、そういうことを考えますと、このいじめられておる子供の健全な成長を図つていく上であるいはまたその人権を守る上で、父兄と学校と教育委員会とが協議をした上、この際ほかの学校に移したならばこのいじめのグループからねらわれずに済むというような場合には、現在の法律を弾力的に運用をして、そうして学校の指定がえをするということが認められていゝのじゃないか。そのことが、いじめられておる子供を健全に教育していく上でも、また人権を守る上でも適切であるという考え方を申し上げたわけでございます。

○江田委員 今の通学区についての文部大臣の考えは、それは通達か何かにして実現をするということになるわけですか。

○高石政府委員 現在の学校教育法施行令の八条で、「市町村の教育委員会は、第五條第二項の場合において、相当と認めるときは、保護者の申立により、その指定した小学校又は中学校を変更することが出来る。」ということ、現行法令上も可能であるわけですが。ただ、一般的に市町村は学区を設けて、住所が移れば移すということをやつてきておりますので、そういう意味の教育的な観点での配慮、そういう運用措置ということには余り力を入れてやつていなかつたわけでございます。したがつて、今後そういう事態に対応できるようなためには、運用上この政令の解釈をより広げて運用していけば十分に対応できる、こういうふうに考えております。

○江田委員 時間が参りましたが、最後に一問だけ……私、これはびっくりしたのですが、徳島新聞と

いう新聞がありまして、ここは社団法人だそうで、しかも去年の八月一日の法務委員会での質疑を見ますと、監督官庁が決まっていないうような状態がある。その後、この監督官庁が文化庁に決まつたということですが、全国でもう一社どこかにあるらしいのですが、いずれにしてもレアケースですね。こんな新聞を発行している機関が社団法人なんというのを前提にして、公益性を満たす新聞に変えるために一生懸命に新聞の報道の仕方とか経営の仕方とか全部文化庁の方で御指導なさるか。それとも、これはやはりほかと同じように株式会社でやらないよというふうに御指導なさるか、その方針はもうそろそろお決まりでしょうか、伺いたいと思います。

○加戸政府委員 御質問のございました徳島新聞社は、昭和十九年の五月に、当時の内閣総理大臣及び内務大臣によりまして、民法三十四條の法人として設立の許可を受けたわけでございますが、その後、わずか半月でその監督権限が地方長官、当時の徳島県知事に権限が委任されて、今日に至つておるわけでございます。この問題につきましては、中央官庁つまり主務官庁はどこになるのかということにつきまして不明確なままで今日まで推移したわけでございますが、昨年の国会におきます御質問もございました関係上、一応関係する省庁と思われまます総理府、自治省、文部省の三者間で協議をいたしまして、四月に至りまして、この問題は、文化を所掌する文部省において主務官庁としての取り扱いをするということが三者協議として意見がまとまつたわけでございます。

現在、徳島新聞につきましては、当方といたしまして、まず今までの経緯、事実関係の把握に努めておるわけでございます。徳島県からいろいろな事情を聴取しておる段階でございます。いづれ事実関係を把握した上で関係省庁とも相談しながら、今後の対応を考えてまいりたいという段階でございます。

○江田委員 終わります。

○白川委員 長代理 次回は、来る十九日午前九時

五十分理事会、午前十時から委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。
午後六時二十九分散会

昭和六十年六月二十六日印刷

昭和六十年六月二十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局